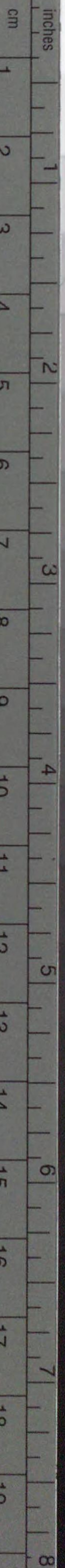


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

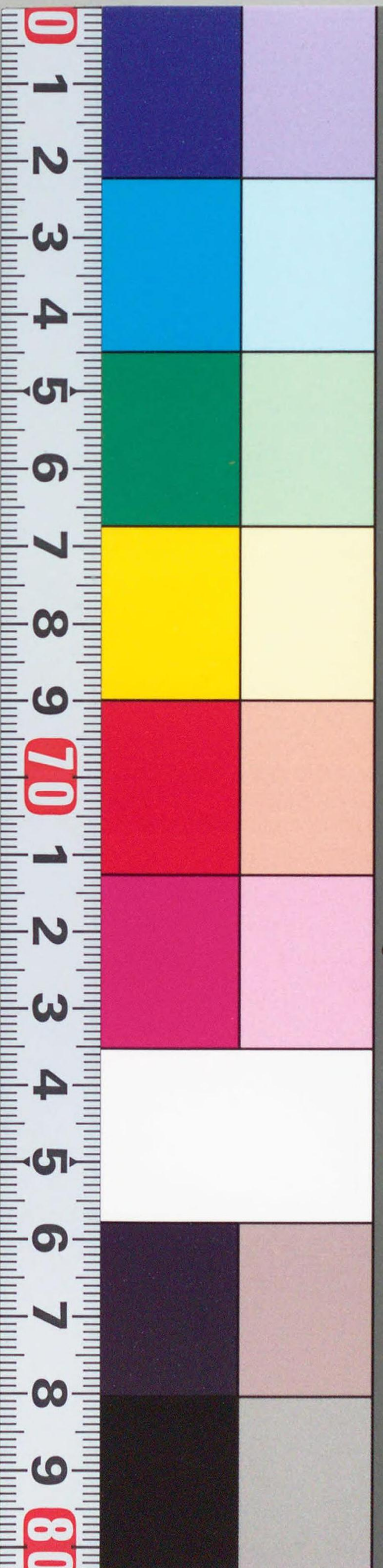
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



BZ-8-H90



1200501654980

(衆議院公報附録)

調査資料第八輯

昭和十三年一月

電力統制問題に関する資料

衆議院調査部

BZ-8-H90



I 種
W



1200501654980

BZ-8-1990

例
言

本書は電力統制問題に關し貴族院事務局調査課に於て調査編纂
のものを其の儘印刷に付したるものなり

昭和十三年一月

衆議院調査部

電力統制問題に關する資料

目次

一、はしがき	一頁
二、政府案の内容	五
(一) 調査局案	五
(二) 第七十回帝國議會提出遞信省案	一一
(註) 調査局案との相違點	三一
(三) 遞信省臨時電力調査會答申案	三二
(註) 第七十回帝國議會提出遞信省案との相違點	三八
(四) 第七十三回帝國議會提出豫定の遞信省案	三八
三、政府案に對する賛成論	五三
(一) 電力需要者の賛成論	五三

(一) 當業者の賛成論 五七

(二) 經濟評論家の賛成論 六〇

四、政府案に對する反對論 七〇

(一) 思想論 七〇

(二) 統制の必要の問題 八四

(三) 統制の形式の問題 九三

(四) 料金問題 一三〇

(五) 經營上の諸問題 一五四

(一) 遞信省發表の數字的根據に關する問題 一五四

(二) 水主火從の問題 一七七

(三) 大發送電遂行の問題 一八三

(四) 發送電と配電の分離の問題 一八五

(五) 合併の問題 一八九

(六) 資金調達の問題 一九一

(七) 出資物件評價の問題 一九二

(八) 外債處理の問題 一九五

(九) 租税公課の問題 二〇三

(十) 官吏の能率問題 二〇五

(六) 法律上の問題 二〇八

五、最近に於ける新聞紙の論調 二一五

附 録

一、電力統制に關する私案 一

二、電力問題關係記事總覽 一



一はしがき

昭和十一年七月三日の廣田内閣の閣議に於て頼母木遞相より電力國營の必要として説明せられたる所は次の如くである。即ち「……凡ゆる産業の原動力は現に九割近く迄も電氣が之を占め又從來全部を外國から輸入によつてゐた新興諸化學工業の製品の如き同時に國防上絶対に缺くべからざるものであるが其の事業の成否は全くかかつて電力の低廉且豊富なる供給といふことに存する。更に現時の重大問題たる農村の振興であるが、これとても電氣の利用を改善することによつてその疲弊を匡救し都市との對立氣分を緩和し得る。又我國に貧弱なる燃料を節約して有事に備ふる等電氣の有する國家的公共的使命は實に重大で、之等使命達成には究極する所良質の電氣を豊富且低廉に供給する事になければならずそれが爲めには「供給區域を全國的に擴大しこれに應じて大規模な發電計畫を遂行し設備の重複を排し經濟的に又公益的に綜合統一した計畫の下に運営することが肝要である」と。(昭和十一年七月四日東京朝日新聞)

この頃より漸く電力問題に對する議論活潑に行はれ、民間當業者其の他に於ても相當猛烈な反對氣勢があげられた。

かくて政府は慎重を期し、馬場藏相、小川商相、前田鐵相及頼母木遞相の四相會議に於て更に詳細に電力國營案を検討する事を委嘱した。よつて四相會議に於て審議の結果、民有國營の原則は承認せられて、次いで昭和十一年十月二十日の閣議に付議、決定せられた。

而して第七十回議會に電力關係法案四件を提出したが、突如廣田内閣の總辭職により一頓挫を來し本案は林内閣の兒玉遞相に引繼がれた。その取扱は各方面から注目されてゐたが、林内閣では七十議會への提案は取り止めることとし、三月二日衆議院豫算委員第六分科會議に於て兒玉遞相より「固より本案は洵に優秀なる計畫であることを失はないのであります。何分にも時間の餘裕がございませぬので、其内容に付て尙検討を要する諸點の残つて居ることを遺憾とする次第であります。而して會期も既に餘日少く相成りましたし、且又豫算審議の期間も日に迫りつつある今日に於きまして、何時までも此儘に遷延を許さざる事情でありますから、政府は己むを得ず本會議に於きまして、本案の提出を見合はすことに致しました。併しながら現下の情勢に鑑み、我國の電力問題は此儘に放任して置くことは到底許さざる所でありまして、之を統制強化するの緊切なることを痛切に感ずるのであります。仍て政府は本件に關しまして更に慎重なる検討を行ひまして、國民大衆に豊富低廉なる電力を提供致し、且つ一面に於ては國防上遺憾なきを期する爲に最善の計畫を定めて、來議會に之を提案し

御審議を仰ぐことに致したいと考へて居ります」(速記録による)と言明し、之が所要經費を十二年度豫算中より削除した。しかもその兒玉遞相も林内閣の瓦解とともに辭職し、近衛内閣成立とともに永井遞相に引繼がれた。

永井遞相は此の問題を積極的に採り上げ、從來の論争をも參考にして種々考慮を重ねてゐたやうであるが、その後二回に亘る臨時議會の召集と支那事變の勃發は、一方に於ては之が具體化を遷延せしめてゐたが、同時に戦時經濟上益々電力の國家的統制を必要とするに至り、遞信當局では來る通常議會に電力統制案を提出することに決し、永井遞相の所謂官民協力によつて具體案を得る爲に遞信省内に臨時電力調査會を設置した。

右臨時電力調査會は總會五回、小委員會八回を開き一應の答申案を得たのである。

然るに當業者側は依然該答申案に對しても反對の態度を採り、電氣聯盟は電力管理案の代案として自身作成せる自治統制案たる五大電力會社の共同計算制を遞相に提出し、又近く之を實施する事を明にした。

一方、政府に於ては答申案に基き電力管理案の要綱を作成し、昭和十二年十二月十八日の閣議に上程、承認を求め愈々議會へ提案の準備に着手した。

以上電力統制問題の今日に至る迄の大體の經過であるが、此の間、政府案に對して賛否兩論に分れて種々の議論が交へられ、新聞、雜誌、パンフレット等に其の意見を發表するものも多數に上つたのである。以下は夫等の意見の概要を論點別に輯録したものである。

二、政府案の内容

(一) 調査局案 (昭和十一年六月十日)

管理案大綱

電力は國民生活の必需たると共に國家産業動力の基本たるの事實に鑑み、その供給を低廉且豊富ならしむる目的を以て國家之を管理す。之が方策としては發電及び送電事業は國營たらしめ、之が爲要する設備は新たに設立する特殊の株式會社 (既存の電氣會社よりは發送電設備を現物出資せしむ) をして建設提供せしめ、之に對しては一定の公正なる使用料を交付し、かくて民間の資本を適當に活用すると共に國家の意思に基づき直接發送電事業を運営し以て電力の國家的統制を完全に遂行するものとす。尙一般需要者には原則として公營又は私營たる配電事業者 (これに對する統制も強化、合理化す) より電力を供給することとするも電氣料金はその普遍的低減を計るは勿論、國家の産業政策、社會政策を加味して適正妥當なる料金たらしむ。

管理機關

一、發送電事業國家管理の爲に遞信大臣の監督の下に電氣廳を置き主要なる地方には其の支廳を置

く、電氣廳は左の事務を取扱ふ(配電會社に對する監督を除く)

(A)電力管理に關する重要事項(一)發送電計畫の樹立並に其の實施(二)卸賣電力料金の決定(三)發電所に對する發電指揮(四)配電會社との供給條件の締結(五)自家用發電の許可その他

(B)日本電力設備會社の監督に關する事項

(一)法人の構成に關する監督(二)計畫命令(三)交付金の決定(四)設備の技術に關する命令(五)資金に關する事項(六)資産の維持償却に關する事項

二、發電の爲にする水利使用は特殊のもの外政府のみの特權とす、未開發水利權は政府之を收用す
三、發送電設備の維持保持は特殊會社をして當らしむ、即ち設備と併せ之が維持定員をも政府に提供せしむ、なほ大發電所には電氣廳の官吏を駐在せしめ其他には囑託員を置く

新會社構成

(一)日本内地に於ける一般供給用發電及び送電の爲にする電力設備をなし之を政府の用に供するを目的とする株式會社とす(二)提供する設備は二千キロ以上の水火發電所、三萬三千ボルト以上の送電線主要變電所並に指定する設備(三)既設電氣事業者の所有する發送電用の電力設備は本會社へ現物出資せしむ(公債をも含む)(四)鐵道省の發送電設備も政府之を現物出資す(五)資本金は一先づ十五億圓

とす(六)本會社へ現物出資したる爲め會社の存立の目的を失ふものはその申出により之を買收することとす(七)政府は其の所有資金を以て相當多額の出資をなす(八)配當保證(公債の利子程度)をなすと共に一面配當制限(公債利子プラス二分)を設く(九)交付金は設備維持費、固定資本に對する一定割合と將來の建設に要する資金の中の或部分とに相當する額とす(十)重役は政府之を任命す(十一)重役は電氣廳に設置する電氣委員會の委員となし電力政策の樹立に干與せしむ(十二)會社には建設上及び營業上に各種の特權を賦與す

本案の長所

電力國營は低廉なる電力を豊富に供給する抜本的方策なるが、本案は更に實行上及制度上次の妙味あり

一、國營實現の爲に巨額の公債發行を要す、これ財政の現状及び公債政策の見地より困難なりと言ふ論者多きも本案は既設發送電設備の買収に伴ふ公債發行の困難を避けて實質的に電力の國營を實現する妙案なり

二、電力國營には長所もあり短所もありとせらるるも本案は國營の長所を巧みに捕へ短所を捨つるの案なり、即ち議會の豫算協賛權に伴ふ電力開發計畫の掣肘公、債政策と電力需要との矛盾並に建設

費の不經濟化等を政府自ら設備の所有を爲さざる爲め免かれ得ることとなる

三、既設發送電設備に對する處置が比較的容易なり、即ち全部政府に回收せらるるものにあらずして現物出資として新會社の株式に変更せらるるに過ぎず、且又本株式は會社の使命及び政府の保證並に事業の堅實味に基づき株價は自然騰貴すべく、既存設備所有者は現物出資に反對せざるべし

四、電氣事業全部を國家管理となすにあらずして、發送電事業のみなるを以て既存會社の大部分は配電部分が残存し依然として會社として存立する爲め重役の地位その他に支障なきのみならず收益率高き配電部分の残存は一般株主も歓迎すべし

五、現物出資に際し發送電設備に對する過去の水増及び過當評額を修正す、之がため既存會社は資産の切捨と同様の不利益を受くるも之は理論上よりは過去の經營者が善良の管理をなさざりしより來る株主の受くる當然の不利益と見らる、唯事實問題としては株主は大なる犠牲を受くるが如く思はるるも事業の収益は確保せられ發送電設備の死藏は皆無となり需要の増減に適合する發電をなすを得、内外共に經營は合理化せる事業の堅實味を増大し其の結果として新會社の株價は自然高騰するものなるを以て必ずしも理論通りの犠牲を受くるものにあらず（全部買収せらるるにあらざるを以て國家報償の問題生ぜず、他の様式に變形するのみ、且つこの價值はより大なり）

六、資金の吸収圓滑に行はるべし、設備會社は發送電事業の管理を自ら行はずと雖も、政府の保證する國策會社なるに於ては、電氣事業に對する投資は一般的に見て確實なる利潤を對象とせるもの多き事實に鑑み民間資金の吸収は順調に行はるべし

七、水力資源の經濟的利用（有効的利用）をなし得、發電設備は政府自ら所有せずと雖も、全國的發送計畫を直接樹立して之に基づき諸施設を會社に爲さしめ得るものなるを以て水力資源の開發を國家的見地に基づき大規模に組織的に遂行し得てその經濟的利用を實行することとなる、即ち從來は開發者が私企業なる爲め現時の經濟組織及び法制の下に於ては電力原價の最低下又は水力資源の最大利用よりも寧ろ投下資本に對する利潤特を最大ならしむることを望むは自然の結果なり、然るに本案による時は該當部分の個別的利潤率の最大化を第二義的ならしめても尙且つ國家的見地に基く發電地點の最大利用を實行することを得ると共に綜合的には發電原價を低下せしめ得ることとなる

八、設備は會社の所有たりと雖も發送電そのものは政府自らの管理する所なるを以て發電に伴ふ他の利水との關係及送電使に伴ふ土地用上の難點は比較的平易に解決すべし

九、電氣事業はその公共性に基づき國家より種々の公益的干渉又は統制を加へらるるは固より當然なる所、民營會社なるにおいては現時の制度の下においては營利追究を目的とするものなるはこれ亦當

然なり、然るに營利と公益とは必ずしも一致せざるを以て會社側は常に不満を感じ政府側も亦十分なる統制を行ひ得ず、これを以て會社の權利能力の範圍を限定して當初より政府の統制の下に且又その許容の範圍内においてのみ存立せしむることとせば、かかる撞着不満は排除され、政府は必要とする電力開發の目的を容易に達成し會社はこれに順應して設備の施設を行ひ得べし

十、一般の國營にありては著るしき官吏の増員を隨伴すれども、本案による時は設備と共に之が維持要員をも提供せしむるものなるを以て官吏の増員となるは電氣廳關係のもの僅少に止まる

制定する法律

- 一、電力管理法 電力を國家に於て管理する根本方針並に水力開發に關する重要事項を規定す
- 二、日本電力設備株式會社法 政府の管理する發送電事業の爲に設備を提供すべき特殊の株式會社の構成、特權義務等を規定す
- 三、電氣事業法 現行電氣事業法を全文改正して主として配電電氣事業者を對照とする法律とす
- 四、電力特別會計法 電力卸賣に關する歳入並に設備會社に對する交付金の支出に關する事項を規定す

(二) 第七十回帝國議會提出遞信省案

電力管理法案

電力管理法

第一條 發電及送電ハ政府之ヲ管掌ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 政府ノ供給スル電力ノ料金其ノ他供給條件ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ其ノ供給シタル電力ノ料金ニ付供給ヲ受ケタル者ガ電力ヲ處分シテ取得シタル債權ノ上ニ質權ヲ有ス

第三條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク

電力審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ノ管掌スル發電又ハ送電ノ爲使用スル工作物ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ其ノ發電又ハ送電ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條ノ規定施行ノ際現ニ發電及送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ發電及送電ヲ爲スコトヲ得

電力管理法案理由書

電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲天然資源タル水力ノ完全ナル利用ヲ爲スノ必要アルヲ以テ發電及送電ノ事業ハ之ヲ國家ノ管掌ニ歸セシムルコト現下内外ノ狀勢ニ鑑ミ極メテ緊要ナリトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

日本電力設備株式會社法案

日本電力設備株式會社法

第一章 總則

第一條 日本電力設備株式會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ之ヲ政府ノ管掌スル發電及送電ノ用ニ供スルコトヲ目的トスル株式會社トス

日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ營ムコトヲ得

第二條 日本電力設備株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 日本電力設備株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上、若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第二章 出資

第四條 政府ハ其ノ發電及送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其ノ附屬設備（共ニ工事中ノモノヲ含ム以下同ジ）ヲ本章ノ規定ニ供リ日本電力設備株式會社ニ對シ出資セシムルコトヲ得

第五條 政府ハ其ノ發電及送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其ノ附屬設備ヲ日本電力設備株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ設備及出資ノ期日ヲ公告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及當該設備ノ所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 前條第二項ノ通知ノ後出資ノ目的タル設備ノ所有者當該設備ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 第五條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ新ニ所有權以外ノ構利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ日本電力設備株式會社ニ對シ國有ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ電氣事業評價委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ決定ス

第十條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ三分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

一 當該設備ノ建設費ヨリ減損ヲ控除シタル金額

二 當該設備ニ依リ電力供給ヲ爲ス場合ニ於ケル收入額ヨリ營業費ヲ控除シタル一年間ノ益金ヲ一定ノ利率ヲ以テ除シタル金額

前項ノ建設費、減損額、收入額、營業費及一定利率ハ効令ノ定ムル所ニ依ル

單獨ニテ出資ノ目的ト爲ス豫備用發電設備其ノ他第一項ノ規定ニ依ルヲ不適當トスルモノニ付テハ同項第一號ノ金額ヲ基礎トシ當該設備ノ利用價值ヲ斟酌シテ其ノ價格ヲ算定ス

第十一條 出資ノ目的タル設備ノ價格ヲ決定スル爲必要アルトキハ政府ハ當該設備ニ關シ所有者ヲシテ報告ヲ爲サシメ又ハ之ヲ調査スルコトヲ得

第十二條 日本電力設備株式會社ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂入済株式ヲ割當ツベシ但シ當該株式一株ノ金額ニ滿タザル部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ支拂フベシ

出資ノ目的タル設備ニ變更アリテ其ノ變更部分ニ付株式割當ノ日迄ニ價格ノ決定ヲ爲シ得ザリシトキハ當該部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ決済スルコトヲ得株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付亦同ジ

第十三條 出資ノ目的タル設備ハ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ日本電力設備株式會社ニ出資セラレタルモノト看做ス

出資ノ目的タル電力設備及其ノ附屬設備ニ關スル河川、湖又ハ沼ノ水ノ使用ノ許可ハ出資セラレタル日ニ於テ其ノ効力ヲ失フ

第十四條 第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル出資ノ目的タル設備ノ價格ニ付不服アル出資者ハ決定ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ガ通常裁判所ノ認定シタル價格ニ達セザルトキハ其ノ差額ハ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ日以後ニ於テ金錢ヲ以テ之ヲ支拂フベシ

第十五條 電力設備及其附屬設備ヲ出資シタルニ因リ殘存電氣事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキハ出資者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス但シ買收價格ノ裁定ニ付テハ電氣事業評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六條 電氣事業評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限り其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ買入ルルコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本電力設備株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

第一項ノ買入代價ニ付テハ日本電力設備株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行スル社債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第十八條 第四條ノ規定ニ基キ日本電力設備株式會社ニ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル河川、湖若ハ沼ノ敷地ニ於ケル工作物ノ新築、改築若ハ除却又ハ其ノ敷地ノ占用ニ關スル權利義務並ニ道路其ノ他土地ノ占用又ハ使用ニ關スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社之ヲ承繼ス

第十九條 第十三條第一項及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 役員

第二十條 日本電力設備株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第二十一條 總裁ハ日本電力設備株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十二條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期五年トス

理事ハ株式總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株式總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十三條 總裁、副總裁及日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 使用料

第二十四條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ電力設備及其ノ附屬設備ノ使用ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ

依リ日本電力設備株式會社ニ使用料ヲ交付ス

第五章 特 權

第二十五條 日本電力設備株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 日本電力設備株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得

但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超エルコトヲ得ズ

第二十七條 日本電力設備株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額

トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本ノ増加

拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一

二 第四號、第八條又ハ第十五條ニ規定スル出資又ハ買收ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ二

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本電力設備株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十八條 日本電力設備株式會社ニハ初營業年度及爾後十年間ヲ限り所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

但シ地方稅ノ賦課ニ付テハ之ヲ免除セザルモノト看做ス

前項但書ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ガ免除セラレザルモノト看做サル場合ニ於ケル地方稅ノ賦課ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 日本電力設備株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額

ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後十年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

日本電力設備株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額（前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズ）ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十條 電氣事業法第六條乃至第十四條ノ規定ハ日本電力設備株式會社ニ付之ヲ準用ス

等 六 章 監 督 及 義 務

第三十一條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十三條 日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニハ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ検査ヲ爲シ、報告ヲ爲サシ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社監理官ヲ置キ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十六條 日本電力設備株式會社監理官ハ何時ニテモ日本電力設備株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本電力設備株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本電力設備株式會社ニ命ジ業務ニ

關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本電力設備株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十七條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ニ對シ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ著手セザルモノアルトキハ當該許可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ガ取消ヲ爲スモノトス

日本電力設備株式會社ハ前項ノ取消ヲ受ケタル者ニ對シ調査又ハ測量其ノ他工事準備ノ爲拂出シタル通常ノ費用ヲ補償スベシ

第十五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 日本電力設備株式會社ガ前條第一項ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ命ジタル設備ノ建設又ハ變更ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ第二十四條ノ規定ニ依ル使用料ノ一部ヲ交付セザルコトヲ得

第三十九條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰則

第四十條 日本電力設備株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二 主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

三 第三十四條ノ規定ニ違反シ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ

第四十一條 日本電力設備株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第二十三條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十三條 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ現状ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條 出資ノ目的タル設備ノ所有者正當ノ事由ナクシテ第十一條ノ規定ニ依ル調査ヲ拒ミ、妨

ゲ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十五條 出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ適用スベキ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

第四十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本電力設備株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十九條 第五條第二項及第十二條ノ規定中日本電力設備株式會社トアルトキハ會社設立ノ場合ニ於テハ設立委員トス

第五十條 第十四條ニ規定スル訴ハ日本電力設備株式會社ノ成立前ニ於テハ設立委員ヲ相手方トシテ

之ヲ提起スルコトヲ得

第五十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第五十二條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法等百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第五十三條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十四條 前條ノ拂込アリタル後設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第五十五條 創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十六條 創立總會ニ於テハ第二十二條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本電力設備株式會社總裁ニ引渡スベシ

日本電力設備株式會社法案理由書

政府ハ發電及送電ヲ管掌スルコトトスルモ國家財政ノ現状ニ鑑ミ所要ノ設備ノ建設維持等ハ之ヲ民間出資ノ特設株式會社ヲシテ取扱ハシメントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電力特別會計法案

電力特別會計法

第一條 發電及送電事業(附帶事業ヲ含ム)ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

電氣ニ關スル事業ノ監督及通信事業ニ屬セザル電氣試験ニ關スル歳入歳出ニハ本會計ノ所屬トス

第二條 本會計ニ於テハ電力料、電氣試験手数料、利子收入、配當收入其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ日本電力設備株式會社交付金、事業取扱費、監督費、電氣試験費、營繕費、一時借入金ノ利子其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條 本會計ニ於ケル歳入總額ノ歳出總額ヲ超過スル金額ハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ償還スベシ

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ノ積立金ハ國債若ハ日本電力設備株式會社ノ株式ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入ルコトヲ得

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ條入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ス勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力特別會計ノ設置ニ付他ノ會計ニ關涉シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ他ヲ定ム

電力特別會計法案理由書

電力管理法ニ基キ經營スル發電及送之事業等ニ關スル歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト區別シ特別ノ會計ヲ立ツルノ必要アリ是レ本區ヲ提出スル所以ナリ

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律

第一條 工場財團ニ屬スルモノハ日本電力設備株式會社法第十三條第一項及第十八條ノ規定ニ依リ日本電力設備株式會社ニ移轉シタル後ト雖仍其ノ工場財團ニ屬スルニトス

前項ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ工場財團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ義務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外日本電力設備株式會社ガ抵當權實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

日本電力設備株式會社ハ前項ノ供託物ノ上ニ質權ヲ有ス

第三條 前條第一項ノ出資者ガ出資設備ヲ擔保トスル社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ於テハ日本電力設備株式會社ハ其ノ出資者ニ代リ當該社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得
日本電力設備株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲シタルトキハ當該出資者ニ支拂フベキ株式配當金又ハ社債ノ償還金若ハ利息ヲ以テ其ノ元金若ハ利息ノ支拂額及避クルコトヲ得ザリシ費用ノ償還ニ充當スルコトヲ得

第四條 政府ハ電力設備及其ノ附屬設備ノ大部分ヲ出資シタル第二條第一項ノ出資者ニ該當設備ヲ擔

保トスル社債ヲ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認メタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社ヲシテ當該社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシメントスルトキハ政府ハ當該社債ノ種類及名稱並ニ承繼ノ期日ヲ公告スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及前項ノ出資者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

前項ノ承繼期日ガ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ナルトキハ當該出資者ニ對シ日本電力設備株式會社法第十二條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス株式ノ割當ハ出資設備ノ價格ヨリ社債ノ承繼價格ヲ控除スタル金額ニ依ル

第五條 日本電力設備株式會社ハ日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ヲ擔保トスル社債ニ關シ原契約上課セラレタル特別ノ負擔又ハ制限ヲ承繼スルコトナシ

第六條 日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ其ノ社債ニ關スル契約ニ拘ラズ電力管理法、日本電力設備株式會社法又ハ本法ニ依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ元利支拂ニ付期限ノ利益ヲ失フコトナシ

前項ノ規定ハ日本電力設備本式會社ガ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼シタル場合ニ同會

社ニ付之ヲ準用ス

第七條 第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承繼アリタル場合ヲ除キ政府ハ第五條ノ社債ノ元利支拂ニ付日本電力設備株式會社ヲシテ保證ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ日本電力設備株式會社ガ支拂義務ヲ承繼シタル社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得前項ノ保證債務ニ付亦同ジ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案理由書

電氣事業ハ其ノ性質上長期資金ヲ必要トシ主要事業者ハ概ネ其ノ電力設備ヲ擔保トスル社債ヲ負擔シ居ル處今次ノ電力管理ノ實施ハ之等社債ニ關シ擔保財産ノ移轉ヲ伴フヲ以テ社債權者保護ニ缺クル所ナカラシムル要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電氣事業法中改正法律案

電氣事業中左ノ通改正ス

第二十三條第二項中「業務並ニ」ノ下ニ「利益金ノ處分、減價鎖却其ノ他」ヲ、「改善」ノ下ニ「供

給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條第一項中「電氣ノ流用」ノ下ニ「若ハ託送」ヲ加フ

第二十六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及、料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ命令ニ依ル讓渡ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七條第三號ヲ第四號トシ第四號ヲ第五號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 電氣設備が日本電力設備株式會社第四條ニ規定スル出資ニ因リ日本電力設備株式會社ノ所有ニ歸シタルトキ

第三十二條第一項中「第二十四條第一項」ノ下ニ「第二十六條ノ二」ヲ加フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電氣事業法中改正法律案理由書

發電及送電ヲ政府ニ於テ管掌スルニ伴ヒ電氣事業法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以

ナリ

(註) 調査局案との相違點 (昭和十一年六月二十三日東朝)

頼母木遞相が實現せんとする電力國策は大體既報 (昭和十一年六月十日東朝) の内閣調査局案を土臺とするものであることが判明したが遞信省原案と調査局案との間にはその具體的細目において次の如き相違がある。

一、電力國營法の制定については調査局案においては民有國家管理によつて國營の實は充分あげ得るから全面的國營は寧ろ必要とせずといふ建前をとつてゐるが遞相の所謂全面的國營を目標とするといふ意圖に従つた遞信省案は民有國營は要するに過渡案なりとして全面的國營の最終大目的達成のため本法律案を制定せんとするものである。これによつて未開發水利權を收用する調査局案に一步を進め民間に許可済みの水利權をも悉く政府に回收せんとするもので國家報償をも不用とする極めて劃期的な立法で、その國家權力の強權的發動の強大なることは嘗ての鐵道國有法の如き比でないものとみられる。

一、水利權を回收する結果、調査局案における電力特別會計法案が發送電特殊會社に對する政府交付金の支出及び政府出資に對する配當としての歳入に關する事項を規定せるものであつ

たに對し遞信省案では更に水利權に關する使用料その他の歳入をも含む會計法に擴大されてゐる。

一、遞信省案によれば政府は發送電特殊會社に出資せずとある、しかるに調査局案によれば政府は特殊會社に相當額を出資し以て開發並に運営に遺憾なきを期してゐるが遞信省案によれば政府は融資することあるも全然出資することなしとし調査局案の公債發行を不用とするものに更に一步を進めてゐる。

一、遞信省案によれば電氣廳の如き特殊官廳を設置せずとあると調査局案によれば遞信大臣監督下に電氣廳を置き特殊會社の監督その他に當ることにしてあるが遞信省案は官吏の増員官廳の新設をさけるためこれを置かないことにしてゐる。

而して發送電特殊會社は調査局案の十五億圓より更に膨大し大體二十億圓見當とみられ準備費も約百萬圓を計上するはずである。要するに本案は我國基礎産業たる電力事業の非常時的改編を企圖するもので陸海軍部の熱烈なる支持を背景としてあるが立法例としても從來にない飛躍的のものである。

(三) 臨時電力調査會答申案

臨時電力調査會答申

電力の豊富且低廉なる供給を普ねく確保し、その自然的獨占の陥り易き專恣を排し、特に戰時體制に順應し生産力の擴充のため動力動員を容易且迅速ならしむるは、眞に方今の急務とす、しかしてこれがため臨時電力調査會は速に電力の國家管理を實施すべきものと認め、その具體的方策として左記電力國家管理要綱を議定したり。

右答申す。

電力國家管理要綱

(一) 管理の範圍

(イ) 國家的統制に必要な左の設備による發電及び送電は國家これを管理す。

一、主要新規水力發電設備

發電水力資源の合理的利用上避くべからざる既設水力發電設備を含む（既設水力發電設備を國家管理の對象とせざるは、これ等設備の評価その他の手續に多大の時日を要し、急施を喫緊とする時局の要求に處應し能はざると、主要送電設備を通じてなす國家管理により設備の利用能率は十分にこれを發揮するを得、發生電力の動員についても支障なしと認むるによる）

一、主要火力発電設備

(火力発電は水力発電に比し設備の新舊等による能率上の差等甚しく、これが運轉順位の選擇は常に配給上の實情に即して行ふの要あり、これがため成可く廣範圍に火力発電設備を國において管理し、水火併用の全きを期し、以て貴重なる石炭その他燃料資源の節約を圖るとともに發電原價を低廉ならしむるの要あるによる)

一、主要送電設備

(主要送電設備の管理は、これを中核として、全電氣事業設備の利用能率を最高度ならしめ、水力の利用を全幅的に盡さしむるに必要なによる)

(ロ) 前項の範圍に屬する設備は新に設立する特殊會社においてこれを施設し、既存の設備はこれを會社に出資するものとす、前掲の送電設備に連絡する既存の水力発電はこれを買入るゝものとす、但し場合により託送を認むることあるべきものとす、出資設備の評価並に買入電力料金については出來得る限りその算定基準を法定し、委員會の議を経てこれを決定するものとす

(二) 管理の方法

(イ) 電力の需給、發電及び送電設備の建設計畫、電力料金並に電力の配給等重要なる事項は政府

これを決定するものとす

(ロ) 前項政府の決定に従ひ設備の建設並に業務の運營は特殊會社をしてこれをなさしむるものとす

(ハ) 政府は電力管理の適正を期するため、官民の衆智を蒐めたる電力審議會を設け重要事項をこれに諮問するものとす (電力國家管理の目途は政府と民間との協力により、水力資源の徹底的合理的開發利用、水力の完全併用、設備利用率の國防上、國民經濟上における全面的向上を達成するにあり、しかして單一なる管理意志の透徹を期するために、凡そ事業運營の中樞的事項は政府においてこれを決定し、營業方面の業務は會社の活潑なる活動に委ぬるを得策とすかくして一方會社の企業參加により純粹官營の弊を去り、他方國策に關する重要事項の決定を國家の手中に收むることにより大資本を要する特殊會社の陥り易き專恣を完全に制御せんするものなり)

(三) 特殊會社

(イ) 資金調達に關し利便を圖るとともに利益配當に對する政府の保證、租税の減免その他業務遂行上必要なる特權を付與するものとす

(ロ) 會社の役員は政府これを任命し、定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分その他重要事

項は政府の認可を受けしめ、會社の業務に關しては監督上必要なる命令をなすものとす（會社は電力國策遂行の一半を擔當する機關なるを以て、特に資金の調達その他に付利便をはかると共に、總裁副總裁の如き中樞を成す幹部は勅裁を経て政府これを任命し、理事は株主總會において倍數を選出しその内よりこれを任命し、監督の周到を期し、電力審議會の運用と相俟つて官民何れもの獨善に陥らざるの用意をなすものなり）

(四) 電力動員

(イ) 平時大體最高需要の一割程度に相當する餘裕電力を用意せしむるとともに、豫備設備を整備し、自家用發電についても相當程度の連絡統制をなすものとす

(ロ) 電力供給を確保し、電力使用の急需を充すため必要に應じ消費管制をなすものとす（平時においてても相當程度の餘力を存せしむるの用意を怠らざると共に、速に所要の場所に電力の大量集中をなし得るやう送電連絡の完備を圖り又低能率のため常時使用せざる火力發電設備と雖その保守を十分ならしめ、非常發電に待機せしめ、自家用發電設備も主要送電線路に連絡し置き平時においては有利なる餘剰電力消化の一助ともなし、非常時においては電力動員への參加を可能ならしむるが如き適切なる方途を講じ、なほ消費管制をなし得ることとし、電力使用の急需に應じ供給の確保を

なし電力の國家的使命の達成に遺漏なからしむ）

(五) 配電事業

(イ) 發電及び送電の國家管理に照應し、配電事業統制の擴充強化を圖るため區域の整理統合をなし、供給業態の改善、電氣利用の普及を促進するものとす

(ロ) 國家管理による料金政策と相俟つて料金の低廉且均衡を得るやうその監督を擴充するものとす（電力の生産、配給を合理且經濟的ならしめんとする電力國家管理と照應し配電事業の統制を一層強化擴充するに非ざれば國家管理の大目的は眞に首尾一貫してこれを達成し得るものとなし難し、即ち、配電區域の整理統合を圖り、經營採算の不均衡を是正し、業態の改善、料金の均衡化を促し、國家管理による料金政策と相俟つて一層強力且適當なる料金監督を如實ならしめ、農村における電氣利用の普及改善に付ても更に積極的なる方策、施設の實現を期せんとす）

希望事項

一、政府は水力資源の開発利用をして全からしむるため他種利水、治水その他の權益との關係を合理的に調整するやう配意すること

二、電力國有の設備は可及的これを電力國家管理の範圍に移すこと

三、政府の管理組織中には相當程度實地經驗を有する有能者を参加せしむること

(註) 第七十回帝國議會提出遞信省案との相違點 (昭和十二年十一月十三日、東日 田島次官語る)

答申案の頼母木案と異るところは既設水力發電所を除外したことと特殊會社たる國策會社の運営が國家ではなくして會社そのものであるといふ二點である。しかしこれは決して民有民營ではない、國家が根本方針を決定してたゞ會社がその通り經營して行くので官僚獨善の弊を排し、個人活動のうまみをも入れるわけだ、われ／＼はこれを國營といひたい、送電線を特殊會社が押へるといつても、既設會社が壓迫される心配はない、電力の卸賣專賣ではあつても公益專賣なので収益專賣ではない、卸賣の際に利益を獲得するやうなものは國策會社ではない、また水力發電でも工事認可の下りてゐるところには手を觸れないのであるから當分の間各社とも開發の餘地は残されてゐるわけだ。

(四) 第七十三回帝國議會提出豫定の遞信省案

電力管理法案

第一條 政府ハ發電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供シ、又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及

送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニアラズ

第二條 政府ノ管理スル發電及ビ送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニヨル發電及ビ送電ハ大日本振興

電力株式會社法ノ定ムル所ニ依リ大日本振興電力株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

第三條 政府ハ大日本振興電力株式會社ノ爲ス電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫、電力ノ受給及ビ其ノ料金其他發電及ビ送電ニ關シ重要ナル事項ヲ決定ス

前項ノ受給電力料金其他受給ノ條件ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ定ム

第四條 政府ハ發電及送電ノ管理ノ爲發電及ビ送電ヲ爲ス者ニ對シ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ必要アル指令ヲ爲スコトヲ得

第五條 發電及ビ送電ノ豫定計畫電力料金其他發電及ビ送電ノ管理ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク

電力審議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ定ム

第六條 第四條ノ規定ニ依ル指令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其他ノ從業者ガ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタル時ハ行爲者ヲ罰スル外其法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電及ビ送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニヨリ當分ノ内仍從前ノ例ニヨリ發電及ビ送電ヲ爲スコトヲ得

大日本振興電力株式會社法案

第一章 總 則

第一條 大日本振興電力株式會社ハ政府ノ管理スルトコロニ從ヒ電力設備及ビ其附屬設備ヲ爲シ發電及ビ送電ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス

大日本振興電力株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其認可ヲ受ケ前項ノ定ムルモノ、外附帶業務ヲ營ムコトヲ得

第二條 大日本振興電力株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 大日本振興電力株式會社ノ株式ハ記名式トシ、政府公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第二章 出 資

第四條 政府ハ電力管理法第二條ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル電力設備及ビソノ附屬設備ヲ本章ノ規定ニ依リ大日本振興電力株式會社ニ對シ出資セシムルコトヲ得

第五條 政府ハ前條ノ電力設備及ビソノ附屬設備ヲ大日本振興電力株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ設備及ビ出資ノ期日ヲ公告スベシ

前項ノ場合ニオイテハ政府ハ大日本振興電力株式會社及ビ當該設備ノ所有者ニソノ旨ヲ通知スベシ
第六條 前條第二項ノ通知ノ後出資ノ目的タル設備ノ所有者當該設備ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ命令ノ定ムルトコロニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 第五條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的トナスコトヲ得ズ

第八條 政府ハ大日本振興電力株式會社ニ對シ國有ノ電力設備及ビ其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得
第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス
前項ノ規定ニ依リ當事者間ニ協議調ヒタルトキハソノ價格ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第一項ノ協議及裁定ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

主務大臣第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第十條 電力評價審査委員會ニ關スル設定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 大日本振興電力株式會社ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ第九條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂込濟株式ヲ割當ツベシ但シ當該株式一株ノ金額ニ滿タザル部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ支拂フベシ

出資ノ目的タル設備ニ變更アリテ其ノ變更部分ニ付キ株式割當ノ日迄ニ價格決定セザルトキハ當該部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ決濟スルコトヲ得株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付亦同ジ

第十二條 出資ノ目的タル設備ハ大日本振興電力株式會社ノ設立又ハ増資ノ日ニ於テ大日本振興電力株式會社ニ出資セラレタルモノト看做ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依ル裁定價格ニ付不服アル出資者ハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得第九條ノ規定ニ依ル裁定價格ガ通常裁判所ノ認定シタル價格ニ達セザルトキハ其ノ差額ハ大日本振興電力株式會社ノ成立又ハ増資ノ日以後ニ於テ金錢ヲ以テ之ヲ支拂フベシ

第十四條 電力設備及其附屬設備ヲ出資シタルニ因リ殘存電氣事業ノ繼續スルコト能ハザルニ至リタ

ルトキハ出資者ハ大日本振興電力株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ裁定中、買收價格ニ付不服アルモノハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依ル協議調ヒタル買收價格ニ關シテハ第九條第二項及第四項ヲ、裁定ニ關シテハ同條第四項ノ規定ニ準用ス

第十五條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ大日本振興電力株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限リ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ買入ル、コトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ大日本振興電力株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

第一項ノ買入代價ニ付テハ大日本振興電力株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行スル社債券ヲ以テ之ヲ交附スルコトヲ得

第十六條 第四條ノ規定ニ基キ大日本振興電力株式會社ニ出資セラレタル電力設備及ビソノ附屬設備

ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル河川、湖若クハ沼ノ使用ニ關スル權利義務並ニ道路ソノ他土地ノ
占用又ハ使用ニ關スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニヨリ大日本振興電力株式會社之ヲ承繼ス

第十七條 第十二條及前條ノ場合ニオケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 役員

第十八條 大日本振興電力株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及ビ監事三人以上ヲ置ク

第十九條 總裁ハ大日本振興電力株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アル時ハソノ職務ヲ代理シ總裁欠員ノ時ハソノ職務ヲ行フ

副總裁及ビ理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノムル所ニ從ヒ大日本振興電力株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之

ニ參與ス

監事ハ大日本振興電力株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十條 總裁及ビ副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府ソノ中ヨリ之ヲ命ジソノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シソノ任期ヲ三年トス

第二十一條 總裁、副總裁及ビ大日本振興電力株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ

従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ非ズ

第四章 業務

第二十二條 大日本振興電力株式會社ノ爲ス電力ノ受給其他業務ノ運営ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム

第二十三條 大日本振興電力株式會社ハ主務大臣ノ命ズル所ニ從ヒ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又
ハ變更ヲ爲ス

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ沼ノ使用ニ關スル許可又
ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ニ付テハ當該許可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ガ
取消ヲ爲シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ當該既設工作物ノ變更若ハ除却ヲ命ズル

第二十四條 大日本振興電力株式會社ハ前條ノ行政官廳ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ相當ノ補償ヲ爲ス
ベシ

許可又ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ着手セザルモノニ付テハ前項ノ補償ハ調査又ハ測量其ノ他工事準備
ノ爲支出シタル通常ノ費用ノ限度ニ於テ之ヲ爲スベシ

第二十五條 大日本振興電力株式會社ノ爲シタル電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ニ因リ著シ

ク利益ヲ受クル電力設備ノ所有者ハ利益ヲ受クル限度ニ於テ當該建設又ハ變更ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔スベシ

第二十六條 第十四條第二項及第三項ノ規定ハ第二十四條ノ補償又ハ前條ノ負擔ニ付之ヲ準用ス

第二十六條ノ二 大日本振興電力株式會社ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ其ノ送電設備ニ接續スル發電設備ニ依リ發生シタル電力ノ受電ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十七條 大日本振興電力株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ電力料金收入ノ一部ヲ政府ニ支拂フベシ

政府ハ前項ノ規定ニ依リ支拂ヲ受ケタル額ニ相當スル金額ヲ發電及送電ノ管理ニ必要ナル經費ニ充ツベシ

第五章 特 權

第二十八條 大日本振興電力株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モソノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第二十九條 大日本振興電力株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超ヘテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十條 大日本振興電力株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ

額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少ナキトキハ其ノ額ニヨル

一、設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本ノ増加拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一

二、第四條、第八條又ハ第十四條ニ規定スル出資又ハ買収ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得不動産ノ價格ノ千分ノ二

北海道、府縣及市町村其他之ニ準ズベキモノハ大日本振興電力株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十一條 大日本振興電力株式會社ニハ初營業年度爾後十年間ヲ限り所得税、營業收益税及法人資本税ヲ免除ス但シ所得税及營業收益税ノ地方税ノ賦課ニ付テハ之ヲ免除セザルモノト看做ス

前項但書ノ規定ニ依リ所得税又ハ營業收益税ガ免除セラレザルモノト看做サル、場合ニ於ケル地方税ノ賦課ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 大日本振興電力株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年及爾後十年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シソノ額ハ每營業年度ニ於テ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過

スルコトヲ得ズ

毎營業年度ニオケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハソノ超過額ハ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

大日本振興電力株式會社ハ毎營業年度ニオケル配當シ得ベキ利益金額（前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マス）ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハソノ超過額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲メ別ニ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニオケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十三條 電氣事業法第六條乃至第十四條及第三十三條ノ規定ハ大日本振興電力株式會社ニ付之ヲ準用ス

第六章 監督及義務

第三十四條 政府ハ大日本振興電力株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十五條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及ビ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十六條 大日本振興電力株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設

備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ第二章ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ取得ニ付亦同ジ

第三十七條 主務大臣ハ大日本振興電力株式會社ノ業務及ビ財産ノ狀況ニ關シ検査ヲ爲シ報告ヲ爲サシメ其ノ也監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ大日本振興電力株式會社監理官ヲ置キ大日本振興電力株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十九條 大日本振興電力株式會社監理官ハ何時ニテモ大日本振興電力株式會社ノ倉庫、帳簿及ビ諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

大日本振興電力株式會社管理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ大日本振興電力株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及ビ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

大日本振興電力株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四十條 主務大臣ハ大日本振興電力株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰則

第四十一條 大日本振興電力株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スコト亦同ジ

一、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二、本法ニ基キテナス命令ニ違反シタルトキ

三、正當ノ事由ナクシテ第三十七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ヲ爲シタルトキ

第四十二條 大日本振興電力株式會社ノ總裁副總裁又ハ理事第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十三條 非訟事件手續法第二百六條乃至條二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十四條 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ現狀ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人雇人其ノ他從業者ガ其ノ業務ニ關シテ前項ノ違反行爲ヲ

爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

第一項ノ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第四十五條 本法施行ノ日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 政府ハ設立委員ヲ任命シ大日本振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十七條 第五條第二項及第十一條ノ規定中大日本振興電力株式會社トアルハ會社設立ノ場合ニ於テハ設立委員トス

第四十八條 第十三條ニ規定スル訴ハ大日本振興電力株式會社ノ成立前ニ於テハ設立委員ヲ相手方トシテ之ヲ提起スルコトヲ得

第四十九條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當

ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第五十條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第五十一條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滯ナク第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十二條 前條ノ拂込アリタル後設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第五十三條 創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十四條 創立總會ニ於テハ第二十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十五條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ク事務ヲ大日本振興電力株式會社總裁ニ引渡スベシ

(電氣事業法中改正法律案及外債處理法案略)

(昭和十三年一月十三日中外商業新報ニヨル)

三、政府案に對する賛成論

(一) 電力需要者の賛成論

(鮎川義介、東日、昭一、七、一一—一二)

私の國營論はあながち國營にしなければならぬといふほど決定的意味のものではない。

統制經濟といふ建前からある種重要産業は國がやる必要がある。それには電力はどうかといふならば卸賣電力事業の如きものはまアやるとすれば國營がいゝだらうといふ意味である。

低金利を利用せよ

國營會社はまづ低金利を十分に利用する事が出来る。例之、政府が公債を發行すれば三分五厘の金を使へるから民間がやつて四分五厘の社債より發行出来ぬといふ會社等に比べれば一分の資金コスト引下げが可能である。資金コストが一分違ふといふ事はそれが六分とか五分五厘とかいふ程度の時の一分と違つてすでに低くなつた上でのものであるだけに事業全體に重大な影響を持つ。又公債によらず今回の民有國營會社が發行する場合を例にとつても、現在各個々の電力會社が社債を個別に發行する場合に較べればはるかに資金コストを引下げ得る。電力事業の如き安定した仕事に金利の影響が如

何に大なるものであるかは電力會社の重役が電力販賣策と同じ程度或ひはそれ以上にまで資金コスト引下げに没頭してゐることによつても知れると思ふ。

設備の聯絡統制

電力の發送電設備を有無相通せしめるに最もよき方法が何であるかといふやうなことについては今日まで發達した電力界においては幾つもの理論、方法はあり得ないと思ふ。電源とその聯絡といふ二つのことについての技術的結論はその電源及び聯絡が一定地域内に限定されて存するに過ぎぬものである状態から考へて、技術的に最善の方法を發見するに特殊智能を必要としない。私はその方の専門家ではないが、さうした問題に異説はあまりないと思ふ。あつたところで大したものではないと思ふ、ただ非常時や天災地變等の場合にそれ等への萬全策から時に二重三重の送電線を敷設したり、地下線を利用する事があるが、これはコストがかつても致し方ないし國家がやつても個人が考へても結局やるだけの事はやらなければならないので、二重、三重乃至は平時に於ける不要施設も國策上餘儀ない所である。かく今回の如き發送電設備の合理化手段及び其の方法には一つの定説があつて、すでに議論の餘地がないのであるから、競争心を必要とするよりも統制を必要とするとは私は見てゐるのである。

國營必しも不能率ならず

役所の仕事は不能率であるとはよく聞くが、一概にそう思ひ切るのはどうかと思ふ。國營會社が一つの方針で合理化に邁進すれば卸賣電力の如き事業は料金引下げが出來て需要者を潤すことが出来ると思ふ。安い金利の金を使つて大きな水利を開發する。そして有無相通じて一方で發電したものは日本の北から南の果てまで行くといふことになれば、それは今のやうに別れ／＼にやつてゐるより料金が安くなるだらうといふことは理論的に云つて間違つてゐない。政府でやるにしても民間でやるにしても、一つのブロックになれば電氣の有無相通する力といふものはほかの形よりは大きいと思ふ。それから開發がもう少し樂になりはしないかといふ事もその點大きな資本でやると非常に便利だと思ふ。又各社の送電線を地圖で見ると線が澤山入つて四通八達してゐる。けれどもこつちの線が斷たれば向ふの會社で繋いでくれるかどうかは分らんとと思ふ。これを日本全國に統制すればその不都合もなくなると思ふ。

料金低下のみが國營の能ではない

無論僕は電氣料金は普通の意味においては高いとは思はない。農村その他電氣料金を安くせねば立ち行かぬ。安くすれば何かやり出し得る事業とか化學工業とかさういふ國策的産業のためには電氣料金の引下げを必要とするであらう。しかし造船所とか機械工業とかには安くしても大したことはある

まい。また反對に云へば、少し高くなつたからと云つて事業が成立つて行かぬと云ふこともない。電力を安くしたため精米の動力とか何とかいふやうなものの儲かるといふやうなものは知れた數である。かう言ふ場合には安いのは一つの促進劑に過ぎない。これが安くなければどうしても成立たぬといふものはいくらもないと思ふ。今日事業として成立つてゐるやうなものは値を下げたら非常にいいかといへばそれ程でもない。さうすると電力會社の方が悪くなつてむしろ可哀想なものだ。そして他のものが何か餘分に儲けたといふやうなことになる。知らん顔をして儲ける奴が出来る位のもだ。しかし安い電氣をどうしても農村とかこれからの新規の電氣化學にでも使つて行くかといつたものならいい。

鹽、煙草とはスタートが違ふ

電力國營に比較すべき鐵道等の國營については僕は研究したことはないが別に不便を感じないからよく行つてゐるやうに思ふ。無論批評をすれば國營が或る程度ぼつてゐるといふことは出来る。電信、電話、通信事業でもコストのかからぬものであれだけ儲けてゐる。結論をいへば國營に移したため民營より高くなるといふこともあると思ふ。しかしこれは儲けるためにやつてゐるから儲けてゐるので、これを安くするといふ建前からすれば安くなる。大體もと鐵道を國營にしたり鹽や煙草を專賣にしたのはあれは財源のためで統制經濟の意味からではないが、統制經濟といふ言葉も其の時はなかつ

た。國家財政の基礎を確立するため民間の儲かるものを取り上げて國が食はうとしたものである。しかし今度はさうぢやない。今より安くしようといふので、取り上げようといふのが目的ぢやない。安いものをバラまかうといふのでそれとはスタートが違つてゐる。鐵道に非難があり、電話に非難があり通信機關に非難があつても直ぐさまそれだから國營事業はぼるに違ひないといふのは當らぬと思ふ。政府だつて損を覺悟してゐる。儲けてばかりゐると考へてをらぬ。今度の東北救濟の振興會社など損をするやうに考へてゐる。儲けることばかり考へてゐない。

しかし他の事業の統制一般とは別問題だ。殊に發達の徑路にあるものは尙駄目だ。發達の一路にある際統制をやつていけない例はあの航空會社などを見ればよく分る。あれは締められてゐるから政府の保護の下にお役所の機嫌をとつて法規に合ふやうに／＼とその範圍内でしかやらない。またやれないのである。總べてがかういふ事になる。だから發達の登路にやるのはともかく無理である。しかし全然儲からぬものでも引合はぬものでも國家的の意味でいやが應でも國家がやるとかいふやうな場合にはこれはやむを得ぬのは勿論だ。

(二) 當業者の賛成論

(京都電燈常務取締役石川芳次郎、昭一一、七、一三、電界情報)

國營の長所

- 一、水源の涵養、これは九州水力が大分廣くやつてゐるが、植林といふやうな仕事は國の仕事で民營では仲々相當に廣い範圍に於ける植林等のことはむづかしい。
- 二、水源の創設、治水との關係を保つて新しい水源を創るといふやうな事は大きな仕事であつて、國營の方がやり易い。
- 三、發電地點の有效的利用、これは今日では相當大きな發電所が出来てはゐるが、國營なら或る場合には目前の利害を超越してやることも出来る。
- 四、流筏、漁等地方原始産業との關係、或は灌漑利水との關係、また敷地、道路の交渉などは國營の方が容易に目的を達成出来る。また送電線建設にしても線下敷地問題は年々むづかしくなつて業者を苦しめる。
- 五、設備の重複が避けられ無駄が省ける。國營によつて現在の設備にも餘裕が生ずるであらう。

以上國營の長所は現在の法規を強化することによつても出来ない事はない。然し民間事業者の合同とか提携とかが喧しくなればトラストのやうになりはしないか。然して統制の結果却つて料金が高く

なることになりはしないかといふことも言はれてゐる。

- 六、小賣料金の統一によつて、料金が高いとか安いとかいふ感じをなくする事が出来る。
- 七、卸料金の調節によつて窮乏地方の救済が可能である。特別の事業には安く供給する。それが出来ない配電會社には國家が補助するといふ事は國營の方がやり易い。それは愛國料金といふやうなものである。
- 八、農村に特殊工業を誘引する事が出来る。
- 九、非常時の際工業の爲に全動力を動員することが出来る。
- 十、重要工業の集中を避け地方分散を可能ならしめる。これは國防上、社會政策上要求されてゐる。

民營の長所

- 一、國營では内閣が變る毎に目標が違つて來る缺點がある。それでは一つの商賣に繼續的に努力する事が出来ない。
- 二、我日本のやうに物質文化に遅ればせにスタートを切つた國では事業も飛躍的發展の必要がある。國營では萬事スロー・エンド・ステドリーであつて飛躍的發展も期し得ないから、みす／＼機を逸することになりはしないか、現在電話の發展に比較してみると電氣事業の發展は飛躍的である。

然しこれは配電をも國營にした場合で、今度の政府案は發送電のみの國營であるから必ずしも此の非難は當らない。

三、現在の電氣事業は電燈事業でなく、むしろ動力が全體の三分の二を占めて今後もし／＼増加し恐らく一千万キロにも一千万五百万キロにもならう。好景氣の時はそれでも良いが、一朝不景氣になつた時、國家は忽ち電力が餘つて、國庫收入が減り困りはしないか、これが民營なら會社が損するだけで済む。元來事業といふものは儲ける時もあるが損する時もある。最初の事業は大抵損をする。そういふ困難を越えて今日の日本の産業が建設されたのである。

(三) 經濟評論家の賛成論

(イ) (高橋龜吉、高橋財界月報 昭一一、七月號)

顧るに、私有權の未だ絶對的なりし時代に於ては國營は、資本家の經營に代つて、國家が—その執行機關たる官僚が—之れを經營することを意味した。併し、今日の所謂統制經濟は、そうした國營とは全然、事情を異にして居る。と云ふのは、時代の變化と共に、私有權の絶對性は漸次に改訂せられて、いまや、國家は、私有權及びその一表現たる事業の經營權に對し、所要の統制權を、自由に命令

し得るに至つたのである。といふことは、經濟機構そのものに、民營と國家管理とが、それ／＼の長所を以て結合し經營する新型態の發達を可能ならしめる條件が成熟するに至つたのである。之れをヨリ具體的に云へば、官僚と民間との結合的經營時代の展開せることを意味する。

ここに官僚と民間との結合經營とは、從來のままの資本家、勤勞者等が、そのままの形で結合すると云ふ意味では決してない。從來、自己事業の營利觀のみに囚れて、事業經營に従事し來れる資本家は、國家社會全體の利益そのものを主たる眼目として事業經營に當るべく、(資本家氣質の斯様な變質は事業經營の大規模化と共に漸次に發達せるものなること、現に事業の示すが如くである) 又、從來、常に國家社會的立場、並に監督的地位を重視するの餘り、事業經營の立場を輕視し、乃至事業經營の實際能力に缺けてゐる官僚は、從來の所謂官僚的缺陷を捨てて、民間の長所を攝取する機構を造るべし(斯様な官僚氣質の變質は、統制經濟の浸潤と共に、已に實際的必要から徐々ながら發達しつつあるものである)と云ふのである。

要之、資本家、官僚が全體的立場に由つて、官僚と資本家との兩長所を結合せる經營機構と人物とを保育し、之に所要の國家統制と國民創意とを掛け合はした經濟經營の發達が、統制經濟の名に於て、いま要求せられてゐるのである。然り斯様な經營型態に由つてのみ、謂ふ所の非常時突破の「官

民の舉國一致」は可能なのであつて、それは從來の如き、官僚萬能の國營型態とは、全然性質を異にするものである。而して、かたる新經濟型態は、常に當面の非常時的一時對策に止まるもので決してなくそれは、次のゼネレーションを支配する産業の新經營型態たる本質を有するものと信ずるのである。

果して然らば、今日謂ふ所の統制經濟及び其の立場からの國營は、以上の如き内容を盛れるものであるべきである。此の立場から云へば電力其他の主要産業を統制經濟化する必要あると共に、鐵道、通信、煙草等の國營事業の經營も亦、右に準じて改組せらるべきである。といふのは、官僚獨占の經營法を改めて、民間の有能者を、常にその經營に参加せしめて、その能率を發揮すると共に、その特別會計的セクシヨナリズムを捨てて、全體的見地に立脚すべきである。

電力國營の優點

(1) 電力料の全體的立場に由る合理化。國民經濟上、社會政策上等の全體的立場から見ても、電力料を低廉にする必要あるものと、比較的高率でも差支無いものがあり、かかる必要に應じた等級的電力料が若し設定せられれば、その結果、國策上低廉電力を必要とする方面に十分の低廉電力を供給して、國民經濟の發達を促進し得るのである。現に鐵道運賃は斯様な等級制になつてゐる。然るに

現在に於ては自由競争なるが故に、高き電力料を負擔さしても全國民經濟的には差支無きものも、多量を使用せば極度に安く、低率なることを國策上必要とする所が、より高いと云ふが如き不合理が一般的である。電力國營は卸賣電力料に、かかる等級をつけることに由つて、之れを全體的立場に於て合理化し得る。

因に、國營に由る電力料の低下力を、現在の如き電力料計算の下に當業者は考へてゐる様であるが一般的コスト低下に基くかかる種類の電力料低下も無論あるが、それよりも、右の如き電力料の等級別によつて、一定目的のための電力料を低下することが、現段階の産業政策としては、ヨリ重大な眼目をなすのである。

(2) 電力開發の全國民經濟的合理化。といふのは、電力の開發コストは、植林、治水、灌漑及び水電ダムを兼ねた上流の一大貯水池の設備等と密接の關係があるが國營に由れば、それが可能となる。又、大規模發電の利益、沿岸水利權との關係解決等にも現在の民營に比し多大の利益がある。

(3) 社會的所得の公有化。電力會社の利權が、政黨の弗箱をなしてゐた時代に於ける巨額の水膨資本、例へば東電の如きが、今日の如き基礎を鞏固に成し得た根因は、要するに人口増大、産業の發達等の社會的進歩の結果、所謂社會的不勞所得の増大したことに在る。民營の下に於ては、かかる

社會的所得が、株主の私有となるが、國營の下に於ては、それだけは、電力料の低下に振向け得られる。

(4) 國營に由る方が、民營よりも資本利子乃至利潤が低率で濟む。國家の信用と保證力の結果、より低率でも民衆は之を觀迎するからである。

(5) 其他、電力相互融通の擴大化、綜合負荷の合成、送電線利用の合理化等々の電力配給上の技術的優點。

斯様に電力國營の優點は多々ある。但しこれは、民營電力が現在のままに止るを假定してのことである。問題は、右の如き國營の利點は、之を國營にせざれば到底實現不可能のものか、將又、民營に最善の改革を加へた上で、之れに所要の國家統制を加へると云ふ方法でも實行出來得るものか否かである。

以上の如き國營の優點に對し、電力當業者は反對して曰ふ。「國營の優點の殆んど全部は、民營の下に於ても、國家がその積りで所要の統制力を振へば、實現可能のものであつて、必しも、國營型態を採らざるを得ないと云ふわけのものではない」と。如何にも、抽象的に云へば、さうした議論も成立する。

が、こゝで、先づ注目を要することは、電力國營の主張者は、かゝる國家統制は、國營と云ふ形に於てのみ可能だと考へる—或は無意識的であるかも知れぬが—に對し、電力當業者は民營の下に於ても國家の統制力でその位のこととは出來ると考へてゐることだ。

之れは國家の統制力に對する評價につき、統制者たる官僚は小さく、被統制者たる民間は大きく評價してゐるわけで、此點何れの評價をヨリ正しいと見るか、今後の研究問題として殘されてゐる。

が、要するに、その如何は、一方から云へば、國家の統制に對して、民間當業者が、何處まで誠心的に協力するかの問題であり、一方から云へば、國家の統制力發動に對し、その統制機關が、何處まで民間當業者の體験、能率、見解等を尊重するかの問題である。

と共に、他方から云へば、統制機關に與へられる權力、及び其機構及び其スタッフの能力如何の問題である。

次に問題となる中心點は、現在の民營電力が、現下の統制經濟の大勢に自覺して、何處まで整理改善せられ得るかである。恐らく、此れは、電力國營の壓力如何に比例して、其の民營的自我主義の是正程度は異なるであらう。此の意味に於て、電力國營案の提出は、それが如何なる結末になるにしても電力統制上、多大の貢獻をなすものである。が、此の民營電力の改善の程度如何の問題は、此際至急當

業者が具體的に提案する責任を持つものである。われ等は之れを期待する。最後に問題となる點は、各種の事情を考慮して電力統制の目的を達成するには、民營基礎の上に必要有效の綜合的國家統制を加へることが、各種の技術上ベターであるか、將又、之れを遞信省案の如く一種の國營とし、その經營機關を從來の如く官僚的とせず、本稿第二節に詳敘の如き、官民一致の機構にするをベターとするかの問題がある。統制經濟時代への進展と云ふ大勢に鑑みれば、筆者としては此際出來得る限り、後者とすべきであると信ずるものであるが、併し、その後者の機構を運用するには、綜合的經濟參謀本部的な行政機構（それも從來の如き官僚的のものでなく、官民一致的なものであるべきだ）を、先づ作らねばならぬ。尤も、當面、直ちに、かゝる機構は間に合はぬにしても、かゝる機構の創設を不可避的ならしめる電力統制機構であらねばならぬ。

萬々一、かゝる電力統制機構は創立至難にて、從來の如き官僚的國營機構に止る外無しと云ふことであれば過渡的、折衷策として、一方には、民營電力の地域的の合同と、經營の整理改善とを爲さしめ、—それをせねば國營化すると云ふので一種の強制を加へて—一方には、出來るだけ綜合的な電力統制（國家權力に由る）を發動して、前掲電力國營案の優點として掲げし諸點を達成することに努力するをベターとしないか。

要之、電力國營の可否は、之れを抽象的に決すべきでなく、以上に概敘せし如き諸點に就き、それぞれの點を實際的に打診し綜合して、はじめて結論に到達し得るのである。従つて、こゝには、問題の見方について根本的な問題となる點を主として論じた次第である。

が何れにせよ、電力國營案の提出は、統制經濟時代の本質と動向とを、最も有効に鮮明し、新時代に如何に順應すべきかの心構と實踐とを、官民すべてに實物教育せるものであつて、我等は、我が國民經濟の進歩發展のために、此の電力國營案に由つて齎らされた諸契機を最善に活用せねばならぬ。然り、かゝる見地から、電力國營案に對處すべきである。

(ロ) (山崎靖純、讀賣、昭一一、七、一三三)

社會には競争する方が能率を向上させると思はれる企業と、競争の爲に能率を低下させると考へられる企業とが存在する。紙、砂糖、セメント、鐵とかいふものは今日本に於ては強力な獨占段階に入つて居るが、かかる企業は競争状態にある時の方が、獨占状態にある場合よりも遙かに多く社會に貢獻する。だが電力の如きは正に右の後者の場合に屬する。電力企業は競争を爲す事によつて一時的に料金を引下げの場合もあり得るが根本的には、

(一) 斯業に於て特にその割合の多い不變資本部分（設備資本）を、競争の故に甚しく重複せしめ

(二) 分立せる各企業單位の電力供給區域並に各企業單位の一水系に對する分裂的開發に制約されて最も條件の良い水系を最大効率にまで利用することを困難ならしめ

(三) 設備資本を最も重大要素とし乍ら、私企業の故に最低利率の資本を利用し得ない等の諸事情が存在する爲めに結局に於ては料金の低下を妨げる上に、國家資源の開發を甚だしく制限されるものであることは現に周知の如くである。かかる缺陷のある私營企業を私營のままに統制的手段によつて或る程度まで匡正することは、理論上不可能ではないかも知れぬが、事實に於て現に國營化を妨げつつある諸勢力の言ひ分に耳を傾ける政府ならば、結局かかる諸勢力を驅つて完全に強力なる政府の統制下に齎らすことは出來ず、猶そこには多分の缺陷を残すことになるに違ひない、又若しそれをしも突破して私企業を政府の完全統制下に服せしめ得るならば、最早其處には私營の特色と云ふものは少しもなく、ただ徒らに國家によつて保護された特權的獨占資本家が残るのみである。

又一部には發送電事業と配電事業とが一貫でなければならぬとの理由から發送電の國營化に反對する者も居るが、此の兩者は非常に性質が異なるものであるにも拘らず、その連絡は極めて簡單で兩者の分立が能率に影響すると云ふ理由は、此の場合には極めて稀薄である。發送電の國營に對して、配電は是を地方自治團體に擔當せしめることが最も合理的であると思ふ。

更にまた、官僚の仕事は營利を動機とせざるが故に甚だしく能率が低いといふ見方もあるが現在の官僚は自由主義時代の觀念と意義との上に立てる官僚であつて、その非能率的なる點は否認し難いがしかし民營のまゝにして強力統制を加へる場合も亦官僚の影響を強く受けるのである。のみならず、茲で我々が考へねばならぬ點は、現代に於ける「能率」なる觀念が少からず營利の立場から考へられて居ることである。一度び社會的觀點に立てばその意義は極めて少く、寧ろ全體的に社會に寄與する力即ち社會的能率こそ最大問題であるのだが、かゝる意味での能率は前記の國營化による矛盾克服によつて大いに高められるのである。その上に、かゝる制度を採り上げる政策の他の反面には官吏任用令の撤廢を斷行し、既成官僚陣を打破して自由に人材を廣く採用する途も開かねばなるまい。また人間の能率と努力とに對して正しく酬ゆることが能率發揮の途であると云ふ前提は、決して現代の營利獨占資本承認の結論を導き得るものではない。なぜなら、其處に於て、最も多く酬はれて居る所のものは資本であつて、決して人間の能力と努力とではないからだ。寧ろかゝる形態を揚棄してこそ眞に能力と努力とに對して酬ゆる途が開けるのである。

四、政府案に對する反對論

(一) 思想論

(イ) (小島精一、「電力國營案の批判と統制私案の提唱」昭一一、七、六、電氣俱樂部講演速記
講演三三一號)

新聞紙その他に散見される通り、この國營案の原案の作成者である有力なる調査局の官吏達の胸中には、一つの鞏固たる革新的な思想乃至原理的な考へが潜在してゐるかのやうに思はれるのであります。即ち單に電力だけを國營にするといふ思ひつきの主張ではないのであります。一聯の言はばイデオロギー的な、革新的な考へ方から出發して居る根底の深い主義なのであります。偶々電力といふ一つの具體的な問題にぶつかつて、それが斯ういふ形式で表現されたと見ることが出来るのではないかと思ふのであります。さういふ風に考へますと、これは單に電力事業だけの問題ではなくて、一聯の基礎的重要産業に共通な改革的な政策の現はれといへるのであります。先程申し上げましたやうに現内閣の有力な閣員が、これを以て庶政一新の最も具體的な一つの表現であるといふ風に、公言

されて居ることもさういふ意味に解釋することが妥當だと思はれるのであります。ところでその背景となる思想といふのは何であるかと考へて見ますと、具體的の形で言ふと基礎産業の國營乃至國有といふことでもあります。これを更に翻譯して申しますと、國家社會主義的な改革思想といふことになるのであります。つまり今日の非常時局を打開するにはどうしても、基礎産業を國營にするのでなければ有效なる解決が出来ないといふ根本的な思想でありまして、少くもこの原案を作成された人々の中にはさういふ革新的な考へ方が支配して居るもののやうに考へられるのであります。もし、斯ういふ風に見ることが大過ないものであるとするならば、これは極めて重要な國策の根本原理に關する問題となるのであります。それが果して現内閣の聲明しつつある自由主義と統制經濟政策との適當な組合せに依る時局の收拾、打開といふ大方針と一致するかどうかといふことに深く考慮を拂はしめる問題となるのであります。

更に現内閣の聲明などから全然離れて獨立に考へてみましても、今日の日本の經濟界の發展段階に於て、斯の如き國家社會主義的な考へ方が最も妥當なる指導原理であるかどうかといふ點に就ては、深く顧みて見なければならぬ問題であらうと思ふのであります。

私自身に就て申せば久しく統制經濟といふことを研究し、且つ統制經濟主義が日本の現段階に於て

も極めて妥當なる積極的國策の基本原理解として、取り入れられなければならぬと深く確信を持つて居ります。併しながら此の統制經濟主義と申すことは先程來申しました基礎産業の國營即ち國家家社會主義の思想とは全く相反する思想でありまして、このことは往々にして世人が誤解を懷かれて居るやうでありますので、この機會に兩者の根本的な相違點を一言申上げて見たいと思ひます。

御承知の通り國家社會主義といふ思想は階級闘争の思想から出發して居りまして、資本主義の經濟原理を全然否定して居る考へ方であります。言はば民間の實業界の存在を寧ろ仇敵視して、これに代ふるに國家自身が官僚の手に依て基本産業を經營して行く、或は管理して行くといふところに基本的な特長を持つて居るものであります。

ところが吾々の主張して統制經濟主義と申すことは、同じく現状打開を斷行するにしても斯の如き階段闘争主義を根本から否定致しまして、言はば全體主義と申しますか、國民全部の協力一致を土臺にして、官民融合及び勞資間の平和的な協調主義に依つて問題を合理的に、組織的に解決して行くかといふ考へ方であります。從て具體的に基本産業の組織形態に就て見ましても、國家社會主義は基本産業を國營とするといふことを、最も本質的な主張の一つに掲げて居ります。日本では御承知の通り社會大衆黨がこの主義を主張して居る代表的な政黨であります。これに反して統制經濟主義は基

本産業の國營、即ち官僚自身に依るマネージメントといふことには、全く興味を持つて居ないのであります。原則としてこれを否定するのであります。國家は産業政策の基本的な方向に對してこれを統制する即ちコントロールするけれども、企業の經營には自ら手を染めないといふところに特長を持つて居るのであります。即ち一は官僚ファッショであつて事業家を目的に致しますけれども、他のもの統制經濟主義は民間の實業家に依る自發的の企業心の活潑な發動を尊重致しまして、それが過度の獨占傾向に陥り國民全體の利益と背馳することのないやうに、適當にこれを誘導し統制して行く、いはば官民協力といふところに、その根本的な主張の區別があります。例へば電力問題に致しまして、も國家社會主義の主張からは直ちに國營主義といふことが自明の結論として出て參りますが、統制經濟主義の主張からは決して斯の如き結論は出て來ないのであります。殊に今回の原案の如く一部の官僚が言はば獨善主義的な態度に依て作り上げ、さうして強制力を以て國民の企業權を剝奪しやうとするやうな、一種の階級闘争的なやり方は明白に統制經濟主義からは否定されねばならぬのであります。眞の統制經濟主義者が此の原案を若し作る立場にあるならば、官民協力して十分に各方面のエキスパートの意見を聽き、然る後に民營と國家統制との適當な組み合わせの形態を作り上げるにちがひなからうと思ふのであります。

世間では今回の國營原案を以て動もすれば、統制經濟主義の必然的な歸結であるかの如く、お考へになつて居る方も往々あるやうに見受けられたのでありますが、これは眞實の統制經濟主義とは全く違つて居るものであるといふことをお知り置き願ひたい。

(ロ) (池尾芳藏、東洋經濟パンフレット第九輯「電力民有國營の検討」)

吾々は今回の政府案といふものの基調が、或る一派の思想觀念から出發して居るのではないかと疑はざるを得ない。其の一派の思想とは、之を國家社會主義と申すのであります。フツアショ主義と申すのであります。或は國家統制經濟主義といふのであります。私は學者が何と云ふか存じないのであります。兎も角も營利事業會社は私利私慾を追ふものである、公益には副はない、大衆の利益を搾取して國民の生活を不安定ならしめてゐる。故に之を清算して國家の經營管理の下に移すことに依つて、始めて國民の生活安定を圖り、無駄の無い産業の發達を圖り得るのだ、斯様に主張する一派の思想から出來たのではないか、少くとも其處に出發點を有つてゐるのではないかと疑はざるを得ないのであります。

斯様な思想を有つた人から觀ますれば、吾々が無理として居る所も無理でないことになるかも知れない、當然の事に相成るかも知れないのであります。尤も是に對しまして、遞信當局は聲を勵まして

否定をして居られるのであります。今回の政府案の基本には、調査局案なるものがある。立案者たる調査局當局は、筆に舌に頻りにさうした思想を主張されて居るのでありますから、吾々として斯くの如き疑を有たざるを得ないやうになるのであります。

若し假りに、斯の如く思想が基調となつて其の國策が實現されるといふことになりなすならば、果して是が吾が國民の企業心を衰滅に導くやうなことがないであらうか、又國民の投資に不安を感じしめるやうなことがないであらうか、本當に是が國民生活の安定を齎らし、産業の健全なる發達を來すものであるかどうかといふことに就きましては、吾れ人、共に重大なる關心を以て研究すべき問題ではなからうかと私は考へるのであります。殊に政府が一厘一錢の支出をせずして、民間の事業を政府の管理の下に移す方法、即ち特殊會社を設けて法律の力に依つて是に事業財産を現物出資せしめる、さうして其の新會社は政府の絶對管理の下に、其の配當は政府の欲する所に依つて行ふ、斯様な方法が一度實現するといふことに相成りますならば、これは如何なる事業、如何なる産業にも直ちに適用され得る可能性があるのであります。是に對しては、産業界全般としても、十分に其の是非、適否を研究すべき問題ではなからうかと考へるのであります。

x

x

x

〔出弟二郎、「發送電事業國家管理案に對する反對論の吟味」

ダイヤモンド 昭一一、八、一）

發送電事業國家管理案は、國家社會主義の觀念から出發して居るものだ、となすもので、小島氏の反對論の殆んど全部を爲して居り、池尾氏も亦是れを採り、電氣協會の反對意見なるものの内にも是れがある。是等の人々が此の問題を恐ろしく大問題であるかの如く取り扱ふには理由がある。元來我が國の資本家階級中には「社會主義」といふ語に對し、無批判的に忌みきらう傾がある。此れを利用して反對を大ならしめんと企てたものと云はれて居る。更に亦、國家社會主義の觀念から出たものであるから、電氣事業の次には他の重要産業に對し同様國營を企てらるるであらうと唱えて、他の産業團體の助けをかり、自己の反對論を強化せんと企てたものである。要するに人の禪で相撲をとらうとするのである。

電氣事業特に發送電事業の國營案は、電氣事業本來の特質上から結論されたもので、それが何にも他の事業の國營計畫などと何等の關聯のあるものではない。既に言論界に於ても、電氣事業の國營問題に就き、國家社會主義云々の論は物笑の種となつて居る位である。私は此の不純な動機から出て來た國家社會主義論などに對し、一言の辯解も説明も不必要とするものである。一君萬民の光輝ある我

が國體の本義に悖らざる限り、國家及國民の便益となる政策が、假りに其の形に於て國家社會主義、國家資本主義、或は亦フアツシヨに似て居様と、何等問ふところではないと思ふ。若し今回の發送電氣事業國家管理案が、國家社會主義的政策に似て居るから立案者は國家社會主義思想だと云ふならば昨年東洋經濟新報誌上に、小林一三氏が發表せられた電力政策は、ソヴェート露西亞の電力政策に似てゐるから、小林氏の思想は共產主義だと云ふのと同じことになりはしないか。我國の鐵道國有は山縣元帥が決定せられたものであるが、元帥は國家社會主義思想の持主であつたと云はねばなるまい。假りにそうであつたとして、我國の政治、經濟、社會に鐵道國有國營の結果どんなに惡影響をもたらしたか。鐵道國營の結果、賃銀が高くなつたと云ふものがあるが、あれは國營の結果ではなく、經濟界變動の爲めである。現に我國有鐵道は、世界中で、最もバンクチュアリテイーナ鐵道であり、サーヴァイスも決して他國に劣るものでないことは、私の經驗上確信するところである。あの國有鐵道を民營にすればより以上利益をあげ得ると云ふものがあるが、それは、國營鐵道は収益を第一義としないことを知らない言である。

要するに、電力國營を以て國家社會主義思想から出たものだ、と云ふ論は、極めて卑劣な愚論である。學者として、何とか名前を附けたいと云ふのなら、白でも黒でも青でもよろしい。眞に國家及國

民の便益を念とする者は、名前などに拘泥する必要はない。

(ハ) (林安繁、「電氣國營論に就て」東日、昭一一、七、三)

逖信省案なるものについて見るに、その骨子とするところは資本金二十億の發送電設備會社を設立し、既設の縣營、公營、私營の電力事業者の發送電設備を評價の上、現物出資として元の財産所有者には株主たる地位を與へ、本會社によつて開發された電力は一切右國營會社として配電會社に卸賣する案である。なほ、既設事業者の未開發水力電氣を無償で取上げ特殊會社をして開發せしむるのである。調査局案に比較して遙に手きびしい案である。しかして配電會社の配置についても嚴重なる監督をなし、各配電會社の料金制定に積極的に干渉制限を加へるといふ文字を使つてゐる。換言すれば國は國の力をもつて既設事業を取上げ、國費を費さずして極度の干渉を行はんとするもので、未だかつて見ないファツシヨ的國家統制案である。

今回の電力國營問題を惹起したものは其の背後に重大なる思想問題の動きがある。この點は深く考慮を要するところである。即ち第一は自由主義經濟、資本主義經濟の盛になつた後には必ず統制經濟機構の思想は勃興するものである。第二には立憲制度の確立とともに、政黨が絶大なる勢力を得、ために官僚は一時その存在を認められなかつた状態に置かれたその反動が、若い官僚を憤慨奮起せしめ

たので、この二つの社會情勢が新官僚をして資本主義を打破し官權擴張を計り、ファツシヨ氣分となり、ロシヤ、イタリ、ドイツの國勢の強化並に國家統制が如何にも痛快に見えるので、自由主義、資本主義の長所を忘れて一氣にこれを打倒せんとする考へが新官僚の頭腦を支配し、これ等の人達が今の諸官省の中堅となり、すべての産業を國家統制に誘導せんとする思潮の流れになつたことを見逃してはならぬ。軍部にあつても國防上國家統制を利益とし、民間經濟論者で統制經濟論者がまたこれに賛成することになつて、沛然として國家權力萬能主義が生れたのである。この勢ひは事の良否に拘らず熟慮を要すること徒らにこれを排斥する事は出来ない。ゆゑに今回の電氣國營論についても徒らに冷眼視去り又は感情に走ることをやめて具さにその利害を考究する必要があると思ふのである。

(奥村喜和男、國策研究會編「電力國策に關する研究資料」)

我等少壯官僚は政黨に對して別に何等の反感も持たず又恩怨も有せぬ。加之、憲法治下にありては政治の運用現象として政黨の存在することは寧ろ必然であると思ふ者である。よつて眞に國家を憂ふるの人々とは、それが政黨人たると將又實業人たるとを問はず共に相携へて皇國の發展と皇基の恢弘に盡瘁したいとの念に燃ゆるのみである。官權の擴張を計らうといふが如き未梢的希望は更に有せ

ぬ。況んやロシア、イタリー、ドイツ諸國の歴政的政治を讚仰するやうなことは固よりあらう筈もなく、又これを我國に移し行はんとするが如き大それた國體不明微的思想は斷じてない。ひたすらに、國體の精華を奉戴して一君萬民の政治の顯現に粉骨碎身せんと欲するのみである。若しそれ統制經濟の必然性に至つては、これを資本主義發展過程の當然たる歸結と觀するものであつて、現下經濟機構の病根を排除し、我が國民經濟の發展飛躍を招來せんが爲めには、不可避にして且つ當然採るべき經濟政策の根本基調と確信するものである。國家權力が自己の營利活動に對して力強く加へらるるを目して官憲横暴などといふは古い。國家權力は資主義の初期に於てはその育成の爲めに、その上昇期に於てはその自由なる發展を妨ぐる障礙を排除する爲めに發動したが資本主義の下向期—現今は正に此の時期に屬するが—にありては、その矛盾を克服する爲めに資本主義の必然的特質たる經濟の自由に對して全體の共存共榮觀に立脚して強力なる制限を加ふるやうに發動するものである。かやうにして、好むと好まざるとに拘らず、國家權力は資本主義の修正の上に働きかけることとなる。現下、國策樹立の根本的指導方針たる統制經濟は、資本主義の現機構の上に立ちて、これを否定することなしに、その特質たる經濟の自由性を國家權力を以つて制限し其の弊害を芟除しより大なる全體的發展を求めんとするのである。此の意味で電力國營は現下の我國政治情勢上當然斷行せられて然るべき合法

的効果的方策なのである。乍併、統制經濟の要諦はすべての産業を國家の管理に移さんとするものではない。要は國家産業の全體的繁榮従つて國民生活の安定國力の増進及び國防の完備を目標として各種産業の特殊性と其の國民經濟との關連性とに立脚して統制の範圍及び程度が決定さるべきであり、最も公共性强きものは或は國家自ら經營することとなるべく、公共性弱きものはそのあるが儘の姿に於てこれを監督強化することとならう。今回の電力國營案がひとしく電氣事業にありても、發送電事業のみの民有國營を企圖し配電事業はこれを從來のまま民間の手に委して運營せしめんとする如きは、よくよく味得すべき統制方策の示唆といふべきであらう。電力の發生及び輸送即ち發送電事業を國營に移さんとするは、かやうにすることによつて、産業の原動力たり國民生活の必需たる電力を豊富且低廉ならしめ得るものなるが故である。我國天與の資源ともいふべき水力資源の最高能率の積極開發を圖ると共に、電氣料金の徹底的低廉化を促進して産業發展の根基たらしめんが爲めである。電力國營の斷行は國民の福祉増進、産業、貿易の發展、農村經濟の再建、中小工業の振興及び國家生存上絶對的緊要事たる國防充實の缺點から見ても、現下我國の時代適應的根本方策と共に、國家百年の大計的經世の要務であると確信する。

(二) (電氣聯合通信社編「電力民有國營案に對し中野正剛氏所信を明かにす」)

今度の電力民有國營案は電氣料金を低下しめやうと云ふのが表面の理由であらうが、第一技術の上でも經營的手腕の點でも到底民間業者の夫れに優るとも思へないのである。

一番理想案だと云はれるブロック別統制計畫をその儘にして今度の官僚資本主義案に依らねばならんとするなら餘りそれは机の上の遊戲であつて實際の上に立つ政治家として斷じて採るべき態度ではな。

その遣り口は全體經濟に名を藉りてする偽裝國家社會主義の官僚資本主義であり人の掘つた井戸を横取りするのと同じで正に收奪でもある。

今や國力の伸長は國營事業の民間への移行に依つて層一層發展すべきものでなければならぬので之に對する指導監督こそ政府の採るべき態度である。

資本主義の中でも最も惡質な官僚資本主義を以て今日の日本に採用すべき産業形態の基準となすやうな政策に對して吾々は斷乎排撃せねばならない夫れは民間の企業心を殺し産業の全能率を阻む偽裝國家社會主義であるからである。

(ホ) (清瀬規矩雄「電力問題検討」)

統制經濟とは、國民經濟全體の利益の爲めに國家權力に依る民間私企業の統制を指すものであり、

之が管理經營は私企業に依ることを原則とする。而して此の場合國家權力は民間私企業の建設的役割を容認し、之を助成して其社會的弊害の緩和に努め、兩者は一種の協働的關係に立つのであつて、國家は自ら經濟活動を營むものに非ずして國民經濟全體に對して經濟活動の規準を示し、高所より之が指導を爲すべきものである。

従つて統制經濟の名に於て要求せらるる第一の點は、全體的綜合的見地に立つ國民經濟の統制でなければならぬのであつて、我國現在の電信電話事業、鐵道事業等の如く個々の企業を單に國營の形に移したものは、統制經濟の範圍に屬せざるものである。第二の點は、官僚的機能と民間の企業活動との結合に依つて兩者の缺點を補ひ、其長所を活用して一國經濟の發展を圖り、難局を克服せんとするに在る。従つてそれは反資本家的政策でもなく、又單なる國營の如く官僚獨裁でもない、文字通り官民一致協働して最善の經濟活動を營むに在るのである。即ち事業經濟の實際能力を缺如せる官僚は、進んで民間の長所を攝取すべく、又民間の事業經營者は私利を固執することなく、國民經濟全體への寄與を念慮とすべきである。斯くして始めて官民の舉國一致は可能である。

現に統利經濟の先騙を以て目せられ、且つ之を強度に實施しつゝあるナチス政權下の獨逸政府は、本年三月「法律に依る干渉は能ふ限り之れを避け、國民の自治に依り法律の示す範圍内に於て、凡て

の企業の自治的統制が行はるゝことを望む」と聲明し、進んで電氣事業株を始め國の投資に係る事業株を民間に賣却し、企業の民有化を實現せんとしてゐる。之が統制經濟の眞諦である。

然るに國家社會主義なるものは十九世紀の中葉獨逸に於て社會黨の領袖ラッサール及左翼中央黨の領袖ロードベルトスが提唱せるに始まり、其の後ビスマルクの宰相たりし時代に獨逸が當面したる社會事象を解決せんとして之が實行を企て遂に一八七七年破綻を示すに至つたものであつて、其の主張は「搾取なき新社會の建設」なる革新的原理を前提として、基本産業の國有及國營を主張し、金融部門を含む基本産業の營利的企業活動を否定し、國家自身の直接の管理の下に民間資本の企業經營權を排除せんとするものである。

彼此相比較して電力民有國營案の内容に照し、其依つて來る思想的背景及革新的原理を檢討する時孰れに屬すべきやは自ら明かである。

而かも尙一部の當路者は本案を以て統制經濟の主旨に依ると強辯を敢へて爲しつゝあるに至つては正に國民を僞瞞して、羊頭を掲げて狗肉を賣るものなりと言はざるを得ないのである。

(二) 統制の必要の問題

(イ) (池尾芳藏、「政府の電力國營案に反對する」昭一一、七、一〇、國策研究會第六回例會同氏講演)
農村振興の爲には「コスト」を切つても電氣を賣らねばならぬ。それには營利會社では駄目であるとの論があるが、送電に付ては損失の關係上送電線の大きさと通す電路とは相關聯するのでありまして小さな電線で多量の電氣を遠方に送る爲にはどうしても電壓を高めねばなりません。でないとならば「ロス」が出たり又甚しく危険であります。電氣事業では電壓を高めること、電氣遠送とが技術的に相伴つて發達して來た。で電送の經濟的遠送が可能となつた爲に從來山中深く使用の途なく捨て置かれた水力が漸次開發されるに至つたのであります。之等の水力は普通山の中では一萬「ボルト」位で發電されるのですが發電後電壓を高めて需要地に輸送するのであります。後變電所或は變壓器で電壓を下げて需要家に配給する。従つて變電所の建設には巨額の資本金を要するのであります。斯様な次第でありますから大送電線の途中で電壓を落す爲には變電裝置に尠くとも數十萬圓を必要とするから五千「キロワット」乃至一萬「キロワット」の需要が纏まらねば引合はぬのであります。つまり都會では廣い區域内で段々に落して能率よく使へるが田舎では需要量も尠く都會の如く經濟的に行き兼ねる、即ち「コスト」が高くなるからであります。

農村の家庭用電燈は無論安い程よろしいに違ひない。然し今日の農村電燈料金が國民生活を脅威す

る程に高いとは思はれません。農村の負擔は勿論下げる必要を認めるのであるがそこには自ら輕重がある。又之を若干下げてみた處で夫れで農村の生活が安定するとも思はれません。つまり農村電燈料金は國民生活安定上左程に緊要のものとは思はれぬのであります。次に農村の工業化或は工業の農村化といふ事が唱へられますが、電氣料金のみが安くなつたら夫れが果して實現し得られるであらうか。電力料金以外に原料、販路、倉庫、金融等考究を要する重要な諸問題が澤山あります。一般小工業に於ける動力費は總生産費の一割乃至一割五分にしか當つて居りません。假令電力料金を無料にしても農村工業化が成立するや否やは疑問であります。

電氣化學工業の發達を圖る爲にも「コスト」を切つても電氣を賣らねばならぬ。それには企業の状態を變更せねば駄目であると論ずるが、私は外國に於て電氣事業者が特殊化學工業の爲に格別安い料金で電氣の供給をやつて居る例を知りません。電氣化學工業者は自ら安い發電所を持つて居る。此の安い發電所を自ら持つて居ると云ふことが該工業の前提條件となつて居るのであります。

日本窒素肥料にした處で九州でも白川其の他の川に低廉な電氣を自ら持つて居ります。更に北朝鮮では長津江、赴戰口に發電所を建設して四厘乃至四厘五毛の電氣を起して軍需品を作つて居るのであります。日本電氣工業にした處で各所に安い電氣を自ら持つて居ります。三井系の電氣化學工業會社亦然り。

一面電氣事業の一部には特に協定して格別な安い電氣料金を以て特殊工業に供給して居るものもあります。例之富山縣は「アルミニウム」工業に「キロ」時四厘五毛の電氣を供給して居ります。而して其の契約には「スライディング・スケール」條項を附し利益の如何に依り料金を上下することにして居ります。同縣は之に依つて縣下の繁榮を圖らんとする目的を持つて居るのであります。

日本電力に於ては大日本肥料と二萬「キロ」の契約をして居るが矢張り「スライディング・スケール」の條項を挿入して肥料市場相場の高低に應じて電氣料金を高低して供給して居るのであります。之等の場合は多く渇水期に於ける送電の停止又は送電容量の制限に關する條項を付して居ります。電氣事業者が斯る妥協を行ふ理由としては送電技術上から安くとも發電電力の一部を特殊の條件を以て山元で販賣するを有利と考へる場合であります。又地方繁榮策と結び付いて供給せらるる場合もありません。

昭和肥料及臺灣の「アルミニウム」の使用電力も亦大體以上の様な趣旨で「スライディング・スケール」の條項を付して低廉なる電力料金を設定して居ります。

以上の如くにして新興化學工業は現に振興を見つたのであります。現在低廉なる電氣を供給せねば起らぬと云ふ特殊工業がどれだけあるか。現在起り得ない工業は必ずしも電力料のみの問題から然るものでない。技術上其の他の理由に依るものである。若し國が斯る種類の工業が必要であるとす

れば國家に於て特殊の助成方法を講ずるを適當と認める。然し、そう云ふ事業が果して幾何ありや、斯る事業に果して幾何の電力を必要とするか恐らく大したものであるまいと思ふ。

つまり農村問題でも特別工場でも「コスト」を切つて電氣を賣らねばならぬと云ふなら官營でやうが民營でやうが其の差額はづれば國民の負擔せねばならぬものであります。例へば國庫補助をして民營でやらせても同様である。官民協力一致してやつて行けばよいと考へられます。

「コスト」を切つて電氣の販賣をしなければならぬ部分があるからと云つて直ちに企業形態の變更をしやうと云ふのは寧ろ本末顛倒の論ではあるまいか。

×

×

×

〔奥村喜和男「池尾日本電力社長の反對論に答へる」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載〕

農村地方の電氣料金は、需要極めて尠なき爲め、コストが高くなり低下は困難であると言ふ。此の意見が從來の電氣事業者の殆んど總ての考へであり同時に營利主義的思想に囚はれた時代錯誤の見解である。農村の電氣料金は原價主義による限り、恐らく永久低下することは困難であらう。特に現在の如く各事業者が、地方的に個々獨立して居ては全く不可能である。農村地方の電氣料金を低下せし

めるには從來の電氣料金を關する考へを根本的に改めねば到底不可能である。即ち料金政策に於て、需要量別原價を越越した高所から見た政策を採つて、現在の比較的安價な都市料金の低下の割合を原價計算上のものより少なくし、其の餘分を地方農村の低下に振向くれば、地方の需要量の少ないだけ、其の低下の割合は多くなり、初めて地方農村の料金は、都會地のものに接近して來ることが出来る。是れは電燈料金よりも、動力料金に於て特に著しい。而して此等の料金政策は配電事業者を通じて行ふが、其れが爲め國家は卸賣料金政策に於て、地方の小配電事業者を救援することになる。是等の徹底した料金政策は産業政策的にも、亦社會政策的にも、國家の意思によつて、必要に應じ行ふことを得せしむるが爲めには、現在の如き電氣事業の、特に卸賣事業の割據的組織の下では不可能であるから發送電を全國的に統一した一組織とする必要がある。

農村地方の電氣料金が多少安くなつたところで、農民生活の安定にはならないと云ふが農村に限らず總て、國民の生活安定は、只だ電氣料金だけが低下して得られると考へて居るものは恐らくだれもあるまい。而し、それだから電氣料金はそれ程低下せしめる必要はないと速斷は出來ない。電氣料金を多少でも低下せしめ得れば、其れだけ負擔を軽減せしめることになる。即ち生活を安定に向はしめることになるし又、色々と農村向の工業が興ることとなる。公益事業たる電氣事業は、何より卒先し

て生活安定、産業發展に努力すべきではないか。

又需要の僅少な農村地方の電気料金を低下せしむるが爲め五十億の資産を有する電気事業の組織を變革する必要があるかと云ふが發送電國營の爲め、事業の解消すべきものは卸賣事業だけである。配電事業者は従来よりも經營は安定し、少しの不安も危険もないのである。

新興特殊工業に對する料金問題は、勿論必要に應じ原價以下でも供給することがあり得るし、亦其の必要もある。池尾氏の云ふが如き、有利の自家發電を爲し得るもののみが新興事業ではない。供給事業者より發電する必要のあるものも決して少なくない。其等のものは、料金の低下及其の變動の少なきこと、供給の確保と云ふことが問題である。現在の事業者、特に地方の事業者中には其等の點で満足し得ないものが少なくないことは事實である。其の實例は數限りなくある。

(ロ) (林安繁、「電気國營論に就て」東日、昭一一、七、八)

電力統制の根本は軍需工業に對する料金の低下が最大原因であるといふが我々が或る軍需工業に供給してゐるのを見るに六千キロワットの供給契約をしてゐるが實は八千キロワットまで使れてゐるのである。その負荷率を見るに六千キロワットを基準とせば二八パーセントに過ぎない。従つて、その料金は年キロワット五十圓餘に過ぎない。これは軍需工業なるがゆゑに不利益を覺悟で供給してゐる

のである。これでもなほ軍需工業に對する料率が高いと云ひ得るか。更に引下げの必要ありといひうるか。利益一方の經營をしてゐるといひ得るか。むしろ他の事業者に比して低率の配當に甘んずる所以のものに世人は滿腔の同情を表せらるべきである。

(ハ) (小島精一、「電力國營案の批判と統制私案の提唱」昭一一、七、六、電気俱樂部講演速記、講演三三一號)

一體國防經濟上からも電力統制が云はれるが此の見地の最も重要な政策上のキー・ポイントとなるものは、國民の熱烈なる支持と積極的な協力心の發揚でなければならぬ。斯の如き非常時に當つて官僚が特に獨占主義的な排他的な方法に依て、實業家敵視の勝手な政策を樹ててこれを國民に強要するといふ方法を選ぶことは、徒に不満と不安とを全産業界に懷かせることになり、殊に一朝事ある場合に果して全産業の熱烈な支持を贏ち得る所以であるかどうか。斯くの如き見地から言つても國防經濟の爲に電力を國營にするといふ根本的な考へ方に、原理として、一つの大きな矛盾が横はつて居ると考へるのであります。或は民間事業は營利的であるから到底國策遂行の機關たらしめ得ないといふが然らば即ち一聯の軍需工業を國營化せんとする意圖があると推測され得る。これは恰も二、三十年前の歐洲社會主義者の口吻を想起せしむるものであり、明白なる時代錯誤である。

(二) (中森芳良、「電力國營と俸給生活者」)

「平時から動力國策を確立して有事の際に於ける動力資源動員を迅速にし遺漏なきを期することは、現下の國際情勢から觀て肝要である。隨つてこの際電力國策を速かに確立し以て水力資源を完全に利用し動力の電化を圖り生治の安定に資し又軍需工業たるべき新興諸電氣化學工業の如き動力乃至は原料として電力供給を豊富且低廉でなければ成立し難いものを平時に於て確立すること、即ち平時には經濟的に採算を得ながら、有事の際には國防工場化すべき所謂國防の經濟化並に燃料國策の確立と云ふ點に於て、換言すれば所謂廣義國防の見地からして電力國策は國防と關聯を持つものである。更に送電線の全國的聯系の確立も有事の際に於ける動力動員と密接なる關係を持つものである。是等はどうしても國營によつて全國的全體的管理をなすを最も適切とする」と政府は言つて居る。(八月二十二日、東朝所載)

斯様な意味の電力統制乃至有事に備へると云ふことならば、現行の電氣事業法を見れば直ちに了解さるゝ所であるが、電力を總て國營にしなくともこの法律の發動により十分その目的を達することが出来るのである。この法律によつて遞信大臣に與へられたる權限は實に廣汎なるものであつて場合によりては會社重役の任免すらも出来る様になつて居るのである。

今日迄の電力無統制は政府の無方針無定見に基くものであつて、決して電力民營の結果に依るものではなく、我國をして今日の如く世界有數の電氣普及國たらしめたものは一に電氣事業者の熱意と絶へざる努力の結果であることは前述の通りである。

愛國心とか國防のこと、云へば、自分等の專賣特許であるが如くに考へてゐる軍人や官吏がある様であるが、それは飛んでもない間違であつて、國家の主要産業は官吏が經營しなければ國家有事の際に間に合はないとか或は軍人が監督しなければ危険であるとか云ふ様な考へがあつたならば、それこそ國家の進展の爲恐るべき危険思想であると云はなければならぬ、現に將來の戦争は官吏や軍人の手のみで爲されるものではなく、國民全般の協力一致を以て外敵に當るにあらざれば到底打ち勝つことが出来るものでないことは、現に軍部當局すらも盛んに唱へて居る所ではないか。

(三) 統制の形式の問題

(イ) (池尾芳藏、「政府の電力國營案に反對する」昭一一、七、一〇、國策研究會第六回例會 同氏講演) 現在の電氣事業界は行詰つて居るのだと云はれて居る様に聞えるが、然し卒直に云ふと自分は左様に信じなす。

今手許にある統計によると昭和九年末に於て開發せられた電力は四百七十四萬「キロワット」である。昭和十年末に於ては恐らく五百萬「キロワット」を超過してゐるだらう。之を十年前に比較すると當時は二百七十萬「キロワット」であつたから十年間に二百八十三萬「キロワット」の増加である。十三割の増加といふことになる。此の躍進は實に世界にも類例を見ない驚異的のものである。電燈の需要に於ては四千萬燈を越えて居り十年前の三千万燈に比較すると三割以上の増加である。電氣の普及状態は現在一萬一千三百餘市町村の内電燈を供給して居る區域は一萬一千百市町村に及び電燈の供給して居らぬ町村は二百十箇町村に過ぎない。其の普及率は九八%に及んで居る。而して未普及町村の中には島なども含まれて居る。需要家数は千二百萬戸であつて全國の總戸数の九一%までは電氣が普及して居るのであつて世界中瑞西を除いては日本が高度の普及をなして居ると云ひ得るのである。米國では七十二%の普及率に過ぎぬ。

之等の状態からみて我日本に於ける電氣事業の發達は目覺しいものである。

電氣料金に付いては區々になつて居るが爲に比較し憎い點があるが極めて大體より云へば家庭用及其の中間の小口動力となつて居る。そして

電 燈	一「キロ」時に付	一〇錢—一六錢
小口動力	一「キロ」時に付	四 錢—六 錢
工業用動力一〇〇「キロ」—二〇〇「キロ」程度のもの	一「キロ」時に付	三錢—四錢
千「キロ」以上の大口	一「キロ」時に付	二錢—二錢五厘

となつて居る。

今是れを米國に比較してみると大體同格程度である。

電燃(家庭用)	六仙—七仙半
小口動力	五仙程度
工業用動力(中)	二仙—二仙半
同 (大)	一仙—一仙半

大體我國と似て居る。尤も電燈や家庭用電力料金は「コスト」に依るよりも使用價值によつて定められて居るから國民の生活程度或は負擔能力から比較して日本の方が高いともみられよう。

儲けの方から云へば電燈や小口電力が歩がよいと云ふことは否定出來ないが此餘裕こそ今日の事業

發達を齎した原因となつて居る。然し之等の電燈や小口動力料金も今後は低下して行かねばならず又下げて行くことは可能と思はれる。

×

×

×

（奥村喜和男、「池尾日本電力社長の反對論に答へる」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載）

電氣事業が現在少しも行詰つて居ないのに、企業形態の變更などする必要はないではないかと云はれるが、今回の發送電國營案は、卸賣事業を救済する意味ではない。電力消費者を無理解な電氣事業者の手より救済せんとなつて一つの目的である。電氣事業が行詰つて居るかどうかと云ふことは發送電國營の何等の理由にもなつて居ないものである。

（ロ）（林安繁、「電氣國營論に就て」東日、昭一一、七、四）

兩案（内閣調査局案及び遞信省案）を通覽するに、他の事業に對して政府が企圖され、また企圖されんとする統制方法よりも極度に峻烈を極めたものであるが、長年月の間に苦心經營のあまり、今日あるを致した電氣事業を國家が一文半錢を支出することなくして取上げるが如き感を與へることが今日においてどうしても必要であらうか。非常時ではあらうが殆ど電氣事業に對する國家的總動員に等し

い統制を必要とするまでに國家が危急存亡の域に臨んでゐるのであらうか。一度調査局案の發表さるるや株式の暴落を來し再び遞信省案の發表によつて、また／＼暴落を招來し、財界を不安に導き全國の投資家をして戰慄せしめて、國家は何の利益を得るであらうか。増税の實現は今やその方法形式の如何にあると考へられてをり、二億乃至二億五千萬圓の増税は避くべからずとなすときに當りてかくも財界に不安の空氣を漲らせるのは如何なるものであらうか。總理大臣初め各大臣共庶政一新といふも決して急激の變化を與へないと屢々明言せられ、また三月廿四日の閣議により決定された内閣書記官長談の形式をもつて聲明書を發表されたくらひであるにも拘らず、相次でこれに反する發表あるに於いては國民は如何にして慎重事に當り得るであらうか。

×

×

×

（奥村喜和男「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載）

我國の財政及經濟は認識するとせざるとに拘らず、現下の國際情勢上いはゆる戰時統制體制の準備過程を進行して居るのであるから、軍需産業の基礎力たる電力事業に對しては國防充實上一朝有事の秋に備ふるの配慮をなす必要があるのである。林氏と雖も國家が危急存亡の域に臨んでは電氣事業に

對し徹底的統制を受くべきものなることを認められてゐるやうであるが、ここに注意して頂きたいことは、國家が左様な急危存亡に臨んで急遽、強固な統制方策に着手しても、時は既に遅いのである。泥棒を見て繩をなふの愚に落ちては不可である。平時より戦時經濟の根基を確立し、平戦時の産業政策を調和して戦時に於ける軍民の要望を満足せしむべき準備を完成しておく必要がある。特にこのことは現下の國際情勢に對處する庶政一新内閣たる現政府の當に配慮すべき指導方針でなければならぬ。されば電氣事業に對して、電力の發生及輸送組織を全國的の單一有機體たらしめるの要がある。我國の國際的環境は林氏が諒解する以上に危局に臨んでゐる。この秋に當り、國防力構成上の重要要素たる電力に對して、國家が合法的權力的統制方法により抜本的效果を期待するの止むなきものと承知されたい。

(ハ) (武田鼎一「經濟統制の本義を論ず、電力國營問題に關聯して」エコノミスト昭二一、九、一一) 經濟統制の主張は、その對象として、經濟自由の制度を持つものであつて、自由の存せざる所そこに統制を必要とする何も在らざるは、いはずして明かである。即ち經濟統制の目標は、自由經濟の行過ぎの匡正に在るのであつて、經濟自由の制度そのものを、否認せんとするものでない。しかし、自由主義は、他の言葉を以てすれば、個人自主主義であつて、個人の活動の自由を、自主的に主

張せんとするに外ならぬ。従つてそれは自由競争を極度まで押し進めるに、反對はしないが、極端なる自由競争が却つて個人の自由的存立を危くすることを知るがゆゑに、合従連衡の策に出で、以て自己の安全をはるかにいたるのである。經濟上に於ける、トラストとかカルテルの現象はかゝる原因に發生するものである。高度資本主義經濟組織とは、實にかかる階段に達せる個人自由主義經濟組織にすぎない。しかし、かかる階段における經濟組織が、組織そのものとしては資本主義的統制經濟であるけれども、その組成細胞として、自由主義の個人を保有するが故に、利潤追求の用具として専ら利用せらるると見ゆるところに、國家的非營利的統制の必要ありとの主張が是認せらるべき根據が發見されるのである。電力國營問題の如きは、實にかくの如き主張に基くものであるとなすは、大なる誤を敢てするものではあるまい。再言すれば、庶政一新の經濟的意義にして、國家的經濟統制を主張するにありとすれば、それは當然、資本主義的經濟統制の不合理を匡正せんとする志を持つものと、見ねばならぬ。

電力國營論の目的が、國家的經濟統制にありとすれば、國營論は少しく行過ぎではあるまいかと思はれる。國家的經濟統制の實行は、個人企業、或は廣く一般の私企業の資本主義的統制の横暴を制壓し、國民一般の經濟的福利を擁護するに、目標を置くべきであつて、國家自から企業を營むべしとの

主張は、經濟統制の範圍を逸脱したるものと云はねばならない。若し國營主義を以て、國家的統制主義の極致なりとなすものあらば、彼は國家的統制の主張を捨て、國家資本主義に鞍替へせる自からを發見し得ざるの愚を敢てするものであらう。企業の國營と企業の國家的統制とは、全く異なるものなることを覺る必要がありはしないか。最近政府が、電力國營を電力統制強化と、その題目を變更せるは、極めて賢明な致し方といふべきである。

我國があらゆる經濟資源とあらゆる企業を、戰時的體制化を目標として、國家的統制の下に持ち來すべきであることに對し、何人も異論なきではあるが、それが爲めには、必ずしも諸企業を國營に移す必要なく、民營のままにそれ等のものを統制し得ないではない。既に前段に論じたる如く、國營主義と國家的統制主義とは相異なるものなるがゆゑに、國是として統制主義を可なりと認める限りなるべく其の範圍を嚴守して行くべきではなからうか。若し國家の經營の手が加はるを可なりとする場合には私有企業をそのままにして、官吏の手において經營する如き變則を廢して官民協力の企業形態、換言すれば半官半民の會社組織を以て經營すべきである。私有國營の如きは、國家の威信を害する便宜案にすぎない。即ちそれは公債の増加を廻避する糊塗手段であつて、國家百年の計として採り上げべき案ではない。公債の増加を恐れ乍ら低率配當の特殊會社株式を民間に交附せんとするは、國家の

處置としては妥當を缺く憾がある。國家的處置は須らく、公明なる大道を行くものでなくてはならない。民國實家も亦忠良なる國民である。彼等は決して奉公の爲に缺くるものではない。庶政一新は、官民一途の協力に待つべしとするならば、そこに自から解決の光明を認めることが容易であらう。

(二) (河田嗣郎、「電力民有國營案の理論的矛盾、國策根本方針の確立が急務」)

ダイヤモンド 昭一一、九、一一一

昨今のやうに統制傾向の盛んな時には、政府には先ず統制に就ての根本方針を明にすることが第一に必要だと思ふ。それは單に理論上からばかりでなく、實際問題としても肝要なことである。政府の意圖する統制は、果して國家社會主義的な態度にまで行く意味の統制であるか。或は社會主義でもない、資本主義でもないその中間にある、所謂統制經濟若くは計畫經濟を意味するものであるか。將又單に個別的な數個の産業を統制するに過ぎないものであるか。其邊の根本方針を明かにしてくれなくては、我々としても批判も出來なければ、又當業者としては不安で堪らぬだらうと思ふ。若しそれが國家社會主義にまで行くと云ふならば、それは最早單に電力とか、保險とか云ふ個々の産業に關する問題ではない。日本の經濟全體を今の資本主義と根本的に違つた建前に改めて行かうと言ふのであるから、その建前の善悪は兎に角として、電力その他の個々の産業に就いては刃を磨いて斷乎として裁斷

すべきである。左様な個別的のことに囚はるべき問題ではなく、寧ろプリンシプルの上で争ふべき事柄である。或は所謂統制經濟と云ふ建前で行かうとするならば、先ずその意味を明かにしその實際に行われる具體的な輪廓を明瞭にしなければならぬ。その場合の統制經濟とは我々の理解する限りに於ては社會主義の如くに資本を國有にするとか産業を國有にするとか云ふことは考へない。唯、然し從來の資本主義を是正して、國家全體の利害から國家の意志に依つて國民經濟全體を統制し計畫化して行く。詳言すれば、資本の私有は勿論、之を認める。同時に事業の企業的な經營も之を認める。殊に企業に關するインシャティブは、之を個人の自由に任かして行くものが經濟の繁榮を期する所以であると云ふ風に考へる。唯併し、從來のやうに之を全體として統制する國家の意志の力が其處に働かなければ國民經濟が低下して支離滅裂になる。自由主義的資本主義の弊害として、國民經濟の内部に種々な矛盾軋闘争と云ふやうなものが生じて、それが爲に國家全體の利害が阻害される。故にそれを除去する爲に一つの纏つた國民經濟として、なるべく有機的に之を組織化し計畫化して全體としての進歩發達をより以上に進めて行かうと云ふ風に考へるのである。要するにこれも矢張り國民經濟全體として統制して行かうと云ふ考へ方であつて、電力とか保險とか、銀行などのやうな個々の自由産業だけを個別的に考へて行くべきものではない。政府は果してこの意味の全般的統制を意圖して居る

のか、其點も不明である。而して問題が突如として電力と言ふ一方面に起つて居る。又、保險に關する一部分的な話も起つて居ると云ふことで、國民はその見透しに困つて居ると言ふ状態である。若しそこまでも考へずに、一般産業は自由に従前通り放任して、唯一部の重要産業に就てのみ統制を行ふと言ふことであれば、その統制を必要するものとして選ばれた産業に關しては、その産業それ自體の立場から非常なる動搖と賛否の論争とが——又場合に依つては反對も起ると云ふやうなことが生じて來ざるを得ない。これは全く個別的であつて、問題は果してその産業を然かする必要があるかどうかと云ふことになつて來る。以上、三者の根本方針に就て政府は須らく速かに態度を明かにして庶政一新とか國政改革とか云ふことの根本に觸れて置かなければならぬ。徒らに世の中を混亂に陥れ、適確なる批判も出來なければ當業者をして去就に迷はせるやうな態度は、我等の採らざるところである。

此意味から云つて、法制的なる統制を從來より以上に有力にすることによつて、其目的が達せられるであらうと云ふ議論は正鵠を得た議論であると思ふ。併し乍ら國家社會主義を建前とするのではなく、所謂統制經濟を實現しやうと言ふのでもない。唯、重要な數個の産業に就て統制を行はんとする場合に、これを民有國營にすると云ふのは、如何にも調子の合はぬ考へ方である。國有民營と云ふならば、これは從來かなり熟して居る考へ方である。又實行されて居る方面も世界的にその例に

乏しくない。それを逆にして民有にして國營とするやり方はかなり稀しい考へ方であつて新機軸と云へば新機軸であるが多少理論的に調子はずれの觀なきを得ない。況んや民有性を維持すると云ふならば、所有性を是認して所有權を尊重する立場でなければならぬ。然るにその所有權の内容を處分權と使用權とに分けて考へれば、處分權が國家的の必要から之を制限されて居ると言ふことは所有者として尙且つ忍び得る處であるが、使用權を全然國家に取上げられて了つて處分權だけが残ると言ふことでは、使用權は殆んど虚有權に過ぎないといふことになる。例は少し違ふが、土地の所有者が處分權としての所有權ばかりを持つて居て、使用權を例へば永小作權のやうな風に他人が之を持つて居る場合に於てすらも、その所有者の權利は兎角、虚有權に陥り易いものである。況んや國家と云ふ權力團體がその使用權を取上げて了ふと云ふことになれば、所有者の残された權利は殆んど虚有權化して仕舞ふことは想像に難くない。殊に強力なる統制管理を行つて行かうとする今日の時勢に於て、國家がその使用權を獨占するといふことになれば、所謂生殺與奪の權を握られるといふことになる。斯様な場合にその所有者たる人達が非常なる不安に感じて、躍起となつてこれに反對するのは、苟も今日の私有財産制度の上から考へれば、極めて當然のことである。それも國家社會主義のやうに思ひ切つて一般的に所有制度を否定すると云ふならば、まだ理解が徹底するが、普通一般には私有財産制度を

尊重すると云ふ根本の建前を保ち乍ら一部分の重要産業に就てのみ斯くの如き實質的なる所有否定的なことが統制の名の下に於て行はれるとしたならば、その資本の所有者側に非常なるセンチシオンを起して來るのは當然である。國政の根本的建前から云つても、斯くの如き不徹底に依る動亂を生ぜざるやうな事は今日のやうに舉國一致的な結合を必要とする場合には最も慎しむべきことであるやうに思ふ。そこで結局は斯かる個別的なる統制ではなくして、先に第二に述べたやうに一般的組織としても計畫經濟たる實質を持つた統制を行ふと云ふことが残された立場になつて來る。露西亞が現在行つてゐる處も大體に於てはその程度のものであつて、思想の立場は違ふが伊太利や獨逸の新國家主義の希望して居る處もその邊りにあるやうに思はれる。従つて我國としても、若し之を行ふとするならば、同様の立場を取り、斯種改革を、重視せんとするものであるといふことを先ず明かにすべきである。而も假令ひ二・二六事件の後であるとは言へ、今日のやうに平穩無事の時に於て之を行ふとするに際しては、相當廣汎なる研究と準備をしてかゝらなければならぬ。政府としても、國策全體として内閣に於てこれを審議すべきであつて、一省々々の問題として取上ぐべき性質のものではない。要するに今日電力民有國營其他これに類した名稱に於て電力に關する統制が問題となり、社會上大なる動搖を生ずるに到つたことは、一つには上に述べた根本態度の不明瞭なる結果であると信ずる外はない

のであるから、この際一日も早くこの國策としての根本態度を確立し發表することが必要と思ふ。差當つて、右三者の統制に就て若干の批判を加へて見やう。先づ國家社會主義的な統制であるが、斯かる意味の國有國營制度を平地に波瀾を起すやうな形で實行し得べきものでないことは、これは常識あるものゝ容易に理解し得る處である。假令ひ、二・二六事件の直後その氣運に促されて國政改革をやり、經濟改革が行はれるやうな場合があるとしても、今日までのやうに時日が経過した後にぼつ／＼改革をしやうなどと言ふことは到底出来るものではない。のみならず、露西亞が之を経験したやうにあの大戦直後の大革命時代に於て之を計畫してやつてすらも、尙ほ且つその字義通りには行はれなかつた。一九一八年から僅か二十一年に到る數年間、之を試験的に行つたゞけであつて、二十一年のネツプ以後は、レーニンは斷然退却して了つた。其後、スターリンが出て共產主義の根本的な立場だけは繼承して居るやうだが、併しその行ふ處は眞の共產主義にまでは行つて居ないことはこれも衆目の見る處である。然らば下つて個別的な重要産業に就ての統制と云ふものが期待されるやうな目的を達し得るかと云へば、これも非常に難しい。と云ふのは、一般の經濟界の建前は自由主義であるのに、僅かのものだけが統制されると云ふことになれば、その統制が正しい統制であつた場合でも、殆んど大した統制の結果を擧げ得ないことは、我國に於ける従前の重要産業統制法に依る統制に依つて

見ても明かである。製鐵業の程度に對する統制であるならば、これはカルテルの統制の變形したほどのものに過ぎない。よし又その産業だけを國有國營にしてみた處で、それは要するに從來の鐵道や電信電話のやうなものに過ぎないのであつて、これに依つて軍事上の必要を満すとか云ふやうなことになるならばいざしらず傳へられる如くに、これと併せて低廉なる電力を多量に供給して國利民福に貢獻すると云ふことであるならば、寧ろ逆な結果を生ずる懼れがある。何分にも國營となれば官僚的な行政事務的な仕事に陥り易いことは、過去に於て我國の充分經驗して來た所である。例へば經費は却つて増嵩する而も世間一般に對するサービス其他多くの關係に於て民業にも遙かに及ばないと云ふことになり易い。一般的に之を考へて見ても、多量に生産して安く供給するといふ目的から云ふならば自由なる民營が最もその目的に適ぶのである。資本主義の長所は、斯點にあるのであり、資本主義が歴史的に稀有の發達を遂げたのは、正にこの長所によつてなつたのである。故に電力を豊富且つ低廉に供給することが主たる目的であるならば寧ろこれを民營に放任すべきであり、國營は寧ろ逆の結果を招來することは豫見に難からざる處である。

(ホ) (神戸正雄、「電力統制は民有民營に依るべし」ダイヤモンド 昭一一、九、一一)

私は電力の民有民營を維持し、併し國家統制の強化を計るの案を採る。今日分立して居る所の電力

會社を合同せしめ、其主腦部の任免權を國家が握り、其運營の大方針を決する爲に、政府、株主、消費者、使用人の代表より成る特殊機關を置いたら良からうと考へる。之に依つて必要とあらば或程度まで民有國營の所期する軍需工業、農村工業の爲めにする料金の低下も行はれ、一朝有事の際に於ける電力の準備も出來、それから所謂、發送電聯系の合理化、電力相通の經濟的利益なども得られると思ふ。民有國營案の特長といふのは、國營なるが爲め生ずるといふよりは分立した企業の間から生ずるものである。若も、それ以上に、國營たるが爲に經濟上有利となるものがあるといへば、それは民業會社への賠償の不十分なるより生ずるもので、それこそは之を實行するとして、現代法制下には、法律上不當な事であり、又、斯かる不満足な方法に依つて電力の國營が行はれて、其が一の先例となり、他の少くとも公益的性質を有つ産業部門にも同様の事が起るだらうと云ふ危懼が行はれて、其爲一般企業心を阻喪せしめ、經濟上の發達を抑壓することゝなるといふ不利を伴ふ。然るに若も之を國營とする爲に相當の賠償をするといふ事にしたならば、民有國營實行後に、そんなに電力料金の低下し得る譯には往かず、一方で安くしても、他方で其埋合せに高くしなければならぬとなつて、全體上得る所はない。同一規模の營業として之を民營とするか、國營とするかでは、國營とした方が一層高くつく。民營の方が全體上一層經濟化する。現在の國營事業でも之を民營としたら、一層經濟的には

なるだらう。成程今日の民營電力會社が分立して居る爲の不經濟はある。其は統一すれば之を改良し得る。併し其は私の言ふ統制民有營の下にも行はれる所である。此にては飽迄も經營が民營だからして其の經濟主義は徹底するし、其上にも、分立から合同に代はるのだから、分立不聯絡、又は聯絡の不充分から來る不經濟もなくなる。更に、政府からの勢力が一層力強く及んで、國營の必要に應ずることとも出來、電力消費者の立場も、使用人の立場も保護せられ、公益を尊重し考慮しつゝ、經濟主義を徹底することゝ成らう。たゞ公益主義と經濟主義と結合する爲、何れにも徹底せぬといふ嫌はあるが、併し又、此の二の適度なる調和によりて、或程度まで何れにも合致することには成る。統制民有營の下には別に國家の賠償の充分、不充分といふ問題は起らぬ。公債増發といふ必要もない。法律上の面倒もなく財政上の厄介も生じない。そして別に一般財界に企業心投資心を阻喪せしめると云ふこともない。其經營に於て或程度までこれ迄よりも一層の國營統制の及ぶといふことはあるが、其は電力の公益的性質と時勢の變化とに歸すべきでそれについては、當業者、資本家も諒解するより外なからう。此國家的統制とても運用宜しきを得ば、左迄急激の變化を與へず、資本家に過大の打撃を與へることはなくして濟まう。勿論、之によりても經營主體が民間資本家にあるのだから、國營であるのに比しては、株主の利益を助長することになり其れだけ公益上不満足といふことはあらう。けれども其れだけ

に之によりて經營上に一層經濟的に成るといふ利益もあるから埋合せつく。或は之によりて從來と同じ又はそれ迄よりも一層に、大資本家の勢力を増大し、其横暴を來たすことになりはせぬかといふのであるが、國家的の統制、そして株主に對立した利益代表をも經營に参加せしめるので、或程度までは此弊害が防止せられるであらうと思ふ。民有國營案も趣旨は結構だが、實行上に無理があり法律的に見て不都合であり、經濟上、一般産業の發展を阻止するといふ弊が伴ふ此案が軍部の支持を得て居るのだとの事だが軍部とても、之を強行して經濟界に反軍思想を植付けては不得策であり、舉國一致の風潮を破るのは國家全體の上からも遺憾である。軍としては軍需電力の充實廉價を希望するであらうがそれは必ずしも民有國營でなくては出來ぬといふのでもないし、特に軍としては軍費の調達に力を注がなくてはならぬのであり、其軍費の調達には、國力、國民經濟力の發展に待たなくてはならぬのである。然るに經濟界をして企業心を阻喪せしめ、其發展の阻止される、やうな心配の大なる電力民有國營案を支持するといふことは、軍の爲に取るべき策ではないのである。軍としては單なる電力の充實低廉にのみ着眼して、此の基本的なる大問題を見落すが如き誤を敢てしてはならぬと思ふ。

(へ) (小島精一、「電力國營案の批判と統制私案の提唱」昭一一、七、六 電氣俱樂部講演速記講

演三三二號)

電力の資源を急速に且大規模に開發するといふ事についてであるが、これは恐らく戰時状態に入り込むやうな場合に平時状態に於て要求されるものよりも急激に電力の需要が殖えるといふことを豫想して、そういう場合に對應する爲に、平時では明に過剰になるところの尨大な電力設備を培養して置かうとするものであらう。その場合、如何なる方法に依て、如何なるテンポに於てこの未開資源を開發することが要求されるのかどうかといふことであるが、これを決定する場合にも、民間の電力經濟に關係のあるエキスパート、公平なる立場にある學者、官吏及軍部の人々、斯ういふやうな連中が相寄り集つて官民協力して開發計畫といふものを樹てることが最も望ましい解決であると思ふ。然して斯の如き方法によつて一旦如何なる規模に於て電力を開發するかといふ計畫が樹立されたならば、それに基づき如何なる方法に依て合理的にこの計畫を遂行するかといふ具體的な方策が第二段に考へられねばならぬ。既に電力開發計畫といふものが決つて國策としてこれだけの電力といふものは需要のあるなしに不拘、どうしても開發して置かなければならぬといふことが決定されるならば、それに従て開發設備に有効に建設して行けばよい。その爲に特に國營を必要とするかどうか。この積極的な實踐には決して國營を必要としないと思ふ。開發計畫が出來上つた以上之に順應する具體的な建設工作のスピード・アップを斷行して行くといふことは、今日の民營形態に於ても立派に解決出來得る

性質のものであらうと考へるのである。一民間の事業家が如斯にして決定された電力國策に納得せずして何かと支障を申出るやうならば、その場合に於てこそ國家は若干の強制的な權力を振ふことも考へられるし、又民間の事業家を刺戟して適當な獎勵助長政策を採ることも大に考へられるのである。故に一旦ハッキリとした國策が合理的な方法に依て確立されたならば、これを遂行する手段は必ずしも國營化を必要としないのである。國營にするよりも民間の事業家に責任を負はして民間の事業家の自發的な企業心を刺戟して、官民協力主義でこの問題を解決する方が少くも、日本の現段階に於ては合理的な結果を生むのではないだらうか。

獨逸ナチスに於ては、長い間の社會民主主義的な國營萬能の思想に捉はれて居た電力經濟を統制經濟主義に建直すことに熱心に努力して居るのであつて、その主張は結局民間の電力事業の自治的な自覺を促し、自發的に企業心を刺戟し、而もそれが國民經濟全體の利益と矛盾しないやうに適切なる調和を圖つて進めて行かうといふ所にその具體的な狙ひがある。斯くの如き趣意から國營萬能主義を排撃して、民間事業の合理的な組織化結合化といふものを助長し營利と國家的な統制、この妥當な組合せを造り上げることに没頭して居るのである。或る者は獨逸のナチスの電力經濟は國營に向つて居るといふことを強調して居るが、それは間違ひである。このことは獨逸經濟大臣シャハトがこの電力事

業法を發布する直前、電力事業者の前でした政策上の説明演説に徴しても、又獨逸の官設經濟研究所の報告に徴しても明白に國營主義を否定してゐる趣意がうかがへる。如何なる根據に依つて獨逸の電力經濟が國營主義に進んで居るといふ結論を引き出されたのか全く理解に苦しむ。

併し獨逸に如何なる主義が行はれて居るにせよ、それがその儘日本の電力經濟を支配する原理とはならぬ。が日本の經濟發展の今日の段階に於て、何を好んで能率の悪い國營主義を執らなければならぬかといふ合理的な理由はない。やはり我國に於ても獨逸ナチスなどの考へて居るやうな統制經濟主義——真正なる統制經濟主義に基きて、民間の事業家の自治的な自覺と國家の適切なる統制とに依つて、企業心を刺戟し乍ら適當な公益的方向に經濟の發展を促して行くといふことが最も妥當なる解決の方策であらう。

又電力事業を經濟的に建て直すといふ事に付いては、單に組織の問題だけでなく、他に色々な技術的な問題も併せ考へねばならぬ。例へば農村電化、或は特殊工業に低廉な電力を送るといふことも、特に國營にして大規模な發電所を造つて、長距離の送電線を引廻して、それに依つて、みすみす大きなロスを忍び乍ら遠方から電力を輸送して農村に之を供給するといふやり方を考へる前に、小さな農村の需要に對しては地方的な小さな發電所を設けて、之を自給自足せしめるといふやうな、技術的な

方法も考へ得ることと思ふ。現に特殊の化學工業の勃興には、それと密接に關聯して居る特殊の自家用的な小さな發電計畫といふものが前提條件として設備されて居ることは周知の事で、斯の如き技術的な操作が色々考へうるものである。國營にするにあらざれば農村に低廉なる電力を供給し得ないといふやうな考へ方は、餘りに問題を素朴に、且偏狹に考へ居るといはねばならぬ。

(ト) 小林一三「統制機構を要せず」ダイヤモンド 昭一二、一二、一

今日は、將來の電氣事業を如何に爲すべきかの問題は、之を後日に譲り、現時電力の不足せる現狀に對し、如何に爲すべきやの問題に重點を置いて善處すべき時である。政府當局の案は新に會社を設立して之に當らせんとするのであるが、この差し迫つた時期に於て新に會社を設立し實行せんとするも、現在の資本主義の機構の下に於ては、到底その庶幾するが如き、速く、安く、而して充分なる電力の供給を爲し得ないことは、鐵道省經營の信濃川發電所、或は、また、東北振興會社の事業經過に徴するも明かである。

今日の如く、如何にせば安く速く行くかを研究すべき時機に於て、政府は新しき會社を設立せんとする意向であるが、これが爲に、日本の財界を不安に陥れる實情にあり最近の燃料會社の設立のみにて、も商工大臣が創立發起人であり其他政府關係筋のお歴々が顔を並べて、六分の配當をするといふその會社すらも、實は無理からに采配をあげた状態ではないか。而も一方には、巨額の公債募集を用意する必要ある時に、その公債をどうして募ることが出来るか。

吾々は、この問題は、單なる電力問題に止まるものでないことを確信する。今日、日本は、世界より如何なる財政々策を行ふやを、注視せられてゐる時であつて、資本主義の下に公債を發行して、その財政を切抜けんとするか、或はまた統制に依つて、軍事費を調達せんとするか、實にその岐路に立つてゐるのである。私は、この案が實行せられ、新會社を設立せんとしても、結局は、東北振興會社の如く、失敗を繰り返すは必定であり、若し之を強行せんとするならば、どうしても獨逸流に行かざるを得ないと思ふ。日本が、資本主義機構に依る信用制度の下に公債を發行せんとするか、或は又獨逸の如く、統制強化せんとするかは、世界の注目する所であつて、その行き方によつては、日本に味方せんと考へて居る者も、何時敵に廻るかも分らない。場合によつてはこの日本の財政破綻の運命が現はる時は、或は世界の大戰となるかも分らない。かるが故に、之を電氣事業といふが如き國內的問題と見ずして、視野を廣くし、世界は今如何に動きつゝあるやを考察せられたい。獨逸は窮乏の極統制といふ一つの方法を考案したが、日本の現狀は未だ資本主義機構に依る信用制度を捨て、統制機構によるべき程窮したものではない。吾々は英國米國の前途を考へ又支那に對する方策として、こ

の資本主義を捨つることを得ないものと信じてゐる。今頃この案が實行せられ、十億の會社が設立せられるものと假定し、而して政府當局者の考へられる如く、豊富なる電力を低廉に供給せんとする爲には、非常なる強度の統制を爲さざるを得ない。獨逸は指導者制度を採り、各工場に指導者を派遣して全社會の一切に亘りて、干涉を行ふ。日本に於て、果して之を實行する勇氣ありや。この案が通過して東北振興會社の轍を踏むときは、低廉なる電力の供給は之を望み得べくもない。

今度の政府案は前の頼母木案よりも、猶ほ殘酷な影響を財界に與へるものと信じてゐる。頼母木案は、送電線水力發電所火力發電所を創設し、民有官營に依つて、電力を統制しようとするのであつたが、今度の新案は、火力發電及び送電線のみを強制提供せしめ、十億圓の特殊會社を作る。名は民有民營であるが、その役員は正副總裁は政府之を任命す、重役も、取締役の倍數を政府が任命するといふのであり、廣汎なる營業に屬する發電計畫、買入電氣電力料、又賣渡電力料等、總ての方針が政府の命令に依り、會社は唯だその命令を遵守して施行するのみであるから、純然たる民有官營である。而して水力發電所は當然此の特殊會社に提供せしむべき筈であるけれども、「既設水力發電設備を國家管理の對象とせざるはこれ等設備の評價其他の手續に多大の時日を要し急施喫緊とする時局の要求に對應し能はざる」といふ理由の下に、一時保留して居るのであつて、聽てこの特殊會社に買收せら

れるのであるから、頼母木案よりも、その内容に於て同一であり、その取扱に於て寧ろ殘酷なるものと言ふことが出来る。而も此の特殊會社は、四分の配當を政府が保證し、六分迄配當が出来るものであるが、將來の大水力計畫並に大送電計畫を遂行する立場に於て、相當に巨額の資金を要し、政府當局が考へてゐる様に、安く豊富な電力を直ちに國民に賣渡すことの出来ないのは、何人も之を悉知する。故にこの會社が果して四分の保證に於て六分の配當が出来るか否かといふことは、何人も疑問とする所である。隨てこの特殊會社に變へらるべき各方面の水力會社の株式は前途悲觀の材料より外に無いから總ての會社が反對であるのは當然過ぎる程當然の事である。

× × ×
(大和田悌二 「躍進日本の必然的要求」ダイヤモンド 昭一二、一二、一一)

小林氏は臨時電力調査會の席上で、國家が電力を經營すると非常に能率が悪くなる。例へば、東北振興會社など、成つて居ないではないかと非難した。しかし東北振興會社は、今のところ建設中の會社で商賣などやつて居ない。今發電所を工事中である。商賣を始めてから、その業績を批評すべきであらう。而かも東北振興會社は阿武隈地點に數萬キロの發電所が遠からず落成する。一キロ當り東電の販賣料より五厘安く供給出来る計算ときいてゐるが、東北振興會社を非難する會社は、自分の方で

五厘高く賣つて居る事實を何と見るか。會社には公債の利子の二分増程度の配當保證の筈であるが、配當を保證しても、東北振興會社の様に株が下がると言ひ度いであらうが、前言の如く、今度の會社は建設會社でないといふことを考へて貰ひたい。明日から商賣をするのだ。さういふ心配はない。調査會の答申に依ると送電線を出資して、會社が出来上つてしまへば、その日から商賣が出来来る。電氣を賣上げて、それを賣るのだから、東北振興會社のやうな建設的會社ではない。

即ち、大幅に全國の電氣を集めて、その國營の會社以外から電氣を買へなくなるから、その日から商賣が出来来る。また設備もあるから、それを擔保に今後の開發は社債を以て充て得る。即ち設備を擔保にして社債を出せる。東北振興會社のやうに設備が出来て居ないから、社債を出せないのと違ふ。資金獲得に就ても、法律上特權を認められるのみでなく、相當、國家的に心配をしなければならぬが安い社債で今後の開發がどんどん出来て行くことになれば、また安い電氣が使へる。その上發送電といふものは設備が出来てしまへば、極めて、機械的技術的に、簡単に經營出来る。

電氣事業は典型的の公益事業であり、基礎産業であり、又全體的經營の効果顯著なる自然的獨占性の事業である。従つて土地收用や、資金や水力の獨占使用や、供給區域の獨占や、種々の特權が國に依つて認められ、其の反面に於て又他産業に見られぬやうな業務の検査、料金の認可、工事上又は營

業上の各種の許可、重役の改任等特別の監督も受けてゐるのである。本來自由競争では成立難く、寧ろ公益上弊害さへ生ずるから、斯く特殊の待遇を受くるので論者のいふ如く自由競争で發展し來たものでなく、又私有せしめて増加することの出来る水ではないのである。此の點電氣は他の産業の様に自由競争に依つて能率を加へ、私有せしむるに依つて物を愛惜し、效用を増加するものとは全く其の趣を異にしてゐるものである。

水力の開發も、相當高度の段階を経て來て居るから、水力の開發を、これ以上にやれば、色々な權利の摩擦が起り、又、今後の水力開發は、普通のやり方では、安く起すことは出来まい。非常に大きな高級な機構を要する。國家大に考へて行くと、供給先が全國である。だから、どれだけ大きい設備をしても手に餘る心配がない。限られた供給區域を目安にして、擴張計畫を制限し心配する必要はない。どんなにでも大きく單位の安くなる設備を考へればよい。その上現在のまゝでは、他種權利との摩擦も起り、つまらない言ひが、りをつけて金を取られるやうなことも、随分電氣料金には影響して居る。結局、建設費を高くしてある分は事業採算にかけてある。且又、電氣をあつちに賣り、こつちに賣る度に、手数料を取られる。しかし國家管理で一手販賣になると、中間手数料は無くなる。又、電氣には負荷率がある。それを全國大に綜合すると、非常に有效になる。所が他産業、例へば石炭に

はさういふことがない。いくら全國大に經營して見ても、電氣の負荷を繰合するやうな利益はない。必要があるといへば、我國として、内地外地間の調節等の他の政策的理由から來ることであらう。電氣は全國の需要を一手に握ることに依つて、一つの設備が他の時間的に用途的に異なるロードファクターを握り、大きく繰合經營をやるところに、非常に經濟的理論に合する特質をもつて居る。即ち電氣の供給を豊富低廉にするには、設備は變らなくても、繰合しただけで、今迄一つのものが〇、六しか働かない設備が一に働き、或は一、五に働く、斯うなれば安くならざるを得ない。新らしく作らぬでも、現状の儘で相對的に豊富になり、安くなる。それが電氣の特質である。

又電氣は他の重要産業、すべての産業の共通必要とする動力だ。その動力に、甲乙丙丁の差があることは好ましくない。競争のスタート・ラインが曲りくねつて居る様なものである。共通の利害を有する者は、同一の直線上に立つて、即ち、共通の必要なる資料は各々自由に、而して成るべく豊富に成るべく安く手に入れて、（尤も特に國家的政策料金の必要あるものは別として）それから先を、自分の力で、一着にならうと二着にならうと、出来るだけ奮闘されたら良からう。その全能力を發揮させる基礎を、國家の力で、より豊富により安く供給するやうな途を拓くことが、産業を榮えさせる所以である。他の産業を潰すなどは思ひも寄らぬ誣言である。即ち他の産業に安心して動力を使はせ、事

業の發展に全力を盡さしむるのである。決して他種産業の全部を召上げるといふ事ではない。全産業に對して、露西亞式の國營や國家管理など出来ることでもないし、又必要でもない。多少能率は下らうとも、國家の収入を得んが爲に、やるのだと言ふならば、話は別だが、公共事業の本質を完全に遂げさせたい爲に、國家管理にするといふのは、電氣事業以外何があらう。

今回の電力調査會で、五大電力社長が連名で、統制要綱といふものを提出したが、全國に亘る發送電設備の繰合、管理、電力配給の合理化等を政府は事業者をして徹底實行せしむべしと冒頭して、其の方法として、中央、地方に連絡統制委員會を設け、政府監督の下に自治統制を行ふといふのであつた。自治統制といふのは、企業の利益擁護の別名ではないか。それで出来る位なら國家管理などが提唱される筈もない。抑も又當業者が、かゝる提案を爲す以上、先づ多少なりとも、實行の端緒を示して來るべきで、たゞ一方に重壓のある間、一寸かういふ事を口の先で云つて見るだけではその白々しさを信ずる者はない。

假に五大電力を一纏めにして經營に移して見る。これは負荷の繰合とか、電力をあらちちらに賣る手数料の削除とか、總掛數の減少とか、色々なファクターを揃へこれに依つて吾々の想像し得る餘剰利益は極めて機械的な大雜把な計算でも、現在の五大電力の卸し料金よりも約二割位、即ち約三千

萬圓位の剩餘金が浮び上る計算が、役人の手でやつても出来る、元來、役人は収入を少く、支出を大きく見て計畫を立てたがるものであるが、それでもさういふ算盤が立つのである。現に東北のある縣で、僅か二萬キロ足らずの縣下多數の電氣事業を統合し、送電連絡をした丈で、一割からの利用し得る餘剰電力が浮び上つた實例さへある。全國的に卸賣を統一する特殊會社の前途を悲觀するといふのは、餘りにも理解が無さ過ぎはしまいか。

當業者も、その意見書に云ふ如く、統制の徹底實現を必要とするのが眞意ならば、其の實現の一日も迅速なることを希ふべきであらう。非常時ならば尙更のこと、平時ではせぬ統制も、強化整備せねばならぬ筈である。それを非常時なるが故に管理をすべきでないかと反對するのも、全く聞えぬ言分である。平時の統制と戦時の統制は目的が逆だといふ主張のやうであるが、例へば動員された兵士が、平時から健康でなければならぬことは云ふ迄もない。電力統制は電力の健康増進であり、都市計畫であるのだ。大衆の爲にも小摩擦はある。それを恐れては國の進歩も國民の福祉も止りである。刃のこぼれるを案じて鎌を使はぬ譯には行くまい。吾々は、無用の摩擦相剋は避けたい。たゞ眞に公共的必要の爲にやらなくてはならぬと信ずるが故に、その精神を枉げない積りである。従つて現在、反對論に對しては反對理由を検討する。さうして出来るだけ採入すべきは採る。しかし斷乎として行はな

ればならぬといふ必要を認めて、永らく研究を重ねた結果、之を實行に移さうとしてゐるのである。

(チ) (林安繁 「電氣國營論に就て」 東日、昭二一、七、一〇)

現行電氣事業法にては統制力なきやといふに昭和七年實施された改正電氣事業法によれば

一、供給區域の重複を避け、獨占の弊を防ぐ爲め、料金を認可制に改むること。

二、遞信大臣が公益上必要と認むる場合は、電氣設備の效用を増進し、電氣の需給を調節する爲め電氣事業者に對し電氣工作物の施設變更若しくは共用、電氣の流用または工事期間の伸縮を命ずることを得べき權限を遞信大臣に與ふること。

が主旨で、電氣事業者の無益の競争を避け妥當なる料率を定むることが出来るので、合理的料率を定められ得るが故に、事業者も需要者もこれをもつて満足すべき筈である。また國防上の見地から電氣の融通、供給の圓滑、各地方の過不足せる電氣を有無相通せしむる方法等については、これまた前記第二項の通り主務大臣に權限を與へられてゐるから十分にその效力を發揮することが出来る。

以上の理由によれば、現状を打破し、所謂統制經濟機構によらざれば料金の低下、電氣の融通が出来ないといふ理由はない。若しそれなほこれをもつて足れりとしなば、それは觀念の相違である。觀念論をもつて徒らに現状を破壊せんとするのは理由が薄弱である。

況んや時代の變化はこれを認むるも現行電氣事業法は長年月にわたり、電氣事業調査委員會により朝野の權威を集めて研究に研究を重ね、その答申を根據として重大なる改正をなしたもので實に昭和七年のことである。爾來着々これが實行に着手し、新料金の認可まさに昭和十二年十二月に迫りつゝあるの際においてをや。然るに未だこれが實行の結果をも見ずして又々一大變革をなさんとするは朝三暮四にあらずして何ぞや。然りと雖も今や「庶政一新」を旗印とせる以上何等かの方針を定められる必要はあらう。又先にも論じた如く時勢の潮流が統制を必要とするものであらうからこゝに折衷案を提唱する。要は漸を逐うて統制を實行せんとするのである。

差當り未開發水力發電氣を特殊會社にて經營せしめて電力を卸賣させること。
 次には外債の償還を可成速かならしむるやうな大藏當局において承認を願ひ償還を終りし會社から追々にその發電所を上記の特殊發電會社に收める。

また開發合併によつて發電所を基準とする特殊會社を造りて可成低廉に電力を卸賣する。
 かくすれば形式に於ては目的は達すると思ふ。

×

×

×

(奥村喜和男「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」國策研究會編、

「電力國策に關する研究資料」所載)

現行電氣事業法の適用で統制は充分だと主張される。この法律は五、六年前の立法であるとはいへ現下の我國電氣事業に對處する時代適應的政府の方針としては既に時代遅れであり、不充分である。それと共に從來の微溫的な遞信省の電氣行政に對してすら、或は事業者の意欲が不許可になつたり修正されたり又公益的措施を命ぜられた事實に對して、官憲横暴と叫び民業壓迫と呼び、いさゝかも政府の公益的要求を寛容し忍受しようとしなかつた在來の自家撞着的態度を靜かに自己反省すべきである。

(リ) (小島精一「電力國營案の批判と統制私案の提唱」昭一一、七、六、電氣俱樂部

部講演速記 講演三三一號)

國營によらず民間事業の適當な組織化によつて今日の電力問題は解決されるのであると思ふが、それには今日の電氣事業法を若干改正する必要がある。

その第一點は國家が電氣事業の組織化を促進すべき何等かの強制權を持つことが望ましい。今日の電氣事業法に於ては、電氣事業の組織化といふことは、全然民間事業家の自發的な自覺と理解の上のみ解決されることになつて居るが、場合によつてはそれだけでは解決出來ないことも往々起つて來る。

で、さういふ場合に、公益上の立場から、いはゞ傳家の寶刀として、國家が或る種の強制權を揮つて、例へば電力事業の合同化或は組織化を適當に促進するだけの權限を持つて居るといふことは、殊に今日の非常時局に當つて必要ではないかと思ふ。

それから組織化が發達して來ると、それに伴つて恐らく今日よりもつと集中的な、獨占的な形態が出來上つて來ると思ふ。そこで例へば今日の日本製鐵會社に對して國家は特殊の檢察官を派遣して居る。それと同じやうな檢察官を斯くの如き大電力會社に對しても派遣するといふことが必要ではないかと思ふ。かくして官民協力の實を擧げる機關にするといふことが望ましい。これが改正上の第二の點である。

それから電源の開發計畫、設備の改善修繕等に付ては現行電氣事業法に於ても、公益上の見地から國家が認可をし、又場合に依つては或る種の強制權を揮ひ得ることになつて居るやうである。又電力料金に對しても國家が認可をし場合に依つては或る種の公定制度を執り得ることが出來るやうになつて居るが此の法文にある「公益上の見地」といふ意味を廣く解して「國防上の見地」をも含め、積極的に國家が或る種の命令を持ち得るやうにして置くことは此の際甚だ必要ではないかと思ふ。これも矢張り開發計畫、電力料金といふものを原則として國家が決めるといふのではないのであつて、出來

るなら民間の事業のイニシアチーブの下に國家が之を許可するといふ建前が宜しいと思ふが場合に依つてはそれだけでは物足らぬことも起つて來る。殊に、國防上の見地から目先の採算を無視しても將來を見透して計畫を立てねばならぬやうな場合もある。國家が或る種の強制權を持つといふこともやはり傳家の寶刀として必要があると思ふ。その代りに斯くの如き權限を主務大臣が行使するに當つては官民協力に依つて組織された電氣委員會といふやうなものゝ諮問を経るといふこととして置けば無暗に、一方的に官僚な操作が行はれるといふ危険は防ぎ得ると思ふ。これが改正要求點の第三である。

大體以上の如き電氣事業法の改正すれば、それで、國防の見地から言つても、公益の見地から言つても、妥當で且不安のない統制をなしうと思ふが、これだけの權限を與へられて、尙ほ且つ統制が充分出來ないといふ事であればそれは、統制官廳の無能と無責任と怠慢の暴露である。既に從來の遞信省の電氣行政が必ずしも満足すべきものではなかつた。今後統制經濟が進んで來るに従つて、統制官廳自身の自覺と改善といふことが最も重要なる義務となつて來るであらう。その點を改めず徒らに國營主義を主張するといふことは、統制官廳自身の責任回避でもあり、極めて卒直に言へば他を言ふ底の安易な考へ方の現はれではなからうか。問題の最も重要なる中心點は統制官廳が斯くの如き法規

を有効に活用し得るかどうかといふ點にある。

一體統制經濟といふものは斯くの如き重要産業に對して、之を官民協力、融和主義に依つて妥當に誘導して行くといふ所に、その本質的な特徴があるので、之を悲觀し、之を放棄するやうでは統制經濟主義は全く無意義となる。それならば卒直に國家社會主義を主張する以外には、途はない。然して電力國營案の背後に斯くの如き思想的傾向があるとすれば、これは單なる一原案作成者の問題でなくこの原案を支持する全官僚の問題である。こゝに電力國營の根本的な國策上の基本問題があり、之を検討する必要がある。

又今日迄の民有民營事業も國防上公益上から色々非難があるが、それは、要するに一つは統制官僚の無能と併せて、民間の事業家の自覺の缺乏もあると思ふ。此の兩者相俟つて今日の事態を來して居るのであるから、一方に於て統制官僚の自覺、他方に於て民間事業家の覺醒、これが相俟つて妥當に解決せねばならぬものである。又その方向に誘導するやうに政策を立て、行かなければならぬといふ風に考へる。私の主張は、單なる認可制度のみに止ることなく、認可制度と幾分の強制的な命令權との組合せの上に作り上げられたる統制經濟主義に即してゐるものである。

又未開水利權の國營といふことが有力な當業者の中から發表されてゐるが、この提案も極めて不徹

底なものであり、且決して妥當な解決の方法ではない。何となれば、未開水力だけを國營にするそれだけを切離して國營にするといふことは、総合的な經營に較べて能率の點から言つて低下することになりはせぬかといふことが一つの論點であり、第二には未開水力だけでもこれを經營することが國家の官僚の手に歸するといふことは、國營事業に付き絡ふ所の能率の低下を避けることが出来ないのではないかといふことである。

一方未開水力を國營にするといふことの長所として考へられる點は、水利權の開発に伴ふ所の色々な不正事件を國家の手に依つて、回避することが出来るかといふことにあるかと思ふが、これは官民協力が防ぐことが出来るのであつて、特にその爲に國營形態を採らなければならぬ理由にはならぬと思ふ。

唯斯の如くにして、今後の水力開發を國營事業とすることに依つて、民間會社に一種の競争心を刺戟し、これを統制する上の一つの武器としてこれを活用するといふなればこれは一應の根據になるが併し乍ら斯の如き方法を弄せずして、民間事業の能率を刺戟する方法は他にも幾らもある。このために、此の提案を採用しなければならぬ程の根據になるとは思はぬ。

ナチス動力經濟法は日本では誤つて國營主義であるかの如く傳へられてゐるが決してそんなもので

ない。日本の事業法の規定は決してドイツの規定に比べて特に寛大であるとか、統制が足りないかといふことを考へさせる點は一つもないのであつて、逆にドイツの統制規定こそ極めて新しい規定であるにも拘らず、又而もナチスのやうな突き進んだ統制經濟主義の下に於て、國防的要求に順應して制定された規定であるにも拘らず、日本のやうに一々細かい點に面倒な干渉をしないといふ點が特徴になつて居ることを注意せねばならぬ。

これらの點を考へても、日本の電氣事業法を多少改正することに依つて、最も進んだ統制經濟主義を實行し得る建前に立つて居るのであつて、唯後に残る問題は統制官吏の活用の腕前次第である。かくて問題は、結局若干の事業法の改正と、統制官吏の自覺、それに望むらくは民間の事業家の覺醒といふことに依つて、最も合理的に解決されるのではないかと思ふ。

(四) 料 金 問 題

(イ) (池尾芳藏「政府の電力國營案に反對する」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載)

政府案によると料金が低下すると云ふが國營に依つて現實にコストが下るかどうか。國營となれば

公課金丈でも安くなるではないかと云はれるけれども、新會社が出来れば新會社だけの費用はかかる。國有なれば金利丈でも廉くなるが新會社ではそうは行かない。

公益的立場に立つて大事業を經營すると云ふ事になれば自然「コスト」は高くならざるを得ぬ。燃料國策より不經濟な發電所を開發すれば高くなるのは當然である。

電氣事業の施設は五萬「キロワット」の發電所、十萬「ボルト」の送電線路を設備するには最初から其の全設備の費用を投ずる必要がある。此點は鐵道によく似て居ります。唯鐵道は最初線路丈だけ敷いて置けば、其他の施設は漸次増設して行けばよいのであるが、電氣事業では夫れが出来ぬ。全部一時に建設しなければならぬ。

又發送電設備落成後直ぐ電氣が賣れ切れて仕舞ふ様では電氣事業者は其の任務を果して居ると云ふ譯には行きません。

之れを電氣事業者は如何に準備するかと謂へば十萬「キロワット」のものは八萬「キロワット」で準備する。一杯に使はれる迄は損であるが一杯に使はれる様になれば漸く利益が生じて來る。そこで料金の値下が出来ることとなるのである。それが唯一つ丈の發電設備なれば簡單であるが多數發電所が相錯綜して居るから中々複雑極まるのである。

その上我國電氣事業は最近種々の困難に逢着したのである。即ち兩三年前には金融市場の状態から非常の高金利でなければ資金の調達は出來ず七分以上の高利資金でも事業上の必要からは使はぬ譯には行かず、而も五年以上の長期資金は之を得ること不可能であると云ふ様な苦痛をなめた。猶其外に社債の發行についても額面發行は困難な上高率の募債手数料を支拂はねばならぬと謂ふ様な資金調達上の苦痛を忍ばねばならぬ状況であつたのであります。夫れから次には世界的の大不景氣に會ひまして停滯に悩んだのであります。其財界の不況が漸く昭和七八年から恢復に向つた處、次で國策に依る金輸出再禁止實行の結果圓價が暴落して外債利子支拂額増加の重壓に追はれた計りでなく、之れが輕減策として外債償還を實行したのであります。之れが買入償還に付ても尠からぬ爲替差損を負擔したものであります。之等爲替相場の變動に起因する多額の損失は凡て自力を以て利益の中から負擔して切抜けたのであります。斯くの如く殆んど應接に暇なき位次ぎ／＼と難局に逢つたのであります。斯様な次第で料金も目に付く程値下を行ふことが出來なかつたのであります。最近に至つて漸く之等の難局を突破して損失のカバーが出來まして一方には需要の増進があり、低金利に恵まれてきて卸賣料金の如きは幾分下げてもよい状態になつたのであります。逓信省の料金認可制度の實施は斯る状態と相俟つて相當の效果があると思ふのであります。

要するに現在の電氣事業は異常なる發達を遂げて居るのであります。而して料金は世間で云ふ處の如く決して高價ではありません。將來安くすることも可能であり、又事業者に値下の準備があるとするれば、今後に於ては政府の監督と電氣事業者自身の覺醒に依つて、此の料金も追々に下げて行き得ると思はれます。つまり我國の電氣事業は少しも行詰つて居るとは思はれないのであります。國策として企業形態に變化を與へねばならぬ程に行詰つて居るとは思へない。

× × ×
（奥村喜和男「池尾日本電力社長の反對論に答へる」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載）

電氣料金低下の困難なる理由として掲げたものは、全部電氣事業者特に、卸賣事業者の慣用的言譯である。現在の料金は、發電所建設費が六百圓もかかつた時代のものを基礎として定められたもので、茲數年來完成した三百圓程度のものの料金、即ち古いもの、約半額のもの、舊料金で供給しつつあり、新設備により低下したものを、其れだけ低下せしめて居ないのが實情である。更に、此頃の償却は料金低下を阻止するが爲め、不當に多額を計上して居る。是れには二種類ある。即ち既往に於て爲すべかりし償却を現在の電力消費者に負擔せしめつつあるものと、將來の電力消費者が負擔すべきも

のを、現在の消費者に負擔せしめつゝあるものである。是等を修正するのみでも、恐らく現在の卸賣料金は少なくとも一割程度低下する筈である。

(ロ) (林安繁、「電氣國營論に就て」東日、昭一一、七、七—八)

政府案によれば國營となすことによつて料金二割乃至三割を減ずることを得るといふのであるが、疑はしい。今日において既に各事業者は長年の不景氣に苦しめられた結果、經費は極度に節約してをり、また送電の損失についても凡ゆる方法を以て輕減を圖つてゐる。各會社協力して一方に火力を節約し、一方に水力を利用買入れて融通をなす等殆んど技術上可能と認むる極度までに損失を少くしてゐる現状であるから、これ以上今日の設備のままに二割や三割といふ如き節約が出来るものではない。既設會社の送電線を連絡する設備に新に數千萬圓、數億圓の金を出し五年、十年の歳月を費さなければ技術上到底不可能であらう。

既設發電事業では何故よろしくないか。政府當局は今の各會社は營利一方であるといはれる。果してどうか。電氣會社が商法の規定によつて設立を認められたる株式會社である以上營利を目的とするものなるは論を俟たないところであり、營利を目的とすればこそ國民はこれに投資するのである。さりながら餘り營利一方に傾いては消費者の利益を無視することになるから、電氣事業取締規則が發布さ

れ電氣事業法改正電氣事業法が制定せられたのである。この法律は取締の上に於て十分行届いてゐる。なか／＼横暴な振舞は出來ない。萬一そのサーヴィスの點に不都合あり、料率が不當ならばこれに對する制裁は昭和七年改正の現行電氣事業法に明瞭に規定されてゐる。特に實際問題として電氣料金につき需要家たる工業家でボンヤリしてゐるやうな者は極めて少く、中々手さびしいのが多いから高率な料金に満足する筈はなく、現に一割も二割も配當をしてゐる需要家が契約更改毎に電氣料金の低下を要求して來るものがある。殊に電氣事業は事實上獨占でなく、供給區域が重複してあり、その上特殊供給の方法によつて他會社の供給區域まで手を伸ばし得る機會があるから、事實は常に料率低下に悩まされてをり、中々思ふやうに高率の料金を要求することは出來ない。特に歐洲戰後一時の好況に乗じて競うて發電設備を増大した電氣事業者は愈々發電設備完成の曉において時恰も不景氣の襲來に出逢ひ電力過剰に悩まされ、各會社とも無益の競争をなし、損失を忍んで料率を低下し、工場動力の爭奪に腐心したため從來逓信省届出料率より遙に低率をもつて供給して來たものである。その格外に安い料率によつて工業家は意外の利益を得たのである。この格外に安い料金は景氣の回復と電力の缺乏に際し適正な料率に是正さるるは當然の歸結はあるに拘らず、電力料率が高いといふ聲を盛んに喧傳したので如何にも電力料率が高いやうに誤解せしめたのである。その證據には現に八分以上の高配當

をなす電氣事業者が果して何程あるか。しかして電氣の供給を受けてゐる電鐵、紡績、製紙、鐵工業者が現に高配當をなしてゐるのを見たなら、何人か電氣事業者が營利一方であると信ずるものがあらう。

電氣料金は從來各會社各地方によつてそれぞれ事情が異なり、適當と考へる料率を定めこれを遞信省に届出でたものであるが、現行料率は或は高率なところもあらう。また意外に低率なところもあらう。されど大體において需要者たる電鐵、工業家の威力が強いので、電氣事業者は常に受身に立つてあり、特に公共團體に供給するもの、如きは多くは極めて低率である。一例を擧ぐれば宇治川電氣が他會社から受けてゐる電力料金は遞信省の裁定によつて定められてゐるが、それよりも低率な料率で公共團體に供給してゐるのがある。これでも營利一方であるといひ得るのであらうか。

特に一キロワット一時間（キロワット時）の料金のみを考へて一キロワット年額（年キロワット）を考へないために非常な誤解がある。元來、遞信省においては電力供給事業者が一日廿四時間、一年八千七百六十時間一定のキロワットの電力の餘力を持たなければ供給契約の締結を許されないのである。しかるにその餘力に基き契約する最大キロワット、例へば三千キロワットの餘裕があるとして、三千キロワットの電力を或る工場に供給契約をなすとしても、これを如何に使用するかは需要家の勝手であつて電氣事業者の如何ともすべからざるところである。従つて一日中使用しないことがあつて

も、一日中短時間しか使用しないでも、その時間だけ他に融通するといふやうな器用なことは出来ないものである。従つて水力ならば需要家の電力を使用しない時間は黙つて水を無益に流し、火力ならば埋火をして空しく荷のかかつて來るのを待たねばならぬ。この故に一旦契約した以上はその最大キロワットの電力に對する財産鎖却、財産に對する利息、これに要する直接費、間接費を計算したる總額を以て料金率算出の標準とせねばならぬのである。工業家が自家發電をなす場合もまた同様である。故に一キロワット時の料率の高下のみを論じては眞の料金を判斷することは出来ない。勢ひ年キロワットに對する料金が資本鎖却等を償ふや否やにあるのである。例へば製材業の如き平均一キロワット時の料金率二錢七厘であり、負荷率平均十二パーセント四分位なので、年キロ卅圓にしかならないのがある。これ全く製材業不振のために特に意を用ゐてゐるからである。また大規模の工業に見るに一キロ時二錢といふのがある。如何にも製材業に比して低率であるが、負荷率六〇パーセント位であつたら年百五圓となる。これでも小工業に高くて大工業に安いといひ得るか。關東地方における十一事業者の生産コストに對する當該工場の使用する電力料金の割合を調査すると、電力料金は平均生産コストの一分六八に當り關西の紡績製紙にあつては二分七六から三分三三にしか當らない。（詳しいことは略するが確かな統計を持つてゐる）これに依るとその業務の状態によつて電力料金は生産コストの

一分六八乃至三分三三にしか相當しない。假りにこれを一割下げても生産コストに影響するところ決して多いとはいへないが、電氣事業者にとつては總收入の一割を減ぜられるのでは迷惑至極である。

特に電氣事業者が奮勵一番して料率を下げたとして如何なる結果が將來されるか、コストは安くなくなり對内需要は別として、輸出品にあつては輸出が容易になることは明かであるが、諸外國の國內産業または植民地にあつては本國の生産品に脅威を與ふるものであつたなら、安くすればするほど關稅の障壁を高くするのは目に見えた事である。ここにおいてか電氣事業者が電力料金を安くしたことだけにとどまつて、工業家も國家も利益せぬ結果になりはせぬか。如何にも意義をなさぬである。また外國からの輸入を防遏し、一朝有事の時に國産品で間に合はせようといふので電力代を安くせよとするが國家非常時の場合とならば電力事業者とても國民の一員である以上愛國の眞心においては決して人後には落ちないだけの覺悟はある。しかるに平常において獨り電氣事業者を責むるのは如何なるわけであるか。

×

×

×

(奥村喜和男、「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」)

國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載)

政府案の實行によるも電氣料金の低下は疑はしいと言はれるが、何を根據として低下せずと言はれるか。政府は詳細な資料に基き、計數的根據により發送電の國營が卸賣料金の徹底的低廉化を招來し得るものなることを把握し得たのである。料金が下るか下らぬかといふ、最も大事な重點を看過してかかる重要國策の斷行に取りかかれるものではない。一般に電氣會社關係者は、電氣事業は經費節約の餘地少なく設備運營との利益の期待も困難であるとして料金低下の可能を否定されるが、政府案の着眼は單なる經營の節約とか一會社内部相互間の設備利用の合理化とかいふ消極的なことではなく、合理的な發送電聯系の完成による投下資本の最有效的利用と電力の有無相通に伴ふ利益といった積極的な方法に依存するのであるから、當然相當額の引下げが可能となるのである。即ち發送電の國營は政府が設立する全國單一の特殊株式會社として所要設備を建設提供せしめるものであるから現在各地に散在し、各獨立した事業者の下に各別に運營せられて居る發送電設備を全國一系統の下に綜合統一して有無相通する經營を行ふものであり、補助的の火力發電設備は綜合せられて大容量のものとなり水力發電の開発に當つては全國的系統より考慮して河川の利用を最大ならしめ得る。現在では只一水系だけでも數箇の事業者が各獨立した立場から各別に一々水利地點を開發してその間何等の統一連絡もない。従つて一水系全體としての最大能率的開發は行はれて居ない。此の點の改修だけでも驚ろ

くべき利益がとげられると言はれて居る。綜合統一による經費の節約は現在三重四重になつて居るものを單一化することによつて極めて大なるものを豫期し得るのである。設備容量の増大による單位當りの建設費の減少、其の運轉費の節約は今更ら言ふ迄もあるまい。電氣事業の經營に従事したことのある人ならば今回政府の企圖しつつある國營案が積極的に卸賣料金の抜本的低廉化を招來する最も適切なる方策なることは何人よりもよく熟知せる筈である。料金低下疑はしなど言ふは、只國營の斷行に反對せんが爲めの欺罔的非良心的口實に過ぎない。

更に減價償却の問題がある。從來償却すべきものを償却せず置いて、近頃になつて合理的な償却以上に従前の未償却分を加へて頻りと償却して居る。従前の未償却分は經費として支出すべきものではない。即ち發電原價に算入すべきものでない。其の分だけは以前に不當に配當して居つたのであるから利益金から支出すべきものである。其の分の償却を原價から除けば料金の餘りに低下するのに先づ電氣事業者が一番驚くことであらう。

電氣事業の配當が他の一般産業よりも低位に在ることをいかにも營利一遍でないやうに言ふが自由企業と特許企業とを混同しては不可である。電氣事業は所謂公共事業で國家が特別にその營業を許して居る事業である。而も大體に於てその獨占を保障し、その經濟活動上にはそれこそ有形無形に莫大

な國家の恩恵と援助とが與へられて居るのである。産業資本家や企業家が血みどろになつて築いた事業とはいささかわけが違ふのである。その點の相違性には眼を覆ふて、ひたすら配當の低位にあるを以つて營利一遍でないと言はれるのは大いに間違である。次に既設電氣事業者はその水力發電開發については營利本位でないと言はるるが電氣會社が水力資源開發に當つて營利本位であると言ふのに何等遠慮すべきでない。營利本位であり又事業本位であるのが當然である。水力開發に當つては、自社の計算と收支と而して自社の消化し得る電力需要とに掣肘せらるることは當然である。乍併國家的見地からはかやうな開發方法では全く不可であつて、よろしく發電資源の有機的最高能率的開發をなすやうに、國家的徹底的統制を考慮しなければならぬ。それには全國を單一供電組織たらしむる發送電の國營以外に方法はない。

よく電氣事業者は外國の料金に比較して高くないと云はれるがそれには異論がある。斯様なものを外國と比較して論ずる事は全く無意味である。殊に國富も異なり、國民生活の程度も相違する外國の電氣料金と比較して假りに我國の料金が高くないといふ結論が出てもよいと云ふことは出來ぬ。出來るだけ電氣料金を低下せしめて國民負擔を軽減し、生産品の價格を切り下げて貿易を振興するやうに努力させるのが政府の責任である。電力國策の目標たる料金の低廉化は實のところ現行料金が高いか

ら廉くしやうと云ふことよりも、寧ろ可及的に料金を低廉ならしむることが、産業の發展上國民の福祉増進上最も有効の方策であると思ふ處から出發するのである。電力は全産業の基礎力であり又國民生活の必需である。よつてその料金を何とかして低廉ならしめやうといふのが國策の眼目なのである。

又料金が決して高くはないといふ事例に、事業者が唯一つの需要者に對してのみ供給して居る場合を事例として立論されて居る様に思はれる。例へば三千「キロワット」の電力供給契約をすると其の需要家はその範圍内に於て任意に使用して、時間的に「キロワット」及「キロワット」時に餘剰があつてもそれを他に融通することが出来ないと言はれる。一應左様に考へられるかも知れない。然るに宇治電は小は一、二馬力より大は數千キロの需要家に至るまで、又製材工業、軍需工業を始め種々雑多の工業に電力を供給して居るであらう。そして其の個々の需要家の使用しない時の電力及び電力量を他に全く融通して居らないだらうか。即散荷率といふものを全く認めて居ないのであらうか。需要家個々の電力使用の時間的相違を綜合して供給して居ることは火を賭るよりも瞭かである。林氏がこの歴然たる事實を御承知ないならば、その配下の實際の經營擔當者に聞いてみられるがよい。電氣料金の決定は、需要家が唯一つの場合を根據としてなすべきでない位のことは今日では常識である。

又宇治電が他の卸賣會社から購入する料金よりも低率で供給して居るものがあると言はる。こう言つた後から直ぐ「これでも營利一遍であるといひ得るであらうか」と非營利を押し賣りされるのは少々笑止千萬である。卸賣會社から高く買はされて居る不合理を忍受させられて居る不合理を忍受させられて居るのは他に理由がある筈である。何れにしる、購入する料金よりも低率で供給して居つても、どうやら配電會社が經營して行けるのはより安價な自己發電所を有して居るからである。若し卸賣料金が合理的に公正に是正されるれば、それだけ配電料金は低下する筈である。今回の發送電國營案は、卸賣料金が合理的に低下せしめて一般需要家への配電料金を極限的にまで引き下げようと企圖するのである。現在の組織運管の下では卸賣料金は配電會社の望むやうに合理的公正に引き下げ得ないものであることは、誰れよりも林氏自身最もよく承知されて居る筈である。

電氣事業者が電力料金をやすくすれば、ただそれだけに止まつて工業家も國家も利益せぬ結果になりはせぬかと論ぜられるが、我國の國是は、對外發展を大いに振起することである。優良にして廉價な商品をドシ／＼外國に賣り出すことである。而して低勞銀と低電氣料金は我國の貿易的世界征覇の爲めの二つの偉大な武器である。一時的には關稅障壁を高くして本邦品の輸入を防遏しても良く廉き商品の遂ひには世界市場を征服することのあるは、水の低きに就くが如きものである。優良にして

廉價な商品の購入を、本國が自國の繁榮維持の爲めその政治的權力を笠に着て阻止するは、明かに人類文化の道義に反する。今こそ廉價商品の生産と他日の雄飛とに備ふべきではあるまいか。いくら電力料金を安くしても結局外國から關稅障壁を高めらるるから無意義であるとは論を爲さぬ。

(出第二郎、「電力國營と其影響」ダイヤモンド 昭一一、七、二二—八、一)

電氣事業の自由主義的、個人主義的の監督及經營上から、電氣の原價は、電氣の使用目的別に計算し、苟しくも他の種類の需要者に對し如何なる程度のもの以上の負擔をも課すべからず、と云ふのである。即ち原價負擔の公平理論である。現行料金は原則として皆な此の原價主義の立前から出來て居る。其の結果は需要が少なければ料金は高くなり、使用時間が短かければ、其の長いものより高くなる。それで電燈料金に於ては、貧乏人の電燈は、富裕者よりも高い電氣を使ふこととなり、地方農村の電氣料金は都會地よりも極めて高價となり、小動力の使用者は、大工場よりも、二、三倍もの高い電氣を使はせられることとなる。現状がそれである。電氣動力が偏流し、工業が偏在するのは是れが爲めだ。

是れは國家全體の上から見て、根本的に修正する必要がある。即ち原價の負擔の公平でなくして、

産業政策的並に社會政策的見地に立ち、使用目的により負擔「能力」による公平なる負擔としたい。

而して此の新料金政策を徹底せしめ、電力を全國的に普及せしめて國民全部を其の恩恵に浴せしむるには、事業規模が狭少であつては出來ない相談である。どうしても全國を打つて一丸としなければならぬ。そして其の實行の最も早く出來る方法が發送電事業の國家的統一であり、其の卸賣料金政策によつて、各配電事業を指揮し、配電料金政策の實施を可能ならしめねばならぬ。(昭二、七、二二)

料金問題に就ては、小島氏は全くふれて居ない。林氏、池尾氏は是れに就て幾多の意見を述べられて居る。是れを綜合するに、

「發送電を統一綜合しても卸賣料金は低下せず、寧ろ値上げとなるであらう。」亦他のところで、「現状のままでも料金は低下せしめ得る」と、云つて居る。現状のままでも漸次低下せしめ得ることは二氏の説明をまつまでもなく明かなことだ。其の低下せしめ得る趨勢には數年前からなつて居たのである。設備の綜合統一は技術的に料金低下を招來するものであることは電氣事業に關係あるものは何人と雖も知つて居る常識である。二氏の云ふ如く、現状のままでも低下するなら綜合統一經營は、更に一層低下を大ならしめることになる。只わけもなく國營では低下しないと謂はずに其の具體的理由を提示しては如何。池尾氏は亦外國と比較して高くない、と云ひ其の例として、日本では最も安いと

ころ外國では必ずしもさうでない數を字示して居られる。そして其れも只だ單位當りの料金のみだ料金の高いか安いかは、一キロ時當りの料金額のみを比較して見ても無意味であることを知らないのであるか。料金の比較には、料金制度、計算方法、供給條件等を研究しての上でなければ實際の高低は比較し得ないものである。林氏の電氣料金の現状の説明で需要家が使用しない間の電氣は全然放置されて居るが如く云はれるのは、事實に反する説明である。電氣事業經營上最も重要な散荷率なるものの存在を無視した議論である。

次に池尾氏は、農村の電氣は負荷が悪いので原價が高くなる。強ひて低下せしめる必要がない様なことを謂はれて居る。公益事業者としては、最も不都合な考へである。方法さへ講ずれば農村の電氣と雖も、極めて容易に低下し得るのである。東邦電力會社の岐阜縣下大白川方面の電氣料金に其の實例を見る。引合はないから供給しない、と云ふ考へは、公益事業者として最も慎しむべきもので、積極的に如何にしたら供給し得るかと云ふことが、第一に研究實行らせねばならぬ問題である。(昭、一一、八、一)

(ハ) (小島精一、「電力國營案の批判と統制私案の提唱」昭和一一、七、六 電氣俱樂部講演速記 講演三三二號)

國防經濟の見地から電力事業を謂はば一種の社會事業乃至公共事業のやうな性質に還元して、採算主義を全然離れた社會施設といふが如き意味合ひから、特別に低廉なる電力を一聯の軍需工業に供給して、それに依つて國防經濟の維持を圖らうといふ考へがある。斯くの如き考へ方が果して妥當であるかどうかは大なる疑ひがある。一體電力料金を安くするといふことは望ましいことであり、又一つの採算主義の範圍内に於てのみ、之を遂行するといふことを建前にすることが望ましいと思ふのである。採算主義を全然離れた一つの公共的な施設として電力料金の特別の低下といふことは結局國庫の負擔に依つて特殊の軍需工業を助成する一つの手段となるのであつて、その負擔は他の形に於て國民の肩にかかつて來ることは勿論である。

ところで電力事業を採算主義から離して、之を單純なる公共事業として經營するといふことになるならば、そこに出來て來る必然の結果は、官僚的經營による能率の低下といふことになるのであつて隨つて電力事業そのものの經營上の浪費は、充分考へておかなければならない大問題である。さうするならば國民の損失は結局二重になるのである。唯々その形ちが多少變つて國民の肩の上にかかつて來るといふだけのことである。若し軍需工業を助長したいといふならば、特に電力料金だけを國庫の負擔で安くするといふこと以外に、助成の方法は幾らでもあるのであつて、例へば電力料金は合理的

な基礎に止めて置いて、他の形ちに於て軍需工業なり、農村工業なりを助成することは當然考へられ得ることである。もつとも特殊の限られた事業に對して特別に低廉な料金を取り定めるといふことも合理的な採算主義の範圍内に於て、充分之を執り得ることであつて、如何なる産業に對しても萬遍なく、一率の電力料金を決定しなければならぬといふやうな窮屈なことは考へる必要はない。併し乍ら一方に於て特別に安くして、それに依つてロスが出るならば、他方に於てそれを補ふだけの多少の引上げを許さねばならぬ。さもなければ國家が或る限度を限つて電力會社を助けるべきである。

(二) (永田耀、「電力國營案の検討、逡信省案、調査局案の批判」)

電力國營の目的は「豊富且つ低廉なる電力の供給を計るに在る」そのために新設される(實は既設設備の寄せ集めであるが)特殊會社は果して現在より廉價なる電力を供給し得るや。

問題は水力設備の評価如何であるが、五大電力の水力設備評価をいざこざなく終はらうと思ふならば水力建設費を少くも大同或は日電並に押えねばならぬ。これに主要送電線及び變電設備費を含ませ先づ五百三四十圓といふ所である。

假りに一キロ當りの拂込資本金負擔を五百五十圓とし、之に對する配當を六分(この配當金負擔三十三圓)營業費込の發電費を十五圓、償却三十年として十八圓、積立金四圓として計算すれば總計七

十圓となる。販賣地までのロスを一〇%と押へるとキロ約八十圓近いものとなる。即ち年キロ當り八十圓に賣つて初めて六分の配當をなし得る事となる。而もこれには濁水期に於ける火力補給費を見込んでゐない。

これに對して、現在五大電力相互に融通してゐる電力料金は年キロ八十圓から百圓といふところで火力補給費、送電ロス除外八十圓といふ採算では料金引下げの如き、痴人夢をとくにひとし。

假りに一步を譲つて、若干の料金値下げが可能なりとするも、それが果して社會政策的に見てどれだけの意義があるであらうか。

我々の見るところに依れば、電力統制の目的のためには現行法規を運用するだけで充分に達せられるのであつて、特別に新たな手段を要するとは思はれない。

最近電力會社はいづれも著しくその内容が良くなつて來て居り、各會社とも競つて事業擴張を爲してゐるから、現状の如く民間經營に委ねておくも電力料金の引下げは決して不可能事ではない。

周知の如く東邦電力は去る四月一日から電力料の全面的引下げを敢行した。このことは民間經營による料金値下げの可能なることの有力なる一證左である。

日電の池尾社長も生保協會の株主懇談會に於て「現在の電力料金は諸外國に比して決して高い事は

ないが、産業界振興のため必要とあれば民營のまゝでも尙低下せしむる用意がある」旨の意見を述べ民間の電力會社間に合同の機運が漸次濃化しつつある旨指摘したことは電力業者の意向が奈邊にあるかを推知する上に興味深い。

(ホ) (稻垣順康、「偽裝國策? 電力國營案を駁す」)

利益配當を強制的に制限してそれだけ料金の低下に廻すといふ肚らしいから或は一時多少の料金の値下げは實行出来るかも知れないが、然しそれは結局、一時的の幻惑に過ぎまい。これが永續の可能性は頗る疑問とせざるを得ない。そのよい例は煙草である。これが官營に付きもの、弊である。

なほ、わが國が、斯くの如き短期間に世界第二位の電力國としての榮冠を贏ち得るに至つたまでには、各民營會社が各地河川の採算のとれる地點は殆ど全部開拓し盡して了つてあるから、今後に残されてゐる地點は採算上極はめて不利の地域である。然るに遞信省は國民への公約の手前と、更に電力普及の建て前から採算を度外視してもこれを遂行しなければならぬわけであるから、その結果は延びて全電力の採算に影響することは明らかである。而もこれに加ふるにその經營に當るものが商賣下手お役人と來てゐるのであるから、採算上これが何時まで續くか疑問である。

従つて、結局は、一方において多少の料金の低下が行はれるにしても、他方において、これを國家

が補償しなければならぬやうな結果となることは必定と見なければならぬ。

(ヘ) (中森芳良、「電力國有と俸給生活者」)

政府當局は一百萬人の從業員とその家族との生活を國營の曉に於て如何にするのであるか。これは一の重大なる社會問題として十分考慮せられなければならぬ問題であつて、俸給生活者は生活權の擁護の爲に斷然戦はなければならぬのである。殊にこのサラリーマン階級は勞働者の如くに組合の力もなければ、軍人官吏の如くに國家權力を執行する所の權限もない。何等社會的力を持ち合せない所の之等の階級の失業は何を意味するものであるか。

政府當局の説明は、電力が國營になつても從來の從業員は凡てそのまゝ新設特殊會社に引繼がれるから、決して馘首する様なことはないと云ふであらう。然れ共民有國營と云ふことになれば、電力を經營する處の幹部は、必ず官吏であり、從來の從業員は結局民有である財産の番人たるに過ぎないことになるであらう。

政府は電力を國營にすることによつて社會政策的料金制を樹立するものだと云ふ。即ち「國民生活に重大なる關係を持つ電氣料金は、極力その低廉を圖ると共に産業政策及び社會政策を加味した料金制度を確立し、以て負擔の均衡を圖ること、即ち疲弊してゐる農山漁村に對しては特に安い料金で電

氣を豊富に供給することによつてその負擔を軽減し、或は副業を工業化して農家經濟の更生に資することが必要である。又國際貸借の改善、國防の充實等に緊密の關係ある諸般の電氣化學工業に對して安い電氣を豊富に供給し、之を助成することが肝要である。要するに、電氣料金は公益主義、全體主義の立場に立つて産業政策、社會政策的料金制を樹立することが電力國營の重大眼目である。」と云ひ更に説明して「負擔力のある部面現在既に相當低廉なる電氣の恩恵に浴してゐる方面と、負擔力の少い又現在高い電氣料を支拂つてゐる方面と同一の割合を以て料金の引下を爲すものでないことは勿論で、そこに政策的料金政策の意義がある」(八月廿三日東京朝日新聞所載)と云ふ。

乍然、斯くては全く電氣料金を税金と取り違へてゐる様な言ひ分で、斯くの如き抽象的にしてしかも見當違ひな説明を以て、電氣料金が一般的に低廉となり、國民生活の安定に資することが出来るなどとするならば、それは電氣料金と云ふものゝ本質を知らぬ素人と云ふより外はない。電氣料金が税金と同じ様に個人や事業の負擔能力に應じて賦課することが出来るものならば、政策的料金制の確立と云ふが如きことが出来るかも知れないが、政府の主張する政策的料金と云ふことは、電氣供給の技術上、都市と農村、市部と郡部と云ふが如くに地域的に區別して料金を課すると云ふ様な結果になるのではあるまいか。假りに都市と農村と云ふ風に區別せられ、料金が都市に高く農村に安いと云ふ様

なことになるならば、都市に於ても農村に比較して金持のみが住んでゐるとは限らないから、都市の貧乏人は益々生活の脅威を感じると云ふことになり、電力國營による政府の社會政策は立ち所にその矛盾を暴露することになるのである。

(ト) (東日、「電力國營の波紋、さらに検討を要す」昭和一一、八、七、社説)

遞信當局の企圖してゐる電力國家管理案を検討するに、幾多考慮すべき點があるが、先づ發送配電に對する電氣一貫事業を經營することなく、單に發送電事業のみを統制することによつて果して豫期の如き電力料金の引下げが可能であるかどうか。また現在既に當業者によつて開發された地點は最も水利に恵まれた所が多く、今後に残された水力開發地點は工事資金が漸次高價となることは免れぬ。斯る不經濟地點を開發すれば、コストは自然昇まり果して所期の如く電力料金を引下げ得るか疑問である。農村救済と農村工業化に資するため電力の普及をはかることは甚だ必要であるが、これが設備に巨額の資金を要するのみでなく、その料金を特に引下げれば一般料金はたとひ引上げられないとしても、少くとも低下すべきものが低下されぬ恐れがある。殊に電力の民有國營案を實行するためには民間電力會社の現物出資を如何なる方法で評價するか。これ等の評價を嚴重にせぬ限り、新會社の資本金や資産は水膨れとなつて到底電力料金の引下げの如きは望まれぬであらう。

(チ) (讀賣、「廉價供給は確實か」昭一一、六、二五 社説)

豊富低廉な電力を供給することが産業發展のためにも生活安定のためにも極めて必要であるのは何人も異論がない。問題は電力の國有乃至國營によらねばその實現が不可能であるかどうかだ。民有民營は今日までの實驗に徴する限り遺憾の點があつたことは事實だ。併し過去に遺憾なことがあつたのは電力會社に大部分の責任があるであらうが、監督官廳や政治の中心勢力にも責任がないとはいへない。これから推せば民有國營が實現するとして、その成立に際しまた成立後の運営に際して、民營當時と同様な遺憾なことがないと斷言し得るであらうか。

(五) 經營上の諸問題

(一) 遞信省發表の數字的根據に關する問題

(石山賢吉、「杜撰極る電力國營案の基礎的數字」ダイヤモンド、昭一一、一〇、一)
遞信省が、料金値下げの數字を發表した。其の數字は、資産評價に値をつけないでも、經營を合理的に統一すれば、五大電力だけで、直に三千萬圓の原價切下げを行ひ得ると言ふのである。随分うまい話である。そんな、うまい話が、事實になり得るだらうか。うまい話には、よく行き違ひがある。

遞信省案にも錯覺がないか。以下、其の數字發表に就て、具體的の檢討をしてみる。遞信省の發表數字は下表の如し。

遞信省の發表數字

- | | |
|-------------------------------|------------|
| 1、餘剩水力の利用に依る利益 | 二、三〇〇、〇〇〇圓 |
| 2、火力發電所の合理的運轉に依る燃料の節約 | 九〇〇、〇〇〇 |
| 3、電力潮流の合理化に依る送電損失の減少 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 4、發送電系統の綜合に依る豫備火力の節約 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 5、負荷の綜合に依る所要供給力の節約 | 六〇〇、〇〇〇 |
| 6、渇水期に於ける發電の綜合合理化に依る所要補給火力の減少 | 三、五〇〇、〇〇〇 |
| 7、湖水の積極的利用に依る利益 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 8、傍系會社よりの購入電力料金の低減 | 七、七五〇、〇〇〇 |
| 9、五社相互間の購入電力を供給者側の原價に依る料金の低減 | 四、七〇〇、〇〇〇 |
| 10、總係費の輕減 | 一、六〇〇、〇〇〇 |
| 11、資本コストの輕減 | 四、一五〇、〇〇〇 |

合 計

三〇、〇〇〇、〇〇〇

遞信省の發表數字に對して、電氣協會から反駁が發表された。そこで、最初に電氣協會の反駁意見を掲げ、其の次に記者の意見を書く。

1、餘剰水力の利用

協會の反駁

成る程、過去は、相當巨額の餘剰水力があつた。然し、今日は、五大電力を通じて二、三億キロワット時の餘剰しかない。これ位の餘剰は、需要増加に、忽ち消化されて了ふ。東京電燈だけでも、一年の需要増加は三、四億キロワット時に上る。他を合算すれば六億を超過する。故に、今後は、遞信省の言ふ如き、餘剰水力の存在を期待することが出来ない。従つて、是が利用による利益は有り得ない。

記者の意見

記者も先日はれと同じ事を書いた。記者も餘剰水力の利用を認めない一人である。然し、之に就ては、斯う言ふことが言へる。今日存在している餘剰水力が來年になつたら死滅するとしても、後日再び餘剰水力が生ずる。其の場合、電力を統一して、一元化して置けば、有無相通じて大に利益である。是れは尤もの議論である。記者は敢て此の議論を否定しない、然し、其の利益は小さなものと思

ふ。決して民營を國營に變更するほどの大利益でないと思ふ。どうしてかと言へば、數年來、東京方面に餘剰水力が存在して居るのは、電力界の常時ではなく、東電の放慢經營と其の他の事情から起つた、特別の出來事であるからである。東電は、一時、多數の仔會社を造り、多量の買電を約束した。その上又、競争防止の爲めに、不必要の電力をも買約させられた。其の結果東電には一時驚く可き多量の餘剰電力が生じた、一時計算にして二十萬キロ、一年の積算にすれば十四、五億キロワット時の餘剰電力が生じたのであつた。處が、一方、大阪や名古屋に於ては、火力を焚いて居る。そこで、それに融通しては……と言ふ議論が起つた。此の議論は、今回の國營案に始つたのではない。以前からあつたのである。そして、東電自身も 或程度まで此の議論を實行し、餘剰電力の融通をして居るのである。斯う言ふ次第で、東電の餘剰電力は、特別の事情から起つたものである。今後有り得る事實ではない。云はゞ偶然の出來事である。それを基礎にして議論を立て、統一の利益を云々するのは、無理ではないか。唯然し、擴張の過渡期に於て、若干、電力の過不足を生ずる。例へば、甲の會社は新電力が完成したのに、乙は未だ工事中である。そう云ふ場合に於ては、甲に電力が剩り、乙に不足する。五社を統一し、電力を一元化せば、其の場合に、有無相通ずる事が出来る。五社が對立して居れば、其の融通が圓滑に行かない——と云ふことはある。然し、其の融通は知れたものと、記者は考

へるのである。ナゼかと云へば、各社は、常に、電力の需要増加に先立つて擴張をする。だから、電力の不足するような事は殆どない。不足處か、大概剩るやうにして置く。剩して需要増加に應じ、需要者に不自由をさせないやうにして置く。だから、今後は、有無相通ずると云ふような利益は、餘り多く生じない筈である。問題は擴張の分量に存しよう。五社が對立して、各々擴張して行つた方が、電力の遊びが少くなるか。それとも、五社を合して一社となし、統一した擴張計畫を立てた方が電力の遊びが少くなるか。問題は、此の一點に存するものと思ふ。理論的に考へると、五社を統一して、一ヶ所で擴張計畫を立てた方が電力の遊びが少くなるやうに思われる。處が、實際はそれと反對である。五社が對立して居た方が、電力の遊びが少くなるのである。どうしてかと云へば五社が合して一社となると、經營に弛みが生じ、其の計畫が放漫になるからである。其の證據に、五大電力の中でも、其の規模が一番大きい東電がいつも問題になるではないか。會社も大きくなると、個々の活動に利害の觀念が薄くなり、役所に似寄つたやうなものとなつて經營が行届かなくなる。茲に於て、事業の經營には、規模といふ事が大切になつて來た。以前會社を合併して、大きくすればする程、利益であると考へられた。近年はそうでない。餘りその事業を大きくすると、經營に弛みが生じ、それより生ずる不利益は、小規模の不利益以上である。といふことが實驗上、明かになつて來た。そこで、近年は

無暗に規模を大きくすることを避けることになつた。手頃の規模を選ぶやうになつたのである。記者は單に東電の一社だけでも、現状は反對である。あれを分割して、モット小さい會社にした方がよいと思ふ。反對に大きな會社にするなどは、もつての外である。記者は、五社合併にも反對であれば、民有國營にも反對である。斯う云ふことは、議論だけ立派であつても、其の實が伴はない。五社が對立してコツ／＼やつた方が、實際的には利益であると、記者は信じて居るのである。

2、燃料の節約

協會の反駁

此の利益を生み出す爲めには、其の前提として、各社間に於て、一方に高能率の火力發電所を遊ばせて置き、他方に低能率の火力發電所を運轉して居る事實が存在して居なければならぬ。處が、阪神地方に於ては、能率の高い關西共同火力發電所を眞先に運轉させ、以下漸次能率の低い火力發電所に及んで居る。又、關西方面に於ては五大電力の中、火力を有するものは、東電及び日電の二社であるが此の兩者の間には、火力發電所を経済的に運轉する協定が行われ、それが立派に實行されて居る。尙ほ中京方面に於ては、五大電力中火力を有するものは東邦のみであるから、此の種の問題は起り得ない。

記者の意見

記者は協會の意見に對して多少異論がある。問題を五大電力に限れば、大體協會の言ふ通りであらうが、五社に附隨した傍系會社がある。その火力をも併せ考へれば遞信省の計算を或程度まで承認しなければならぬ。例へば、關東方面には、鬼怒電がある。是が能率の悪い隅田火力發電所を運轉している。之を東電の高能率發電所に振替へると、それだけ利益になる。又、中京方面には、東邦電力に附隨して、中部電力、合同電力、矢作水力等がある。是等に對しても火力の運轉を經濟的にすれば燃料の節約が出来る。遞信省の計上利益は九十萬圓であるが、此の利益金は大體承認すべきものであらう。

3、電力潮流の合理化

協會の反駁

潮流合理化に相當するものを各社間に求むれば、關東方面では東電の甲信線と大同の鹽尻線とがあり、關西方面は日電の主送電線と大同（昭和）の北陸線とがある。後者は、送電容量が略々平均して居るから、問題とならない。前者の合理化も設備費と操作上の不便とを計算以外に置き、節約額の全部を利益と計算するも尙三十萬圓程度である。又、次の如き場合を、遞信省は合理化運用の中に

入れて居るかも知れない。即ち、京都電燈へは、宇治電、日電、大同の三社より各々電力を供給してゐる。宇治電は、發電所より直接供給してゐるが、大同と日電は、主送電線により一旦大阪迄送電し、更に小送電線路を設けて別々に京都電燈に供給してゐる。之を一社に取り纏め、何れかの主送電線により直接に供給せば、節約を計り得べしと言ふのである。然し、今日の現狀に至るには、相當の年數を経、供給者も受電者側も、潮流上の均衡と調節を得て居るのである。今之を理想に従ひ改むるとせば變電所及送電線の新設に巨額の資金を要する外、受電者側も施設の變更を必要とし、是等所要資金の多寡並に操作上の便否等を考慮して其の可否を決すべきものである。送電「ロス」の減少のみを利益として擧げる譯には行かない。

記者の意見

協會側を潮流合理化に依る利益は認めて居る。然し之を變更する所要資金を計算しないことを指摘して居る。それは、如何にも協會側の云ふ通りである。潮流の合理化には、變電所の建設と送電線の新設が必要である。更に又受電者の施設を變更することも必要である。之に要する建設資金の利息を計算しないのは遞信省案の缺陷である。従つて、潮流合理化によつて遞信省の云ふ如き利益が捻出されるとしても、所要資金の利息を割引すべきものである。

4、豫備火力の節約

協會の反駁

現在、各社の發電所に對し、出力の二割以上に當り、且つ最大容量の機械と同量の豫備機の設置を命ぜられてゐる。之は供給の安全を保つため、技術上必要とする見地から出てゐるものと思ふ。若し五大會社の發送電線連繫により、之を節約するものとし得るならば、現に、今日各社の發送電は連繫されて居るであるから、同じくこの節約の出來ない理由はないのであつて、單にそれは監督行政上の方針の變化に外ならないのである。

記者の意見

是れも、協會側の言ひ分が、至當である。現在、五大電力には、左の火力設備がある。

東電	二五五、〇〇〇キロ
東邦	八一、〇〇〇
大同	一〇〇、〇〇〇
日電	二〇〇、〇〇〇
宇治	一〇〇、〇〇〇

合計 七三六、五〇〇

即ち五社の合計は、七十三萬六千キロである豫備は、五分の一置けと云ふ遞信省の規定である。然しこれには但書が附いて居る。其の豫備機械は、其の發電所の最大容量のものと同一であつて、然も出力が五分の一でなければならぬのである。そこで、大きな發電機を取り附けて置く處は、豫備が五分の一以上になる。現に、五大電力の豫備設備は左の通りである。

最大出力

東電	五〇、〇〇〇キロ
東邦	三五、〇〇〇
大同	二二、五〇〇
日電	四〇、〇〇〇
宇治	二一、〇〇〇
合計	一六八、五〇〇

即ち、其の出力は、十六萬八千キロである。之を本設備に對照すると

本設備 五六八、〇〇〇キロ

豫備設備

一六六、五〇〇

此の割合

二九%六

となる。即ち三割弱の豫備である。處が、五社を統一すれば、最大容量の牴觸がなくなるから、五分の一だけの豫備で済む。そうすると其の豫備は十二萬二千八百キロで足る。現在の豫備設備と四萬六千キロの差違を生ずる。之を本設備に廻はす事が出来る。すると、それだけ利益になる。遞信省案の五十萬圓は、此の利益を計上したものである。従つて、此の利益の計上は、協會側の云ふ通り少し無理だ。遞信省が、豫備設備を五分の一と規定しながら、それに但書を附けたのは、供給の安全を保障する趣意から出たものであることは、協會側の言ふ通りである。五社を統一した處で、發電所が合同する譯でない。規定の缺陷を楯にして、豫備設備の減少を云々するのは、遞信省として穩當を缺く。協會側はそれを行政の變更だと云つて、難じて居る。是れは、明かに遞信省が一本參つて居る。

5、負荷の綜合

協會の反駁

若し五大電力の負荷を全部一つの老なる「ループ」の中に入れることが出来るならば、供給の節約に依り、當局の言ふが如き利益を收め得るかも知れない。然し之を全部一つの「ループ」に入れて

總べてを併列運轉せしめることは、一ヶ所の影響が直に五大電力の全般に影響するから、到底技術上許さるべきものでもなく、又良質の電氣を供給する所以でもない。

記者の意見

斯う云ふ事は、専門中の専門で記者には批判の能力がない。之に就ては、専門家の意見を徴した。すると、その云ふ處は斯うであつた。五大電力會社の負荷合計は九州方面を除けば、二百萬キロを若干超過する。之を完全に綜合するものとしても、最大負荷の著しい減少を見ることは不可能であらう。然し、假に、五社相互間の散荷率に依り二%程度の節約を爲し得るものとせば、それより生ずる餘剰電力は四萬キロである。然し、其の四萬キロは、一日中の出力ではなく、尖頭出力に過ぎないから、一年一キロ十三萬圓位にしか見積れない。それでも四萬キロで五十二萬圓の節約となる計算であるが、故障の波及を防止する點から見ると、五社の電力を一纏めにした老の併列運轉は、行ひ難いから、此の節約は實際的には至難であらうと。そう聽けば、如何にもそうらしいことである。協會の反駁を至當と認めなければならぬ。

6、渇水期の發電

協會の反駁

今日、渇水に於て、五大電力とも、水力の無効放流を爲すことは、絶無である。唯、年に依り、東電の調整池に若干の餘裕を存し他に之を流用し得る場合もあるも、同社需要増加の現状に於ては、之も望まれない。従つて、補給火力の減少は何れの方面よりも、期待することが出来ない。又、河川に依る渇水期の相違は、五大會社に關する限り、夏期と冬期と反對になる如き著しきものはなく、過去の統計より見て、河川により幾十日か渇水期を異にすると云ふに過ぎない。年により、時に随つて、統計の示す如くならない場合が多々ある。故に、若し理論的に見て補給火力の節約をした場合、時に依り需要家に迷惑を及ぼさないとも限らない。需要家の利益を擁護する上から言へば、補給火力の設備は可成豊富にする事が必要である。

記者の意見

斯う云ふ事は、實際問題であつて理論では決定が出来ない。そこで東電に就て、事實の如何を訊いて見た。其の答に依ると、東電の冬季渇水期に於ける調整池の餘力は最近の實績に依ると、五萬キロであるそうである。協會側は、此の餘力は、聽て消滅するものとして其の利益を認めない。然し、之を關西方面に送電して火力の節約を計るとすれば、途中のロス十五%を差引いて四萬二千五百キロとなる。是が、電力需要の尖頭時に於て、火力の補給を減少し得る分量である。之を一年一キロ十三圓

と見積れば、五十五萬圓となる。遞信省案の三百五十萬圓とは、非常の差がある。遞信省の見積は過大である。

7、湖水の積極的利用

協會の反駁

恐らく、東電の有する猪苗代湖の湖面低下に依る積極的利用をさすものと思ふ。新設備のため資金を必要とするも、茲に擧げられたる程度の利益を齎し得るものと思惟する。然し、この湖面低下は東電に於て、十數年來出願せるも、尙許可の得られざるものである。單に、之を民營なるが故に許されず國營ならば許さるゝものと想定して、之が利益を計上せるは、其當否に付て疑はざるを得ない。

記者の意見

湖水の積極的利用は、誠に結構の事である。單に、天然の湖水だけでなく、人工的にも多くの湖水を作り、それを利用して欲しいものである。然し、それは、民營だから出来なく國營だから出来ると言ふ譯のものではない。民營でも國營でもやらうと思へば同じに出来る。イヤ、寧ろ、民營の方が上手に出来るであらう。湖水の利用は、技術の問題である。技術は、民間の方が優れて居る。それは、必ずしも、民間の技術家が政府より優れてゐると云ふ譯ではない。民間の方は、利害の觀念が強い。

従つて、事を熱心にやる。その爲に技術が優れることになる。是れは今日存在して居る多數の事實が證明するから、喋々を要しない。記者は、先日、信州の野尻湖を見た。同湖が、實に、能く、水力發電に利用されて居るのを見て驚いた。之に驚くのは獨り記者ばかりではない。大概の人は、皆な驚くのである。同じく此の湖水を視察した末次大將は、視察後其の感想として、天工人工、天下之偉觀と書し、會社當局者の努力を賞揚したと云ふ事である。野尻湖を掘り下げるとか、洪水期の餘水を、ポンピング・アップすると云ふやうなことは、國營でも出来る。然し、野尻湖はそれだけで開發されたのではない。其の裏面に電力の需要開拓といふことがある。これが國營では出来ない野尻湖の水力發電が利用されて居る新潟縣の上越地方は、積雪が深く、工場建設地には不適當の土地である。それへ近年工場がどしどし建設されて居る。それは野尻湖を經營する中央電氣の當局者が、努力して、工場を誘致した結果である。此の努力が國營には出来まい。工場を誘致するには、電力を安くしなければならぬ。電力を安くするには、その起用に細心の注意を拂はねばならぬ。それは、利害を脊負つて居る、私設會社の經營者であつて、始めて出来ることである。一片の辭令で、走馬燈の如く、進退させられるお役人様では出来ない。野尻湖の開發は、一技術家が學校を出てから三十年、上越山中に立籠り、その經營に従事した結果である。官界や特殊會社に、斯う云ふ特異の技術家が存在するか。遞

信省が民營會社より湖水の利用が巧みと思ふのは大間違である。遞信省や内閣調査局は、尾瀬沼の發電を云々して居る。そして、それを、國營の專賣であるやうに吹聴してゐる。處が、それは、古い案の焼き直しである。尾瀬ヶ原に水を溜め、それを逆に利根川に切つて落し、高落差を得る事は、二三年前に亡くなつた藤山常一博士の立案である、この立案は今から十數年前の事である、此の案は、東電に引繼がれた。同社が尾瀬沼の水力を利用する際は大體、之の案を用ゐられる事になつて居る。調査局の尾瀬沼利用案は、それに若干の修正を加へたに過ぎないのである。斯う云ふ風に、湖水の利用は、民間では以前から研究して居るのである。國營を待つて始めて實行し得るものではない。唯湖水の利用には、他との交渉が必要である。例を猪苗代湖に取つて云へば、現在、猪苗代湖は三尺三寸利用されて居るに過ぎない。その爲に、空しく流出される水が、一年六十億箇に達して居る。そこで、モット利用面積を深めたいと言ふのが東電の念願である。湖水の利用面積を今七尺下げる。即ち其の利用面積を十尺二寸に擴大するのである。そうすると、猪苗代湖に流入する水が全部利用されて空しく流下する水が一滴も無くなるのである。此の事を東電が出願して居るのだ處が、それには安積疏水の承認を得なければならぬ。元來、猪苗代湖の利用面積を、三尺二寸しか許可しなかつたのは、安積疏水の爲めである。安積疏水の取入口が、湖面の満水以下三尺二寸の處にある。それより利用面積を

引き下げれば安積疏水の引水を妨げる事になるので、それだけの利用しか許可しなかつたのだ處が、利用面積を七尺引下げると、安積疏水の取入口も、それだけ引き下げねばならぬ。其の工事は、水力發電の必要が起るものであるから、全部東電が負擔すべき筋合であるが、茲に一つの問題がある。それは湖水利用の引下げに依つて、農業方面も利益を受ける事である。湖面の利用面積を引き下げると、安積疏水も引用水量が多くなる。そうすると、その爲めに活きる田地が四五千町歩ある。そこで東電が、其の工事費を全部負擔するとは言はない。安積疏水と其の分擔でごたくして居るその爲に其の出願が許可にならずに、今日迄愚圖々々になつて居るのである。これには、東電が、此の問題に熱心にならぬと言ふこともある。東電には電力が剩つて居る。今後は兎も角、今日迄は、此の問題に熱心になる必要がなかつた。それで許可が愚圖々々になつて居るといふこともあるのである。然し、何にしても會社である他との交渉が面倒になる、之を國營にすれば、斯う言ふ交渉は比較的簡單に片附く。と云ふ利益は國營方面に認めなければならぬ。然しそれは少し面倒だといふだけで、民營であつても出来ない事ではない。出来ないければ逓信省が骨を折つてやる可きものだ。國營だからとて、湖水利用の利益を擧げるのはおかしい。特に、湖水の利用は現在の問題ではない現在に於ては、湖水の利用はされるだけされて居る。それであるのに、逓信省はこの利益を三百萬圓計上して居る。何の

根據にこんなことをしたのか。記者にも諒解が出来ない。

8、購入電力の原價

協會の反駁

本項目に依る差額千二百四十五萬圓は(一)傍系會社よりの購入電力料に關するもの七百七十五萬圓と(二)五社相互間の購入電力料に關聯するもの四百七十萬圓の二つに分たれて居る。(一)は從來傍系會社よりの購入電力料は高きに失する。故に原價より計算して七百七十五萬圓は減額し得るとの見込みより出發して居る。然し、此の場合、減額し得る理由は傍系會社にあるのであつて、五大會社にあるのではない。減額すべき金額の當否は暫く措き、之を減額し得るものとせば、五大會社を一元化せずとも減額し得る性質のものに屬し、五大會社の一元化と無關係のものと云はなければならぬ。(二)に依る差額の計上については全然了解に苦しむ。五大會社の綜合原價を見る場合には、各社相互間の電力購入料は當然除去せらるべきである。然らざれば原價が重複して計上される不都合が生ずる。現に逓信省發表に依る總原價一億七千六百萬圓を試算するに、相互間の購入電力料は包含されて居ないことが判る。さすれば原價に入れてないものから、差額を生ずる事となり、全く一つの幽靈計算と云はなければならぬ。

記者の意見

本問題は、二つに分れて居る。(一)は傍系會社よりの購入電力料金、(二)は五社相互間の購入電力料金である。五社相互間の料金差額に對しては協會側は、遞信省の錯覺と斷じ、頗る痛烈な筆法を以て其の利益の計上を非難して居る。曰く五社を一元化せば、相互間の購入電力はない。購入電力のない處に料金の差額が生れるか——と云ふのが協會側の主張である。然し能く考へて見ると斯うした利益の計上も、有り得ないことはない。唯、此の利益は、次ぎの資金コストと關係して居る。五社相互間の料金を削減し、更に資金のコストを削減するに至つては、明かに二重計算である。此の點は遞信省の一大失態と言はなければならぬ。失態と云ふよりも、寧ろ、醜體である。民間の電力業者を無能と認め、電力民有國營を立案した遞信省が、錯覺に基く二重計算をして、天下に公示するに至つては醜體の極である。次ぎの傍系會社よりの購入料金に對しても協會側の云ふ處に、理窟がある。協會側曰く、減額し得る料金ならば、五社を一元化せずとも減額し得るではないかと。全く其の通りである。以前、電氣料金の決定は、當事者相互の意思に基くものであつた。處が、去る昭和七年に電氣事業法が改正され、其の決定に遞信省が干渉するやうになつた。遞信省は、之に就て、官民合同電氣委員會を設け、干渉の基準を決定した。其の内、電氣會社相互間の料金に關する基準は、次ぎの如きもので

あつた。電氣事業者間の電氣料金は、受電事業者側の所屬地帯に於ける發電、送電、業務部分の標準原價額を基準とす。これは電氣を買ふ會社一例へば、東電ならば、東電の標準原價を基礎にして、料金を決定すると云ふ意味である。改正電氣事業法の料金に對する方針は、原價主義であつた。此の規定は、原價主義に對する例外である。即ち東電の如き配電會社が、他から電氣を買ふ場合は、たとひ其の會社の發電原價が高くなつて居ても、東電の發電原價に引き下げて、電力料金を決定すると云ふ意味である。此の規定が設けられてから、傍系會社からの購入電力は、契約更改期が來れば大に引き下げ得ることゝなつた。敢て國營を待つ必要がない。協會も此の趣旨から云つて居るのであらう。但し、電氣委員會の決議には、附帶決議が附いて居た。それは、本基準料金の適用に當つては、當業者の現行料金並に現在の營業事情に急激なる變動を與へざる可きことを趣旨とし、運用に手心を加ふ可きこと。と云ふのである。即ち急激なる變動を避ける趣旨である。言ひ換へれば料金の引下げはヤワ／＼やる趣旨である。國營がそう云ふ手弛い處置を認めないで、一気に料金の引下げを實行するとすれば、それだけ違ふのである。然し、記者は、株主の有する營業會社に對して、そう云ふ手嚴しい處置には賛成しない。

9、總係費の輕減

政府案に對する反對論

協會の反駁

遞信省案に依れば、從來の會社が存續し、新に資本金二十億圓の設備會社が設けらるゝのであるから全體として總係費が増嵩するのは自明の理である。

記者の意見

記者は、國營の方が経費が膨脹すると信ずる。然し、現在の如く電力各社が多額の重役賞與を取つて居ては、多數の人は、總係費の輕減を承認するであらう。五大電力の最近の重役賞與金左の如し。

(昨年下期と上期の合計)

東電	五〇〇、〇〇〇 ^円
東邦	六六〇、〇〇〇
大同	三二〇、〇〇〇
日電	四二〇、〇〇〇
宇電	三七〇、〇〇〇
合計	二、二七〇、〇〇〇

即ち合計二百二十七萬圓の重役賞與を支出して居るのだ。小賣會社は兎に角、發送電會社は單純なも

のだ。それが斯様に多額の賞與を取つて居るのは、誰が見ても穩當と思ふまい。遞信省が總係費の節約を思ふのは、當然である。今回の國營案が物になると、否とに拘らず、此の點は電力各社の反省を要する。否、獨り、電力會社だけでなく、日本全國の重役は皆な反省の必要がある。

10、資金コストの輕減

協會の反駁

遞信省案の云ふ資金「コスト」の輕減は何を意味するか不明である現在の事業會社が有する社債及借入金は全部之を在來の會社に残して置き新會社の現物出資に依る財産のみを所有することになる建前であるから、新會社には借入金の低金利利用に依つて資金「コスト」の低下を計る場合はあり得ない。従つて、この資金「コスト」の低下は配當率低下の豫定より生ずるものと解せざるを得ない。果してさうであるとする、之又、五大會社の一元化より生ずる原價の切下げとは全然無關係なものである。茲に之れを計上せるは不當と云ふ外はない。

記者の意見

記者は、此の計算は承認する。協會側は「五大會社の一元化より生ずる原價の切下げとは、全然無關係のものだ」と反駁して居るが記者には其の意味が諒解されない「配當を政府が保證して其の率を低

くし、それだけ電氣料金を安する」と云ふのが民有國營案の根本趣旨であるから、資金コストの低下は當然ある可き事である。但し、之に關して一言を要するのは、改正電氣事業法を勵行しても資金コストが相當低下する事である。であるから、遞信省が計上した減額の全部を、國營の賜とは見られな。其の中の九割迄は電氣事業法で減額し得るものである。以上の如く、遞信省の計上利益は甚しく誇大である。そして、全然物にならぬ無稽の數字も澤山ある殊に記者が遺憾に感ずるのは、其の中に大きな矛盾が二つあることであり。第一は、時に關する矛盾であり、第二は、計算に關する矛盾である。假に遞信省の云ふ賣り節約が行はれるとしても

○餘剰水力の利用

○火力の節約

○潮流合理化の半分

は現在擧がる利益であり、

○潮流合理化の他の半分

○豫備火力の節約

○負荷の綜合

○調整池の融通

は將來擧がる利益である。それを一括して同一利益に計上したのは時に關する錯覺から來たものである。それから計算の矛盾といふのは前項に詳記した如く、五社相互間の料金低下と資金コストの輕減とを重複計上したものである。電力界を指導監督する遞信省に斯様の錯覺があり、其の數字を基礎にして、電力の民有國營と云ふが如き、重大事を決定しやうとするのは、甚だ遺憾である。

(二) 水主火従の問題

(イ) (池尾芳藏「政府の電力國營案に反對する」昭一一、七、一〇、國策研究會第六回例會同氏講演) 政府案によれば公益的立場からみて合理的な計畫を立て得ると謂ふ。そして水主火従の方針を傳統的に變更しない。

現在我邦に於て經濟的に開發し得べき未開發水力は大體二百五十萬「キロワット」或は四百萬「キロワット」と推定される。政府に於ては五百萬「キロワット」乃至七百萬「キロワット」と稱して居る。そこで燃料國策の必要からいくら高くとも水力でやるのだと云ふ議論ならばそれは批評の外である。然し水力を重んずるにしても少し程度が過ぎるのではないか。成程九州の石炭は少いが朝鮮、滿洲には石炭は多量に埋藏されて居る。何にも夫れ程迄にして水力にのみ依存する要はありません。

合理的な發電の一方法として河川に高堰堤を作ること考へられて居る様である。而して其理由として同一河川に於ける各箇の發電所の使用水量が區々であつて統一して居らぬ様な點も擧げられて居る。成程現状から見れば多少不合理の點もあるが其原因は電氣事業發達の程度に従つて政府の方針に變化があつた爲である。即ち電燈を主とした時代には供給の確實を期する方針で湯水使用を標準とし工業動力を減とする時代に入れば電力料の低下を圖る趣旨より平水量使用を標準とし、更に水火併用に依り、或は調整池の施設に依り出來得る限り多量の水量を使用せしめると云ふ風に變化して來て居る。従て時期を異にして建設した發電所に多少不統一のあるのは已むを得ない所で之は過去の變遷に依る自然の結果である。恐らく將來に於ても四圍の經濟事情の變化又は技術的發達に依つて同様の結果を生ずるのではあるまいか。此點より見て合理化の實行は觀念的には容易であるが實際上から見ると果して可能なりや否やに付ては疑問であると思ふ。

(ロ) (林安繁、「電力國營論に就て」東日、昭和一一、七、九)

從來遞信省の發電計畫に對する方針は、殆ど例外なしに水力を主とし、火力を従とすることに省議決定してゐる。これは燃料國策の見地からのみ見た方針で石炭の埋藏量が少いから、成るべく水力資源の開發に努めるといふのである。

此處においてか水力のないところへは長距離送電をなし見す／＼線路、變壓の損失により多量の電力を損失してゐながら、低廉なる火力發電を常用にすることを許さない。しかるにもしこの方針を改めて、水力を常用として火力を補給用となすことにすれば電力は目に見えて低廉となるのである。これを實際についていへば近畿地方は水力に乏しき代りに石炭が比較的低廉なるがゆゑに火主水従とし中京方面は水火ともにその發生費相伯仲するが故にこれを等分に併用し信州、富山方面の如きは水力低廉にして石炭高價なるをもつて水主火従とし、九州方面は中京と同じく水火等分併用をなすをもつて得策とするが如くである。今や滿洲、朝鮮の石炭漸く開發の緒につきつつあるを以て、決して日本内地の石炭埋藏量の少きを憂ふるに足らないのみならず、昭和三年石炭鑛業聯合會發行の石炭時報に據るに、我國の石炭埋藏量はこれを英米に比してこそ少いが、なほ七十億七千萬トンの餘裕があるから今日の如き水力を遠距離に輸送供給するが如き不經濟な方法は速かにこれを改めねばならぬ。これによりて電力料の低下を來すことは明かに計算が出来るのである。

×

×

×

(奥村喜和男「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載)

現行電氣料金を國策遂行上の見地から引下げが必要であるならば現在の組織機構のままでもその餘地あり。即ち「水主火從」の政府の發電計畫方針を變更して「火主水從」たらしめよと主張する、火力は水力よりも安價なやうに言ふがその安價だと言ふのは在來の高價な水力設備に比較してであつて最近二、三年來の開発水力及び今後の開発水力は、一次變電所に於て新式火力發電の原價よりも決して高くはない。新水力は新火力と充分競争出来るのである。從來水増をなし又は償却不充分等の爲め特に固定資産の高價となつてゐる舊水力發電と比較して火力が水力よりも安價だといふのは如何なるものであらう。

我國は石炭資源の貧弱なる國である。その包藏量の少ない石炭を發電の爲めに消耗するのは如何にももつたいない。石炭は石炭のみよりしか生産されない特異の用途に使用すべきである。又石炭は水力と違つて有限である。原料國策の見地からも石炭は出来るだけ愛惜して置かねばならぬ。然るに我國には天の攝理によつて恵まれた水力資源がある。發電は何處までもこの水力に依存すべである。「水主火從」は我國電力行政上の鐵則であらねばならぬ。又滿洲、朝鮮に於ける石炭埋藏量の必ずしも少なからざるを強調して、これを我國發電の爲めに使用すべしと説く。乍併平時に於てならいざ知らず戰時に於ては其の輸送は殆んど不可能となる。即ち船舶は殆んど軍事上に占據せられ船腹の不足は國

家的大問題にして石炭輸送の餘力などあるべき道理がない。戰時に於てこそ電力の需要は倍加し激増するものになるに、この時發電不可能となるが如き方法を探ることは、我利々々の電氣經營者ならばいざ知らず國防目的をも併せ考慮せねばならぬ政府の政策としては一顧の價値だになき議論である。

我國の發電計畫は飽くまで「水主火從」が不動の方針でなければならぬ水力資源を最大限度に開發利用しなければならぬ。水火併用の我國に於ては、水力の最高能率的使用の條件の下に於てのみ行はれねばならぬ。此の意味に於て火力發電は或る程度不可避である水力により多く利用せしむる爲めに火力を必要とする。併し水力に恵まれない地域、水力の送電不可能の處には勿論火力を常用としなければならぬことは言ふまでもない。併し何れにしる火力を個々に施設して居つては其の設備のムダが多い。可及的廣範圍に纏めて最も經濟的な方法で建設し使用しなければならぬ。いささか斯様な見地から生れ出たものに所謂共同火力なるものがある。民間關係會社の共同出資により其等の出資者の絶對的な支配の下に建設し運営せられて居るものは、火力としての技術的性能は最も有効に使用せられて居るかも知れぬが、その料金は決して一般的に低下せしむるやうには定められて居らない。否、寧ろ反對に料金低下を阻止するやうな政策を採つて居るやうである。自分等の利益擁護以外何ものをも考慮することなしに定められて居りはすまいか。發送電の國營の下に於ては、火力はこれを最高能率

的にしかも料金低下の槓杆たらしむるやうに建設運用することが可能となるのである。

(ハ) (小島精一、「電力國營の批判と統制私案の提唱」昭一一、七、六、電氣俱樂部講演速記 講演三三一號)

一大電源を開發して、大規模電力を大きな送電線で、長距離に亘つて送るといふやうな浪費的なやり方を採用する前に、成る可く電力を多く使用する事業を電源の近くに持つて行くといふやうな合理的な考慮が當然拂はれなければならぬ。更に今日の電力技術的な見地からみすみす採算に合はないやうな、無理な發電計畫を敢行して、それに依つてコストの高い電力を水力に依つて開發するといふやり方が、果して動力經濟の妥當な解決策であるかどうか、充分檢討せねばならぬ。恐らく石炭その他の動力源泉と総合的に併せ考へて、合理的な發電計畫を樹てなければならぬ必要ある問題と思ふ。なんでも水力電氣さへ開發すればそれで宜しいといふ譯ではないのであつて、水力が或る程度以上に開發されてコストが高くなれば、それを一應そこで中止して火力發電に移るといふことも、技術的には當然な考慮だと思ふ。政府では國營案の有力な根據として、なんでも未開發水力をドン／＼無採算主義で開發するかのやうな印象を與へてゐる。近年滿洲及び北支那の老なる資源により豊富なる石炭の供給が出来るやうになつた。この新しい土臺による火力の發電、之に依つてこの問題を総合的に

解決するといふ工夫が大切である。何でも彼でも無理をして水力の電源を遮二無二開發するといふことが大きな國防經濟の見地から言つても望ましい解決の方法だとは思はぬから、それをやるために國營にするといふのなら不合理、無理も甚だしい。

(三) 大發送電遂行の問題

(池尾芳藏、「政府の電力國營案に反對する」昭一一、七、一〇 國策研究會第六回例會同氏講演)

政府案の利益として大發送電を遂行するのだと云ふ事だが新聞の報道に依ると日光の奥尾瀨沼に八十萬「キロワット」を發電する計畫と傳へられて居る。そして尾瀨沼の電氣を二十萬ヴォルトで五百哩の大阪へ遠送するものとも傳へられる。或は二百萬「キロ」の必要はないかも知れぬが一朝有事の日のレザーブにしようかと云ふとのことである。電氣事業者は斯くの如き空想的なことは出来ぬ。之が事實であるとするれば國費の浪費であると考へる。

尾瀨沼の計畫に付ては尾瀨沼に大貯水池を築造して晝間丈發電すると云ふ計畫には水の上げ下しに四割乃至五割の「ロス」がある。而も發電所が大需要地の近くにあればまだしも遠方の都市へ輸送するには巨額の送電線建設費を必要とし而も三四時間位の發電を行ふのでは算盤が取れぬ。尾瀨沼から

大阪までの線路を作れば途中東京にも供給出来るではないかと謂ふことも考へらるるのであるが、それは周波數の關係から融通は不可能である。即ち東京方面は五〇サイクルであるに對し大阪方面は凡て六〇サイクルであるが爲である。

此のサイクル問題から見ても尾瀬沼の發電計畫が極めて不經濟になつて來ると謂ふのであります。

×

×

×

(出 第二郎、「電力國營と其影響」ダイヤモンド 昭一一、八、一)

五ヶ年間に二百萬キロの水力を開發するとか、尾瀬沼から大阪迄の送電が早急に實施せられる様に池尾氏は考へられた様である。經驗ある電氣事業者としては輕卒な言論であらう。十數年前に、發電會社が、需要には頓着なく大水力の開發を爲し、電氣事業界を混亂せしめたことがあるが、あの時の經營者であれば、池尾氏の心配する様なことをやるかも知れない。

技術問題としては、サイクル統一問題がある。國家百年の計を樹てる上から見れば、最も近き將來に於て是非實行しなければならぬ。目先だけを見れば、統一しなくてもいいであらう。而し適當のブロック内は早急に統一する必要がある。例へば九州の如き、東北地方の如き。

高山地帯の水力開發と山林及治水政策とを綜合して行ふには、電力國營が最も必要である。

火力發電は、水力の缺乏して居る地方では當然である。然し原則としては水火併用で進む可きで火力は水力開發を有効ならしむる限度に於て使用せらるることが必要である。只關西共同火力の如き不都合な經營が爲されつつあるのは早く解消して、國家的に有効なものとなす必要がある。

(四) 發送電と配電の分離の問題

(イ) (稻垣順康 「偽裝國策? 電力國營案を駁す」)

發送電と配電との分離は、電力の如き企業の綜合化を必要とする事業において最も大きな缺陷といはなければならぬ。即ち日本の電力事業は既に歴史的にも(二)の兩者の結合による一貫作業化へと進んでゐるし、理論的に見ても此の縦斷的結合化は寧ろ促進さるべきで、刻々變動する需要状態を敏速且つ正確にキャッチして發送電經營を合理化するには何うしても一貫作業を必要とする。而してこの兩者の分離には必然的には次の如き重大なる不利益が派生するのである。

- 一、人件費、雜費の重複による浪費
- 二、需給兩面の敏活にして能率的な調整の困難
- 三、特殊電力、深夜電力等の有効な利用上の困難
- 四、兩者の分離による會計上の獨立化から綜合的計算が不可能となり必然に小賣値段の若干の釣上

げを生ずること

五、渾然たる綜合的計畫化の困難等

然らば何故遞信省はこの兩者を分離しなければならなかつたか。それは恐らく民有國營案といふ中途半端な畸形兒案をでつち上げなければならぬ破目となつたために御都合主義から止むを得ずこれを切り離したるものであつて、企業組織の理論からいへばこれまた極めて不徹底なる解決方法といはねばならぬ。

(ロ) (永田耀) 「電力國營案の檢討、遞信省案、調査局案の批判」

發送電と配電とは決して本質に於て雪と炭といふ様な異質なものではなく、いはゞ親子關係の如きものである。池尾日電社長が生保協會で述べた如く「電氣はストックが不可能であるから兩者を二つに分ける事は不合理であるのみならず國營の目的が料金引下にあるとすれば配電の國營は一層必要である」。歴史的にも我國の電力事業はこの兩者の結合による一貫作業の方向に進んで來てゐるし亦最近實現せられた滿洲電業の統制は明白に一貫作業の立場を採つて居る。又ソヴェートの電力國營の驚異的成功に就いて、イーブドニツキは左の如き興味ある言葉を語つてゐる。「社會主義的電化のレーニンの見解の最も特徴的なモメントは、統一であり、計畫的電力經濟の基本的な諸要素―發電、

送電、及び電力消費―の不可分の有機的な相互的結合である」(イー・ブドニツキ、全ソ電化委員會の十五ヶ年)

故に我々が發送電と配電との不可分を主張する所以のものは決して「毒を食らはゞ皿までも式の議論―これは主として電氣事業者の一部から聞く聲であるが(と割註してゐる)―(奥村氏前掲)―」からではない。

一貫作業は最近の事業經營の技術的方向である。製鐵然り。人絹然りである。電力のみが獨りその例外たり得る理由がない。

電力國營がこの際どうしても不可避であるならば發送電と配電を分離せしめる事よりも、電力全系統的國有政策を以て勝されりと考ふるのである。

(ハ) (小島精一) 「電力國營案の批判と統制私案の提唱」 昭一一、七、六、電氣俱樂部講演速記 講演三三一號

發送電と配電とを分離するといふことが經營能率の見地から言つて果して妥當であるかどうか大きな疑問である。外國へ競争品を賣込むといふやうな場合には特別の商業的才能が必要であるから、之を専門的な商人の手に委託するといふことは望ましい經營の仕方であるかも知れぬが、國內の市場で

あり、而も電氣事業の如く、これが大體獨占的な傾向を持つて居る所の事業に於て生産と販賣とを分離しなければならぬ所の特別の理由はないと考へられる。況んや事業を分離して別個の獨立會社を對立的に拵へるといふことは、人件費だけでも重複する、雜費の重複も考へねばならぬ。加之發送電と配電事業との間の合理的な調節特殊電力の有効な利用といふやうな見地からみても、更に又綜合的な電力經濟のコントロールといふ見地からみても寧ろこれは一貫作業化さして置く方が望ましいであらう。特に之を分離しなければならぬといふ理由の如きは、極めて薄弱であると思ふ。

(二) (社會大衆黨國策叢書第一輯 「電力國營」)

配電關係のコストは固定資本利子をも合せて、全體の電氣事業コストの五〇%を構成する。従つて假りに發送電國營により卸賣料金が二割下つたとしても、配電關係がそのまゝである限り小賣料金は於ては一割程度の値下にしかならない。然るに若し配電をも國營化すれば、その利益率が現在發送電に比して遙かに高い事實にかんがみ、卸賣料金の値下率以上の値下を小賣料金の於て實現し得る。更に電力原價の引下に重大な關係ある綜合配電組織の確立は、配電事業の所有關係を統一しなければ實現困難である。また民營配電業者がどの程度まで政府の統制に服するかも疑問であり、早晚配電もまた國營化されるといふ期待は、彼等をしてサーヴァイスに冷淡ならしむる憂ひがある。

x

x

x

(出弟二郎、「電力國營と其影響」ダイヤモンド、昭一一、八、一)

發送電事業を國營とするならば、配電事業をも同時に國營としなければ効果が上らない、と云ふ立前から來たもので、結論として、發送電と配電とは不可分のものだと云ふ論である。本年四月に、池尾氏が生命保險業者の前で國營反對論を述べられた時、此の論をされた。小島氏は「有力なる専門家」に聞いて、不可分のものだと盲信されて居る様である。流石に池尾氏は公式の反對論表明に當り、此の問題については、一言も言及されて居ない。電氣事業が少しでも判つて居る人なら、發送電事業と配電事業とが分割經營さるべきものでない、など云ふはずがない。只だそれが分割經營されて悪い場合は、現在の我國の電氣事業經營組織の様に卸賣事業と配電事業とが、對立的に存在する場合だけである。即ち平面的に並立して居るから悪いのであつて、立體的に重なつた系統になつて居れば、發送電と配電とに分割することが、國家的統制の上では却つて有利である。小島氏も他の「有力なる専門家」の意見を聞く必要があらう。

(五) 合併の問題

(林安繁、「電氣國營論に就て」東日、昭一一、七、七)